

オスマン帝国の黒海穀物貿易独占とモルダヴィア・ワラキア（下）

武 田 元 有*

〔Ⅲ〕 パクス・オトマニカの解体とモルダヴィア・ワラキア

英仏両国はそれぞれの国内動乱を鎮静した17世紀後半から再び海外貿易の発展に努め、新大陸・東インドをめぐる覇権抗争を展開する一方、東欧諸国は啓蒙専制主義のもと経済拠点への領土拡張と海外貿易の振興を進めた。以上の動きは相互に連動しつつ展開し、最終的にオーストリア継承戦争（1740-48年）・七年戦争（1756-63年）を経てイギリスは二大植民地を基礎とする第一次大英帝国を建設する一方、プロイセンは新興の大陸強国としての地位を確立する。かかる世界史的条件のもと、墺露両国は自ずと領土拡張の方向をバルカン・黒海地域へと向けることになった。

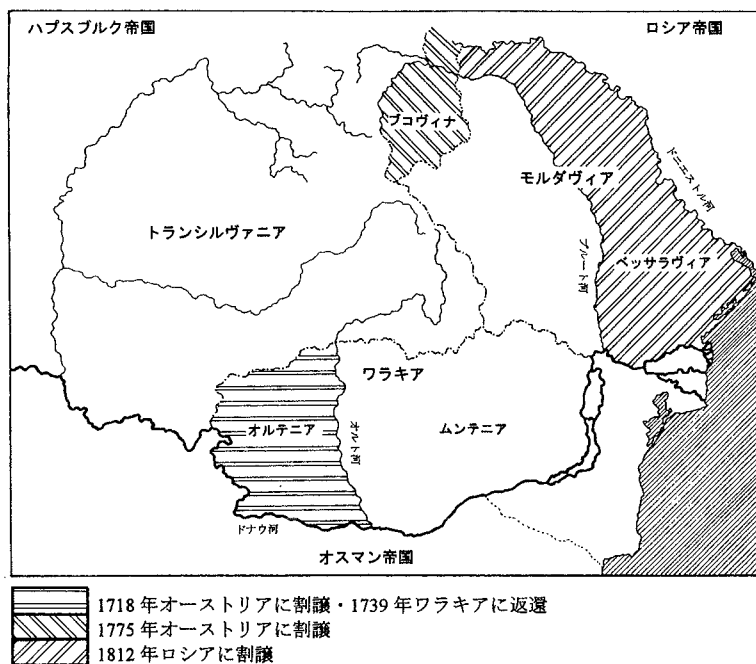
まずロシア皇帝ピョートル1世（在位：1682-1725年）は即位後間もなく露土戦争（1686-99年）を遂行し、1700年コンスタンチノーブル講和条約のもとアゾフ海を併合している。続くスウェーデンとの北方戦争（1700-21年）と1721年ニスタット条約ではバルト海進出を実現したが、ただしこの間スウェーデン＝トルコ同盟を破断するべくモルダヴィア公国君主ディミトリエ・カンテミール Dimitrie Cantemir（在位：1710-11年）と同盟しつつ遂行された再度の露土戦争（1710-13年）には敗れ、1711年プラウト条約・1713年アドリアノーブル条約において逆にアゾフ海を返還している。またオーストリアは皇帝レオポルト1世（在位：1658-1705年）治世の神聖戦争（1683-99年）と1699年カルロヴィツ条約によるハンガリー・トランシルヴァニア奪回に続き、カール6世（在位：1711-40年）治世にはヴェネツィアと連合した再度の神聖戦争（1714-18年）と1718年パッサロヴィツ条約によりセルビア北部・ワラキア西部（オルト河以西5州＝オルテニア）を併合した（図1）。続く1730年代のポーランド継承戦争（1733-35年）ではフランスが仏土同盟を形成して墺露両国を挟撃したため東欧両国の対土戦争（1736-39年）が再発するが、しかし墺露両国はこれに敗れ、オーストリアは1739年ベオグラード条約においてワラキア西部を返還し、またロシアは同年コンスタンチノーブル条約によりアゾフ海における中立義務を甘受している。かくしてヨーロッパ国際紛争と連動して北欧・フランスがトルコを支援した当該段階においては東欧列強の進出になお一定の限界が存在したと言える。⁽¹⁾

なおオスマン帝国はこの間にサファヴィー朝ペルシアと三次にわたる戦役（1722-32, 32-36, 42-46年）を展開しており、バルカン戦線と並び東部国境の防衛にも絶えず留意せねばならなかった。また南方のエジプトでは帝国政府が任命するエジプト総督の後退と在地貴族マムルーク・ベイの伸張が明白となり、とりわけイブラヒム・カトフダ（在任：1743-54年）は帝国からの脱却傾向を強めている。かくしてアラブ地域においてもオスマン支配体制の動揺は顕著となった。⁽²⁾

以下本節ではパクス・オトマニカの解体が進行する18世紀前半を対象に、オスマン帝国のルーマ

*鳥取大学教育地域科学部 地域社会講座

図1：モルダヴィア・ワラキア（18世紀）



〔典拠〕 V. Georgescu, *op. cit.*, p. 95.

ニア統治における政治的・経済的特質とこれに伴うルーマニア農業の変化について検討しよう。

（1）ファナリオト制度とルーマニア国家

周知の如く18世紀バルカン地域では徴税請負権・行政官職を掌握する地方名望家層アーヤーンの興隆により、旧来の集権的なオスマン支配体制の弛緩が進行する。対してルーマニアでは東欧列強の進出を阻止するべき防壁としてオスマン支配の再編・強化が志向されており、1711年D・カンテミールの反乱を契機に在地ポイエールを公国君主として任命する14世紀以来の自治制度は廃止され、以後1820年代までオスマン臣民たるキリスト教徒ギリシア人（「ファナリオト」Phanariote）を公国君主として指名・派遣する「ファナリオト制度」Phanariotism が導入された。この結果公国君主の任免権は全国議会からスルタンへと移行し、君主の性格は公国利害を代弁する君主prince（ヴォイヴォダ voivoda）からオスマン統治を媒介する知事governor（ホスポダル hospodar）へと転換する（17世紀「黄金時代」Golden Ageから18世紀「鉄の時代」Iron Ageへの移行）。

ただし他のバルカン諸国が形式上は依然としてティマール制によるオスマン政府の直轄支配を受けたのに対し、ルーマニアはファナリオト体制のもと間接統治を受けるにすぎず、国内政策の領域においては全国議会の存続と広汎な自治を認められている。またファナリオト君主は必ずしもコンスタンチノーブル居住ギリシア人から登用されたわけではなく、むしろルーマニア現地での穀物買付・宗教活動及び在地貴族との婚姻関係を通じて「帰化」rumanizedしたギリシア系ルーマニア人から大半が輩出されたこと、したがって必ずしもオスマン支配の尖兵としてのみ機能したわけではなく、同時に近隣東欧諸国の啓蒙専制主義に触発された種々の先進的内政改革をも推進したことが指摘されている。⁽³⁾ 以下、かかる二面性に留意しつつファナリオト制度の政治的特質を考察しよ

う。

① 公国財政の危機と財政改革

ファナリオト君主の一連の国内政策において最大の課題は財政改革にあり、後述する他の内政改革は全てこの財政政策の手段として実行されたにすぎないとさえ言われる。財政改革がかかる枢要な位置を占めたことの背景には、一連の国際紛争に強く規定された深刻な財政危機が存在する。

第一はオスマン政府に対する貢納義務の強化である。貢納義務それ自体は既に14世紀以来存在するが、その負担は18世紀におけるファナリオト制度の導入に伴い一段と強化されることになった。まず年間貢納金については、貨幣価値の持続的下落による実質年額の減少を相殺するとともに、東欧諸国との紛争による軍事経費の膨張を補填する必要から漸次引き上げられ、ワラキアの場合18世紀を通じて130,000ターレルから230,000ターレルへとほぼ倍増している。また君主即位に伴い納入される「国旗税」flag tax (banii steagului)、及び即位3年目に長期統治の慶賀として納入される「ムカレル」mucarelについては、その最高価格を提示した者にファナリオト君主の地位が付与される競売制度が採用されていた故に、やはり上昇傾向にあった。かくして世紀初頭のワラキアでは毎年400,000-500,000ターレルがオスマン本国に送金されたと言われるが、これは当該期公国財政の年度予算500,000-600,000ターレルの80%に相当する。しかもファナリオト君主はその地位の落札のために投下した自己資金、及びギリシア商人より借り入れた資金を即位後の国内課税によって回収・返済するのが通例であった。かくしてルーマニア臣民はオスマン帝国向け貢納のみならずファナリオト君主自身の財政需要をも充足し、過酷な租税を負担したのである。⁽⁴⁾

第二はルーマニア国内人口の減少である。ルーマニア両国の農村住民は戦時における外国軍隊の度重なる侵入と農地荒廃・略奪・殺戮によって多大な損害を被ったのみならず、平時においてはファナリオト君主により過重な租税負担を要求され、安定した生産活動を阻害されることとなった。この結果、農村人口の多くは軍事作戦の舞台となる平原地帯から外国軍隊の侵入が困難な山岳地帯へと、さらにはより良好な地位が期待される隣国(露領ウクライナ・奥領トランシルヴァニア・土領ブルガリア)へと大量に流出している。とりわけ対奥国境に接するワラキア西部のオルテナ5州では1714-18年神聖戦争期にオーストリア軍隊が侵入した平原3州(Dolj, Mehedinti, Romanati)を中心に農村の遺棄が進み、1720年代には村落総数が当初の6割まで激減している(表1)。かかる担税人口の急速な減少により公国財政の基盤は大幅に縮小することになった。⁽⁵⁾

表1：オルテナにおける村落総数

| 州 | 1716-18年 | | 1722年 |
|-----------|----------|------|-------|
| | 総数 | うち廃村 | |
| Vilcea | 239 | 33 | 135 |
| Gorj | 218 | 13 | 164 |
| Dolj | 145 | 33 | 108 |
| Mehedinti | 243 | 77 | 103 |
| Romanati | 132 | 35 | 80 |
| 計 | 977 | 201 | 590 |

〔典拠〕S. Columbeanu, *Grandes exploitations domaniales en Valachie au XVIIIe siècle*, Bucarest, 1974, pp. 34, 44.

以上の如き一方での財政支出の膨張と他方での財政基盤の縮小を背景として初代ファナリオト君主ニコラエ・マヴロコルダートNicolae Mavrocordat(モルダヴィア君主：1709-10, 11-15年・ワラキア君主：1715-16, 19-30年)は一連の財政改革に着手している。まずD・カンテミールの反乱平定のためモルダヴィア君主に着任した際には、単純に農民課税を強化するのではなく、むしろ納税義務を緩和することで逃亡農民の帰郷を促進し、かかる国内人口の回復によって担税基盤そのものを拡大することが改革の方針とされた。この原則のもと農民にとって重圧であった各種租税(家畜税・ワイン醸造税・果樹園税)は廃止され、納税年額の査定制度と四半期毎の分割納入を特

質とする独自の人头税が導入される一方、ポイエールによる財務管理の不正行為は厳重に防止された。また1714-18年神聖戦争の戦局を打開するべくワラキア君主に就任した際には、早急な戦費調達的手段として旧来免税特権を享受してきたポイエールへの課税を実施するとともに巨大私領の回収と直轄地の拡大を強行し、課税基盤を農民からポイエールへと漸次転換している。⁽⁶⁾

また最大のファナリオト君主とされるその息子コンスタンティン・マヴロコルダート Constantin Mavrocordat (モルダヴィア君主：1733-35, 41-43, 48-49, 69年・ワラキア君主：1731-33, 35-41, 44-48, 56-58, 61-63年) は、1736-39年塙土戦争に伴う軍事支出の膨張と担税農民の流出によりワラキア財政の逼迫が進むなか、一連の財政改革を展開している。まず公国財政の桎梏であった貢納負担の緩和をオスマン本国に要請する一方、国内では入植農民を優遇して担税人口の育成に努め、また1739年ベオグラード条約のもとオルテニアが返還されると、当地で20年にわたり実施されてきたオーストリア政府の絶対主義政策を模倣しつつ、村落有力者を介在した徴税請負・連帯納税制度から国庫官吏による直接徴税制度への移行を志向した。さらに1739-40年にはワラキアで、続く1841年にモルダヴィアで、所謂「大憲章」La grande charteを發布し、税制改革を基軸とする組織的な内政改革に着手している。とりわけ直接税の中核をなす地租については、父親ニコラエの施策を模範として全国的な人口・資産調査を実施しつつ、各戸の納税年額の確定によって課税原則を外形標準から応能主義へと転

換し、かつ5-10戸編成の「loude」による連帯責任と年4回の賦払制度を採用して負担の緩和をはかった。また特にワラキアでは1746年勅令を發布して逃亡農民への課税を優遇し、国内に定住してから6年間の免税を認めるとともに以降の税額も最大5ターレルまでに制限している。⁽⁷⁾

表2：ワラキアにおける農村世帯 1740-60年 (単位：戸)

| 州 | 村落 | 1740 | 1742 | 1745 | 1746 | 1747 | 1749 | 1752 | 1760 | 1761 |
|-----------|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| Ilfov | Curatesti | | | 57 | | 49 | | | | |
| | Fotoaia | | | | | 67 | | | | |
| Vlasca | Obislav | | | | 42 | | | | | 20 |
| | Babele | | | | 56 | 41 | | | | |
| | Patroaia | | | | 89 | 76 | 44 | 46 | 20 | |
| Arges | Salatruc | | | 32 | 30 | 30 | 30 | | | |
| Mehedinti | Orevita | 95 | 95 | | | 43 | | | | |
| | Bolbosani | 32 | 32 | | | | | | | |

[典拠] S. Columbeanu, *op. cit.*, pp. 39-43.

しかしながら以上の減免措置を梃子とする税収基盤の拡大にもかかわらずオスマン政府への貢納義務とファナリオト君主自身の資金需要は充足され得ず、歴代君主はむしろ各種の新税を度々導入することになった。なかでもミハイ・ラコヴィタ Mihai Racovita (モルダヴィア君主：1703-05, 07-09, 15-26年・ワラキア君主：1730-31, 41-44年) は1742-46年の第三次トルコ=ペルシア戦争に伴い強化された貢納義務を履行するべく重税政策を復活し、特に直接税の低迷を補填する手段としてあらゆる対象に間接税を導入した。また40年代後半にはグリゴレ二世ギェカ Grigore II Ghica (モルダヴィア君主：1726-33, 35-41, 47-48年・ワラキア君主：1733-35, 48-52年) が自身の公位獲得に伴う経費を回収するべく同様の政策を継承し、公国財政収入の90%を農村共同体より調達したと言われる。⁽⁸⁾ この結果1740年代を通じて一層の農民逃亡が発生し(表2)、ワラキアの場合、1739年において147,000と推計されている担税人口(=世帯総数)は1741-42年には116,000, 1745年には70,000, 1753年には40,000, へと減少を続けた。⁽⁹⁾

② 貴族制度改革とギリシア・トルコ二重支配体制の成立

ファナリオト君主の農民保護を基調とする税制改革は、既存のポイエール階級が政治的には全国議会在梃子に君主権力を統制し、経済的には巨大私領において排他的な農民支配を展開する限り、十分な成果を生むことは困難であった。実際N・マヴロコルダートは、モルダヴィア財政再建の手

段として中小農民の保護とポイエール階級の統制を試みながらも、同時に対土反乱の勃発を未然に回避するべくポイエール階級と協調する必要に迫られたため、自ずと農民保護政策は頓挫せざるを得なかった。また神聖戦争の勃発に伴いワラキア君主に即位した際には、オスマン支配からの脱却を志向するポイエール階級が神聖同盟のワラキア侵入とオスマン軍隊の駆逐を支援したため、後任のヨアン・マヴロコルダート Ioan Mavrocordat (在位：1716-19年)は戦局打開のため国内ポイエールの協力を必至と認識し、その利害の保護を約束している。以上の如く外来ファナリオト君主に抵抗するポイエール階級は、オスマン帝国に対峙する東欧両国と共通の利害関係を有し、ファナリオト体制への掣肘として機能したのである。⁽¹⁰⁾

かかる状況のもと財政再建の前提条件としてポイエール階級の社会的地位を抑制することが課題とされ、C・マヴロコルダートは1739年ベオグラード条約による対墺戦争の終結を契機に一連の行政改革に着手している。まず軍隊機構に関しては既にファナリオト制度の導入以来公国領土の安全はオスマン軍隊によって保障される原則となっていたため、最終的に1739年においてポイエールの従軍義務に立脚する軍隊は解体された。⁽¹¹⁾ また続く上記1740・41年大憲章のもと貴族制度改革が断行され、以後貴族身分の資格・要件は土地所有ではなく官職保有に置かれるとともに、その格付も所有土地面積の大小によってではなく保有官職の階位に応じて規定されることになった。これに伴い旧来の世襲土地貴族 *hereditary nobility* は原則として廃止され、新たな官職保有貴族 *service nobility*・*noblesse de fonction* がポイエール階級の中核を構成することになる。⁽¹²⁾ これに伴い地方官制に関しては新規に直轄の有給地方長官 *commissaires (ispravniks)* が派遣され、ポイエールの地方行政活動は制約されて中央集権の強化が志向された。⁽¹³⁾ なおポイエールの牙城であった全国議会はそれまで形式的ながらも維持してきた君主選出権を1730年には放棄し、さらに後述する1749年の開催を最後に活動そのものを停止することになる。代わって既存の公国評議会 *Senate/ Divan* が最高の国政機関となるが、その権限は専ら司法領域にとどまり、また12名の成員は終身の大司教を除き公国君主の任命による故、実質的に君主の諮問機関にすぎなかったと言える。⁽¹⁴⁾ かくしてルーマニア内政におけるポイエールの政治的地位は大幅に後退することになった。

しかも上記の如き恒常的な財政危機に伴い、歴代君主は財源捻出の手段として官職売りに依存する傾向を強めた。なかでもマティ・ギーカ *Matei Ghica* (ワラキア君主：1752-53年・モルダヴィア君主：1753-56年)はオスマン向け貢納供出の維持と自身の公位買収に要した資金の回収のため、着任後間もなく総計120のポイエール身分を新たに創出・売却したと言われる。この結果、経済活動により資産を蓄積した一般市民、とりわけ首都向け穀物貿易を独占する帰化ギリシア商人が高級身分を買収し、ファナリオト君主の家産官僚へと転化する現象が発生した。かくして支配階級の編成においても外来ギリシア人の台頭と土着ポイエールの後退が進み、国制の頂点におけるファナリオト君主の君臨と相俟って、実質的なギリシア支配体制が構築されたのである。⁽¹⁵⁾

(2) オスマン帝国経済の再編とルーマニア海外貿易

対仏戦争を通じて二大植民地を獲得したイギリスは東方貿易の中継地点をなすレヴァント市場から漸次撤退し、以後対欧貿易の基軸は対仏軍事同盟と1734年・66年英露通商条約を背景にむしろ対露バルト海貿易へと移行した。⁽¹⁶⁾ 逆に対英戦争に敗退して植民地市場を縮小したフランスは羊毛製品輸出・原綿輸入の代替市場として東地中海域に注目し、一連の対墺戦争に伴う仏土同盟と1740年カピチュレーションを梃子にレヴァント貿易を掌握する。⁽¹⁷⁾ かくして植民地戦争の結末とは対

照的にレヴァント市場の主導権はイギリスからフランスへと移行し、取引の性格は東方奢侈品の中継貿易から工業製品・農業産品の交換関係へと、またトルコ海外貿易の拠点はシリア・エジプト商業都市からバルカン沿岸都市へとそれぞれ転換し、バルカン西岸地帯の世界市場編入が進行する。⁽¹⁸⁾

他方オーストリアのバルカン進出とエジプトの離反傾向は、オスマン帝国の二大穀倉地帯たるバルカン・エジプト地域の本土向け穀物供給を度々遮断したのみならず、首都コンスタンチノーブルへの難民流入を加速して食糧需要を上昇させ、オスマン政府は黒海沿岸を帝国の食糧供給地帯として再編成する必要に迫られた。かくしてルーマニア両国では今やスルタンに直轄されるファナリオト君主を媒介に一層厳格な通商規制が実施されることになった。⁽¹⁹⁾

① オスマン帝国の食糧供給政策と黒海・ルーマニア貿易

まずアフメット3世（在位：1703-30年）は、奥露両国との戦争により領土危機に陥りながらも、ロシアとの和平交渉では1700年コンスタンチノーブル条約以来「南方への窓」the window to the south の開放を繰り返し求めるピョートル1世に対して、黒海は露土国境にあらず「帝国領内」a house within the interior of his realm・「帝国の内海」an inland sea of the Empire であるとの見解を譲らず、露土貿易の発展には好意を示しつつも黒海貿易の開放については一貫して拒否している。⁽²⁰⁾ またオーストリアとの1718年パッサロヴィツ条約では穀倉地帯の一角をなすワラキア西部の割譲とともにドナウ河の自由航行、及び小麦取引の自由を承認したものの、黒海の自由航行については依然禁止するとともに、穀物買付もオスマン政府の事前の承諾を条件とした。しかもオスマン政府は翌1719年にファナリオト君主にルーマニアのオーストリア向け灰汁輸出に関する情報提供を求めつつその制限を志向し、またエジプト反乱が勃発して地中海経由の穀物供給が停滞した1729年にはルーマニア両国のオーストリア向け穀物輸出を禁止している。⁽²¹⁾ オスマン政府はかかる黒海貿易独占を前提に旧来通り黒海・ドナウ河沿岸地帯で生産される穀物の帝国領外向け輸出を制限し、その買付及び首都向け輸送をギリシア商人を中核とする政府任命の特権商人のみに認可した。すなわちまずアルメニア商人はペルシア＝コンスタンチノーブルの陸路通商に、またギリシア商人は西欧＝レヴァント・黒海の海路通商に、さらにユダヤ商人はレヴァント会社と現地オスマン官僚との仲介において、それぞれ活動している。⁽²²⁾ かくして黒海は依然として世界市場から隔離され、オスマン帝国の独占的食糧供給市場として機能し続けたのである。

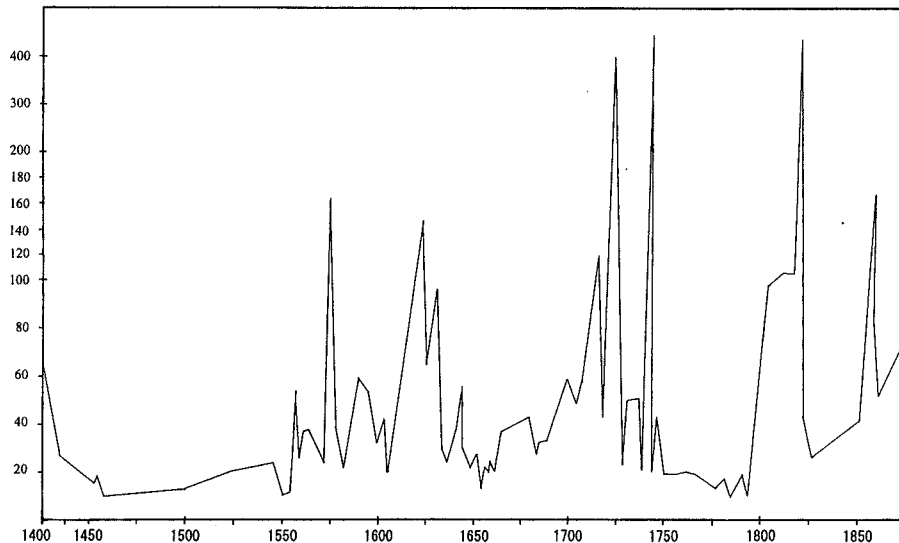
続くマフムート1世（在位：1730-54年）は、フランスの支援により1739年ベオグラード条約のもとワラキア西部を回復する一方、その代償として1740年カピチュレーション協定ではフランス商人にオスマン領内における自由通商を認めざるをえなかったが、ただし黒海・ドナウ河・両海峡は依然その対象から除外されている。むしろ同帝は1742-46年の第三次トルコ＝ペルシア戦争に伴いルーマニア両国への穀物貿易統制を強化し、1748年にはファナリオト君主に指示して両国に市場割当制度を導入しつつ従来不定期であった穀物輸出義務をほぼ毎年化している。続く1750-51年には厳冬に伴う飢饉によりブルガリアが首都向け穀物輸出を武装蜂起によって拒否したが、その際オスマン政府はポーランド小麦の輸入によって当座の食糧危機を回避する一方、以後ルーマニアは穀物その他の特定産品についてはオスマン市場の需要が充足されない限り一切の海外輸出を禁止され、ここにルーマニア穀物輸出におけるオスマン帝国の先買権が確立された。また旧来ルーマニア穀物貿易にはトラブゾンのラズ部族 Lazes 商人が参入していたが、その買付・輸送業務における不正行為が発覚するに及びその貿易特権は剥奪され、以後コンスタンチノーブルを拠点とするギリシア系オスマン商人がルーマニアの対土穀物輸出を独占することになった。⁽²³⁾

表3：オスマン帝国の穀物供給市場構成 1758年 (単位：キラ)

| 主 体 | 供給地帯 | 港 湾 | 小 麦 | 大 麦 |
|-------|-----------------|--------------|-----------|---------|
| 海運組合 | ドナウ河流域 | Kilyakili | 150,000 | 50,000 |
| | | Ismail | 110,000 | 40,000 |
| | | Tolca・Macin | 62,500 | 12,500 |
| | | Isakca | 125,000 | 25,000 |
| | | Braila・Kalas | 350,000 | 250,000 |
| | | Hirisova | 62,500 | 12,500 |
| | | Akkerman | 250,000 | 100,000 |
| | | 小 計 | 1,110,000 | 490,000 |
| | 黒海沿岸地域 | Burgas | 314,000 | 59,000 |
| | | Varna | 350,000 | 100,000 |
| | | Balcik | 300,000 | 100,000 |
| | | Kivarna | 200,000 | 50,000 |
| | | Mangalye | 350,000 | 50,000 |
| | | Constantza | 400,000 | 50,000 |
| | | Karaharman | 250,000 | 50,000 |
| | | 小 計 | 2,164,000 | 459,000 |
| | Karesi | Mihalic | 400,000 | |
| トラキア | Tekfurdagi | 1,800,000 | | |
| 小 計 | | 6,423,000 | | |
| 独立商人 | | | 47,000 | |
| 政府代理商 | Tirhala | Platamona | 40,000 | |
| | Morea | Anapoli | 70,000 | |
| | Selez | Orfani | 150,000 | |
| | Salonica | Salonica | 100,000 | |
| | Yenisehirfanari | Golos | 100,000 | |
| | Livadya | Pireus | 120,000 | |
| | 小 計 | | 580,000 | |
| 総 計 | | | 7,050,000 | |

[典拠] L. Gucer, "Grain Supply of Istanbul in the 18th Century", C. Issawi, *The Economic History of Turkey 1800-1914*, Chicago, 1980, pp. 30 -31.

図2：オスマン小麦価格の動向 15-19世紀 (単位：純銀グラム/キログラム)



[典拠] L. Berlov, "Changes in Price Conditions in Trade between Turkey and Europe in the 16th- 19th Century", *Etudes balkaniques*, Vol. 3, 1974, p. 171.

またオスマン3世（在位：1754—57年）治世には、1754年のイブラヒム・カトフダ死去に伴うエジプト状勢の混乱により首都向け穀物の海上輸送が寸断されて穀価高騰が進み、1755—58年にはコンスタンチノーブルにおいて深刻な穀物不足が発生した。ここに安価穀物の安定供給が急務となり、1755年にワラキアは単独で300,000キラの小麦・200,000キラの大麦をコンスタンチノーブルに搬送している。⁽²⁴⁾ さらに当該期よりルーマニア穀物貿易に関して以下三種の取引形態が整備されたと言われる。第一は海運組合に帰属する巨大商人であり、1755年10月の団体契約により56人の船主が保有する120隻の商船に対して以下の特権が承認された。すなわち、まず当該団体の帰属商人はブルガスBurgasからオデッサに至るブルガリア・ルーマニア黒海西岸諸港からの穀物輸入と1隻当たり700キラの穀物運搬を承認され、コンスタンチノーブル以外のアナトリア諸港への輸出を禁止された。ただしかかる穀物取引は、穀物取引所長官・海運組合の承認を条件として上記120隻の登録船舶以外にも容認する門戸開放open doorを原則とした。したがって当該契約は決して上記56船主の穀物取引独占を保護するものではなく、むしろ必要穀物の供給維持が目的であったと言える。またその際の買付価格は中央政府派遣官僚の設定する公定価格で実施されるとされたが、この結果穀物生産者は安価な政府買付を回避して高価なやみ市場を選好したため、1756年には両者による取引価格の協議が規定された。第二はかかる海運組合に帰属しない独立中小商人であり、上記団体契約には加盟せず、トルコ政府による個別認可のもと黒海地域における穀物取引を展開した。ただし穀物買付は上記特権商船による取引の終了後のみ許可され、また市場価格による買収を基本とした。これら民間商人による供給総量は1758年で6,510,000キラに達する（表3）。第三は政府代理商の取引であるが、その総量は全体の一割に相当する560,000キラにとどまり、民間商船の供給のみでは首都の食糧需要を充足し得ない緊急時に限られた。⁽²⁵⁾

さらにムスタファ3世（在位：1757—74年）治世には前帝時代からの食糧不足が依然続く一方、1758年には黒海北岸のクリム汗国が自身の食糧危機からコンスタンチノーブル向け穀物輸出に対して武力抵抗を行う事態も発生している。かかる状況において同帝は1759年勅令を發布してルメリア全域の港湾都市にコンスタンチノーブル向け穀物供給を義務付ける一方、1765年勅令では特にルーマニアの穀物供給義務を強化している。すなわち当該勅令によりガラツ（モルダヴィア）・ブライラ（ワラキア）両港は、旧来の戦時における無償穀物供出の義務に加えて、以後平時には春・秋の2回にわたって年間合計35,000キラ（10,752トン）の穀物を低廉な国定価格にて供給する義務を負うことになった。旧来の軍隊向け兵糧提供を目的とする戦時強制供出に対して、主に首都向け食糧供給を目的とするこの新たな平時買付制度は「春秋供出」provision du printemps et de l'automne・「有償供出」ravitaillement payé (moukaisse) と称され、両者は厳格に区別されている。その搬送にはオスマン官吏が随伴し、貨物の横領を防止するべく指定港湾での搬出・搬入を監督した。⁽²⁶⁾ この結果同帝治世においてオスマン小麦価格は一時安定することになる（図2）。

以上の方策を通じてほぼ以下の如き食糧供給体制が整備されることになった。まず軍隊向け兵糧（穀物・蜂蜜・油脂・乳製品）の買付についてはコンスタンチノーブル穀物取引所 grand marche (kapan) に帰属するギリシア商人組合の穀物商人 kapanlis によって、公定価格において実施された（ミーリー制度 Miri purchasing）。この公定価格は18世紀初頭で1キラ当たり小麦20パラpara・大麦10パラを上限とし、いずれも市場価格を大幅に下回っていた。また羊肉買付についてはコンスタンチノーブル精肉局長 le chef des bouchers (kasapbasi) の派遣する羊肉商人 bouchers (kasap) ・牧人 patres (saidji) によって独占的に展開された。⁽²⁷⁾ かくしてオスマン帝国はその首都コンスタンチノーブル

ルへの食糧供給を維持するべく、まずモルダヴィア・ワラキアを小麦の主要供給基地とし、ダブロジア・ブルガリアを小麦・大麦・ライ麦の調達地帯として、かつ黒海北岸のクリミア半島及びバルカン西部のマケドニア・トラキアをドナウ平原の補完市場として、それぞれ位置付け、エジプト市場を代替するべき域内食糧供給体制を構築したのである。なかでもルーマニア両国は「コンスタンチノーブルの養父」*père nourricier de Constantinople*・「コンスタンチノーブルにとって不可欠の穀倉」*les greniers indispensables de Constantinople*と称される極めて重要な地位を占めた。⁽²⁸⁾かかるギリシア特権商人を媒介としたオスマン帝国のルーマニア穀物市場統制は、ファナリオト君主を媒介としたルーマニア間接統治体制に経済的に対応するものと言えよう。

② 東欧列強の官房主義政策とバルカン・黒海貿易

以上の如きルーマニアにおける高度なオスマン貿易独占の展開の一方で、当該期には東欧諸国のバルカン・黒海方面への販路拡張が進められつつあったこともまた事実である。

まずオーストリアは対仏関係の悪化によりネーデルラント経由での販路獲得が困難となったため市場拡大の方向は自ずとバルカン・トルコ方面へと転換することになった。この結果カール6世治世には1718年PASSAROVITZ条約のもとワラキア西部を併合する一方、旧来のカピチュレーション規定を再認して従価3%関税を維持し、またドナウ河自由航行権を獲得してバルカン市場進出の足場が築かれた。さらに当該条約に前後して1717年にはアドリア海航行を外国船舶に開放する一方、1719年にはフィウメ・トリエステ両港を自由貿易都市に指定するとともに同年「オリエント貿易特許会社」*Kaiserlich privilegirte orientalische Kompagnie*を設立してバルカン西岸地帯との貿易取引を奨励している。なかでもワラキア西部は現地駐留のオーストリア軍隊向け食糧供給、墺領トランシルヴァニアの繊維工業向け亜麻輸出、さらにはオーストリア本国向け穀物輸出、を展開し、重要な食糧・原料供給市場として機能した。かくして当地はオーストリア治下の1718-39年においてオスマン帝国経済から脱却し、むしろハプスブルク帝国の農業植民地として編成されたのである。⁽²⁹⁾

他方黒海進出に挫折したロシアは、むしろ北方戦争に伴い獲得した港湾都市ペテルブルクを拠点に当面はバルト海貿易を基軸として世界市場との接触を深めることとなった。特に女帝アンナ・イヴァノヴナ *Anna Ivanovna* (在位：1730-40年) 治世の1734年には英露通商条約が締結され、活発なイギリス向け穀物輸出が展開されている。しかしながらバルト海貿易の発展には重大な障害が存在した。まずバルト海貿易と連動するロシア北部の農業地帯は石灰質の土壌と多数の湿地・湖沼により大規模な穀物生産に不適であるのみならず、生産地帯と港湾都市との間の輸送は多くの時間・費用を伴い、しかもバルト海諸港は冬期に凍結した。対して黒海北岸のロシア南部は肥沃な黒土地帯を擁するとともに黒海に注ぐ多数の大河を通じて輸送も簡便であり、かつ不凍港の建設が可能であったため、続く女帝エリザベータ・ペトロヴナ *Elizaveta Petrovna* (在位：1741-62年) 治世には種々の黒海貿易計画が策定されることになった。まず1745年には商務省 *Kommerz- Kollegium* 総裁を務める皇子 B・F・ジュスポフ *Jusupov* が覚書を作成し、ロシア海外貿易において英蘭経由よりも黒海・海峡経由での地中海貿易が重大な意義をもつこと、今やベオグラード条約での対土戦争終結に伴い黒海貿易発展の条件が整備されている以上、ロシア・レヴァント貿易の現状を調査する必要があること、を指摘している。これを受けて1756年にはロシア商人が「ロシア・コンスタンチノーブル貿易会社」*Russian Commercial Company Trading in Constantinople*を設立し、ドン河河口テメルニク *Temernik* における対トルコ・イタリア貿易の独占権を獲得した。その際作成された輸出品目一覧には毛皮・各種船材 (帆布・亜麻)、及びロシア国内産業にとって重要な鉄鉱・鑄鉄が列

表4：オルテニアにおける村落・世帯状況 1722年（カッコ内は%）

| 州 | | 教会所領 | 世俗所領 | 自由村落 | 直轄地 | 計 |
|-----------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| Vilcea | 村落数 | 31(23) | 25(19) | 76(56) | 3(2) | 135(100) |
| | 世帯数 | 2,699(30) | 1,716(19) | 4,190(47) | 387(4) | 8,992(100) |
| Gorj | 村落数 | 11(7) | 56(34) | 91(55) | 6(4) | 164(100) |
| | 世帯数 | 515(10) | 2,321(44) | 2,133(41) | 253(5) | 5,222(100) |
| Dolj | 村落数 | 16(15) | 41(38) | 44(41) | 7(6) | 108(100) |
| | 世帯数 | 783(19) | 1,331(31) | 1,381(33) | 731(17) | 4,226(100) |
| Mehedinti | 村落数 | 17(16) | 46(45) | 36(35) | 4(3) | 103(100) |
| | 世帯数 | 592(21) | 1,150(40) | 763(26) | 381(13) | 2,886(100) |
| Romanati | 村落数 | 15(19) | 370(46) | 13(16) | 15(19) | 80(100) |
| | 世帯数 | 626(14) | 1,748(40) | 734(17) | 1,274(29) | 4,382(100) |
| 計 | 村落数 | 90(15) | 205(35) | 260(44) | 35(6) | 590(100) |
| | 世帯数 | 5,215(20) | 8,266(32) | 9,201(36) | 3,026(12) | 25,708(100) |

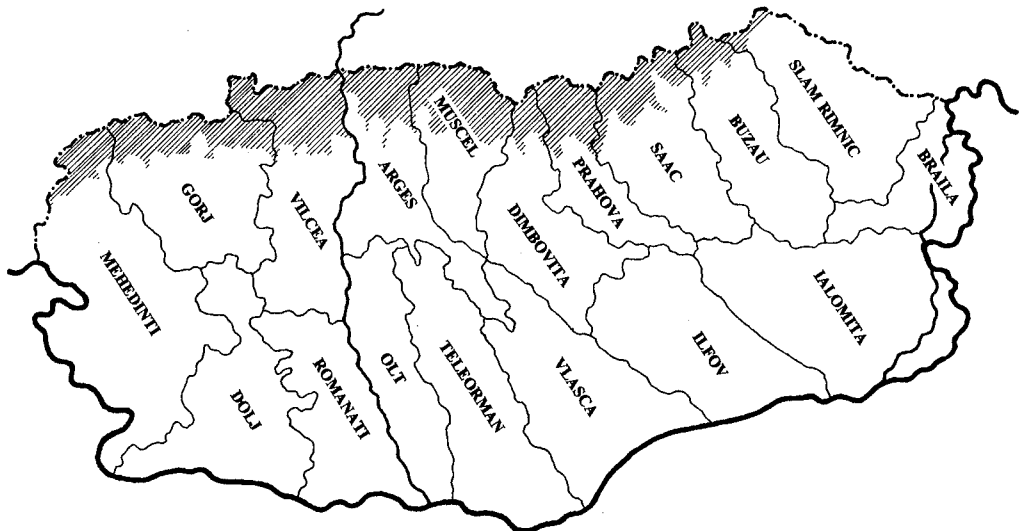
〔典拠〕 S. Columbeanu, *op. cit.*, pp. 34, 38, 44; H. H. Stahl, *op. cit.*, p. 11. 直轄地はオーストリア政府のそれを指す。

表5：ワラキアにおける巨大所領

| | 領主 | 所有村落 | 地帯構成 |
|----------|-------------|----------------------|------------------------|
| ボイエール | Bengescu | 37.5 | うちGorjに34.5 |
| | Brailoiu | 48 | うちVilcea・Gorjに28 |
| | Brancoveanu | 82 | |
| | Glogoveanu | 11.5 | 全てMehedinti |
| | Obedeanu | 17 | うちDoljに14 |
| | Poenaru | 20.5 | うちDoljに9.5・Mehedintiに7 |
| | Socoteanu | 9 | うちDoljに8 |
| | Strimbeanu | 20.5 | うちDoljに9・Mehedintiに8.5 |
| | Stirbei | 25 | うちDoljに5・Vilceaに5 |
| | Vlasto | 15 | うちVilceaに11 |
| ブカレスト大司教 | 104 | うちIlfovに27・Vlascaに33 | |

〔典拠〕 S. Columbeanu, *op. cit.*, pp. 27-28, 30.

図3：ワラキア行政区画



〔典拠〕 I. Corfus, *L'agriculture en Valachie durant la première moitié du XIXe siècle*, Bucarest, 1969, pp. 48-49.

表6：ワラキアにおける穀物生産の動向 1738-41年

(単位：キラ)

| 州 | Ilfov | | | Prahova | | Vilcea | | | | | Romanati | | Gorj | | | Dolj |
|--------|-------------|------|------|---------|------|--------|------|------|------|------|-----------|------|---------|------|------|---------|
| 修道院 | Mihai- Voda | | | Mislea | | Cozia | | | | | Brancoven | | Tismana | | | Segarce |
| 年度 | 1738 | 1739 | 1740 | 1739 | 1740 | 1736 | 1737 | 1739 | 1740 | 1741 | 1739 | 1740 | 1739 | 1740 | 1741 | 1739 |
| 小麦 | 102 | 125 | 68 | 100 | | 164 | 147 | 37 | 40 | 56 | 45 | 86 | | 90 | 56 | 95 |
| トウモロコシ | 40 | 30 | 35 | 70 | | 95 | 40 | 25 | 25 | 25 | 98 | 89 | | 612 | 163 | 67 |
| キビ | 20 | 40 | 30 | 25 | | 47 | 100 | 25 | 25 | 25 | 40 | | | | 30 | 129 |
| 大麦 | | | | 10 | | 23 | 31 | 7 | 52 | 40 | 9 | 14 | | 25 | 25 | 28 |
| 燕麦 | | | | 20 | | | | 2 | | | | | | | | |
| 計 | 162 | 195 | 133 | 225 | 164 | 329 | 318 | 96 | 142 | 146 | 192 | 189 | | 727 | 274 | 319 |

〔典拠〕 S. Columbeanu, *op. cit.*, pp. 56- 62.

表7：ワラキア穀物生産における領主直営地・農民保有地の比重関係 1738-40年

(単位：キラ)

| 州 | 修道院 | 年度 | 穀物 | 領主の地代収入 | | 農民保有地の生産総量 | 直営地生産の比重 |
|---------------|-----------|------------|--------|---------|-------|-------------------|---------------------|
| | | | | 直営地賦役 | 貸与地地代 | | |
| Muscel | Cimpulung | 1738 | 小麦 | 7 | 12 | 120 | 7 / 120 = 1 / 17 |
| | | | トウモロコシ | | | | 1 / 10.4 |
| | | 1739 | 小麦 | 19 | 3.5 | 35 | 19 / 35 = 1 / 1.8 |
| | | | トウモロコシ | | | | 1 / 11.7 |
| Vilcea | Hurez | 1739 | 小麦 | 72 | 94 | 940 | 72 / 940 = 1 / 13 |
| | | | トウモロコシ | 86 | 112.5 | 1125 | 86 / 1,125 = 1 / 13 |
| | | | キビ | 27 | 97.5 | 975 | 27 / 975 = 1 / 36 |
| | Bistrita | 1739 | 小麦 | | | | 1 / 32 |
| | | | トウモロコシ | | | | 1 / 13 |
| | Romanati | Brincoveni | 1739 | | 56 | 136 | 1360 |
| Caluiu | | | | 1739 | 小麦 | | |
| | | | | | | | 1 / 9 |
| Saint-Georges | | 1739 | | 50 | 120 | 1,200 | 50 / 1,200 = 1 / 24 |
| | 1740 | | 50 | 80 | 800 | 50 / 800 = 1 / 16 | |

〔典拠〕 S. Columbeanu, *op. cit.*, pp. 83- 87.

表8：領主所領収入内訳 1730-40年度平均

(単位：ターレル)

| 州 | | Bucarest | | | | | | Prahova | | Vilcea |
|-------|-----|-----------|---------|---------|---------|------------|---------|-----------|---------|---------|
| 修道院 | | Cotroceni | | Coltea | | Saint-Jean | | Margineni | | Cozia |
| | | 1730-35 | 1736-40 | 1732-35 | 1736-39 | 1733-35 | 1736-40 | 1730-35 | 1736-39 | 1736-41 |
| 売却収益 | 酒類 | 893.8 | 848.2 | 634.5 | 727.8 | 713.3 | 685.4 | 2,183.7 | 2,367.0 | 335.1 |
| | 家畜 | 405.2 | 526.8 | 49.0 | 43.0 | 41.3 | 92.0 | 850.2 | 383.8 | 29.5 |
| | 穀物 | 84.0 | 162.0 | 108.3 | 105.5 | 43.3 | 92.6 | 0.0 | 0.0 | 99.8 |
| | 養蜂 | 23.8 | 17.2 | 106.8 | 58.8 | 23.3 | 39.6 | 242.3 | 208.3 | 8.8 |
| | 製塩 | 0.0 | 0.0 | 328.3 | 202.5 | 0.0 | 0.0 | 1,300.0 | 250.0 | 0.0 |
| 各種使用量 | 放牧地 | 20.0 | 20.8 | 11.0 | 8.3 | 270.3 | 267.2 | 38.8 | 45.0 | 21.6 |
| | 林野 | 0.0 | 0.0 | 52.5 | 67.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 湖沼 | 45.3 | 39.4 | 0.0 | 0.0 | 64.3 | 42.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 橋梁 | 62.8 | 54.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 7.8 |
| | 圧搾機 | 6.0 | 21.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 地代 | 店舗 | 499.7 | 556.4 | 0.0 | 0.0 | 15.0 | 12.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 農地 | 0.0 | 0.0 | 2,251.0 | 1,704.0 | 30.0 | 41.0 | 0.0 | 0.0 | 127.0 |
| 徴税収入 | | 1,358.5 | 756.4 | 0.0 | 380.5 | 0.0 | 0.0 | 235.8 | 203.8 | 80.3 |
| 計 | | 3,399.1 | 3,002.8 | 3,541.4 | 3,297.7 | 1,200.8 | 1,272.4 | 4,850.8 | 3,457.9 | 709.9 |

〔典拠〕 S. Columbeanu, *op. cit.*, pp. 145- 147.

挙され、トルコ貿易への関心の高さを確認できる。かかるロシア商業資本の市場利害を背景としつつ、以後黒海北岸領土の獲得と黒海自由貿易の実現が歴代ロシア皇帝の外交課題となる。⁽³⁰⁾

（3）ルーマニア農奴解放の展開

周知の如く18世紀以降バルカン各地では、政治的にはオスマン支配体制の弛緩に伴う地方名望家層アーヤーンの台頭、経済的には対欧レヴァント貿易の発展に伴う輸出向け一次産品生産の発達、以上を背景としてイスラム地主の農民支配と市場向け換金作物生産を基調とするチフトリック経営が広汎に展開する。⁽³¹⁾ 対して在地貴族ボイエールの土地所有を維持するルーマニアでは、一方でのファナリオト君主の台頭と土着ボイエールの抑制、他方でのオスマン帝国経済の再編とルーマニア穀物貿易の促進、以上を背景として農地制度の一定の再編を見ることになる。

① オスマン帝国経済の再編とルーマニア農奴制

研究史上18世紀前半ルーマニア人口に関する情報は極めて少なく、1722年にオーストリア官僚D・フィルモントVirmontが境領オルテニア5州を対象に実施した人口調査（所謂「フィルモント徴兵台帳」conscription virmontienne）が貴重な統計史料となっている（表4）。それによればオルテニア農村全体の2割弱が教会所領、4割弱がボイエール所領、残る4割強は聖俗領主の支配を受けない自由農村であり、世帯数も同様の分布を示している。その際、カルパチア山脈に沿う山岳2州（Vilcea, Gorj）では農村全体の6割を自由農村が占め、逆にドナウ河沿岸の平原3州（Dolj, Mehedinti, Romanati）ではボイエール所領の比重が顕著となっていることが留意される（図3参照）。⁽³²⁾ また表5は18世紀ルーマニアにおける著名な巨大ボイエールの所領状況を示しているが、世俗領主では公国君主を輩出したブランコベアヌ家が最大の所領を支配していること、またブカレスト大司教領はムンテニア平原地帯を基盤とする104の村落を所有して聖俗を含むワラキア最大の領主となっていること、いずれの巨大所領も平原諸州を基盤として展開していること、が確認できる。以上の如き平原地帯における領主支配の優位と山岳地帯における自由農村の残存という地帯構造は当該期のルーマニア全般に該当する現象と推定されているが、これは第一に外国軍隊の侵入及びファナリオト君主の重税政策に伴い自由農民が平原地帯から山岳地帯へと移住したこと、第二にファナリオト君主を梃子としたオスマン向け穀物輸出の拡大に伴い領主階級は平原地帯における大規模にして集約的な穀物生産を志向したこと、以上の事情を反映するものと思われる。⁽³³⁾ 以下、かかる地帯構造を踏まえつつ、平原・山岳それぞれにおける農業生産の特質について考察しよう。

まずモルダヴィア及びムンテニアの平原地帯に展開した巨大所領の経営状況を見れば、表6の示す如く領主の穀物収量において最大の作付穀物は小麦、これに次ぐのは18世紀にアメリカ大陸より伝播したトウモロコシ maize、又は在来のキビ millet となっており、基本的に小麦の単作、乃至小麦・トウモロコシの複作傾向が顕著となっている。領主はここから主に雑穀を領内自家消費分として控除した後、小麦の大半はオスマン政府向け輸出分として提供しており、したがって小麦生産への特化傾向は何よりもオスマン帝国の食糧需要に対応するものだったと言える。なおオスマン向け輸出を充足した後の余剰作物は内外の自由市場に売却したが、1730年代後半には塙土戦争に伴う生産総量の下落とオスマン軍隊への兵糧供給のため可処分作物はほとんど存在しなかった。⁽³⁴⁾

以上の如き輸出向け穀物の生産形態に関して、かつてルーマニア・マルクス主義は領主直営地の拡大と再版農奴制の形成を先験的に措置してきたが、第二次大戦後における特に修道院所領記録の分析に基づく実証研究は、むしろかかる史像が幻想にすぎないことを示唆している。まず表7によ

れば、領主が地代として獲得した穀物総量は大半が農民保有地から供出される現物地代をもって構成されており、領主直営地での農民賦役に由来する作物の比重は小さい。同様に領内の穀物生産総量に占める直営地生産の割合もまた5%程度にすぎないものとなっている。また18世紀前半における賦役義務の水準を見れば、確かに穀物生産需要の上昇に伴う年間日数の強化傾向こそ確認できるものの、それでもポイエールとの双務契約で規定されるべき自由農民の賦役は1700-18年の年間3-4日程度から1718-39年の3-9日程度へと延長されるにとどまり、またポイエールの恣意に依存する農奴の賦役義務も18世紀初頭段階で平均6-12日程度にすぎなかった。かかる軽微な年賦役の存続は、直営地面積が絶対的に小規模であったことを意味している。かくして近世ルーマニアにおける穀物生産の軸は、決して領主の高度な農民支配による直営地経営にではなく、あくまで農民保有地における小農民的生産にこそあったのである。⁽³⁵⁾

しかも領主の所領経営に占める穀物生産の相対的位置を確認すれば、表8の如くいずれの修道院領の場合も市場向け売却において酒類(葡萄酒・ブランデー)が最大の収益源泉となっている。次点の品目については所領ごとに偏差が認められ、Coziaでは穀物が第二の市場向け産品であるが、Saint-Jeanでは穀物・家畜の地位がほぼ拮抗し、さらにCotroceniでは家畜、Coltea, Margineniでは製塩が酒類に次ぐ数値を記録しており、商品作物としての穀物の地位は必ずしも高くはなかったことが判明する。またいずれの所領でも養蜂による蜂蜜が重要な換金作物となっている。かかる穀物取引の低位は、穀物が主にオスマン向け輸出商品として国定価格での取引を強制され、したがってその収益には自ずと限界が存在したのに対し、他方の各種産品は専ら墺領トランシルヴァニア・ポーランド向けに市場価格で輸出され、したがってより巨額の収益が期待されたことによる。領主はかかる特に酒類のもつ市場価値を意識し、穀物生産における現物地代への依存とは対照的に、葡萄生産に関しては直営果樹園で一層高度な賦役を導入したと言われる。⁽³⁶⁾

以上の如くオスマン通商規制に伴い領主の穀物生産が低迷するなか、ルーマニア穀物貿易を独占する特権ギリシア商人は、原則としてオスマン臣民の土地所有が禁止されていたにもかかわらず、違法・合法種々の手段によって土地所有を実現している。その第一は在地領主との小作契約 *fermage* による土地保有である。もともとギリシア商人はルーマニア現地で買い付けた家畜を輸出の時期まで飼育することを目的として、現地領主から一定の放牧地を冬営地として賃貸することを認められていた。しかるにギリシア商人はこの借地契約を放牧地のみならず農耕地にも漸次適用し、ルーマニア領主に地代を支払いつつ、現地農民の労働に立脚して首都向け穀物を生産する農場経営を開始することになった。前掲表8における地代収入の項目はまさにかかる小作制度に伴う収入を示している。第二は農民への高利貸付に伴う土地占拠である。ギリシア商人の多くは首都向け作物を安価な手付け金 *arhes* (*selem akcesi*) で収穫前に青田買いし、これをオスマン本国に高価で輸出することによって巨額の利益を得ていた。しかし自然災害・国際紛争などの不測の事態により農民が当初契約した総量の作物を供給し得なかった場合、ギリシア商人は多額の賠償金を請求し、これが不可能な場合はその土地を差し押さえて商人自身はその事実上の所有者となる事態が発生している。⁽²⁷⁾ かくしてルーマニアのオスマン向け食糧供給は、ギリシア商人による特権商人としての穀物買付とともに、その寄生地主としての穀物生産によって、流通・生産の両面で二重に保証されたのである。

なおオーストリア治下オルテニアの平原地帯では、ハプスブルク帝国向け一次産品生産の発達に対応したポイエールによる農民支配の強化を確認できる。すなわちオーストリア政府は上記1722年

の人口調査により自由村落の広汎な存続が判明するなか、むしろ市場需要に対応する効率的な食糧・原料生産を志向し、既に1721年には自由農民のうち特に大型家畜を保有する階層に対して年間18日の役畜賦役を義務付け、続く1722年には全ての自由農民に対して毎週1日（＝年間52日）の賦役義務を導入している。⁽³⁸⁾ かくしてオーストリア絶対主義下のオルテニアでは、ファナリオト体制下のルーマニア本国におけるよりも一層高度な農奴制が形成されたのである。

また自由農村の残存する山岳地帯においては一般に小農民的経営が展開している。生産の基軸はその地勢特性から牧畜・酪農にあるが、ファナリオト君主への貨幣形態による納税義務を充足するべくその余剰産品の市場向け売却が発達し、とりわけカルパチア山系を媒介として各種産品が東欧向けに輸出された。また穀物生産に関しては一般に外来品種のトウモロコシが主力作物となっているが、これはトウモロコシがオスマン本国では家畜飼料とされて食用穀物とされなかった故に輸出規制の対象とはならず、かつその生産効率・栄養価はキビよりも高かった故にルーマニア農民の主要食物として普及し、重要な国内市場向け産品として成長したことによる。かくしてオスマン本国（及びオーストリア本国）向けの組織的な穀物生産が展開された平原地帯とは対照的に、山岳地帯では東欧市場及び域内市場と連関した農民経営を基盤とする小商品経済が発達したのである。⁽³⁹⁾

② 公国財政の危機とルーマニア農奴解放

担税基盤の拡充を目的とするファナリオト君主の農民保護は、前述の財政・行政改革にとどまらず農地政策の領域にも及び、1740年代には一連の農奴解放が展開されている。

まずC・マヴロコルダートはワラキア君主として1739年ベオグラード条約のもとオルテニアの回復と東西ワラキアの統一を実現した際、過去20年のオーストリア支配に伴い生じたオルト河を境界とする土地負担の東西格差を解消するべく、1740-41年において賦役総量をまず年間24日に、最終的にはその半分の12日に統一かつ縮小した。またモルダヴィア君主として1741-42年には特に教会所領において同じく年間12日の賦役規定を導入している。これは年間10日程度の賦役が通例であったムンテニア・モルダヴィア農民にとってこそ土地負担の漸増に相当するが、他方年間賦役が50日を超えたオルテニア農民にとっては大幅な負担軽減を意味した。⁽⁴⁰⁾

しかしながら続くM・ラコヴィタ治世の重税賦課により農民逃亡が加速したため、オスマン政府は再度C・マヴロコルダートをファナリオト君主に任命し、1740年代後半において農奴解放が断行された。⁽⁴¹⁾ まず1746年にはワラキアで農奴解放令が発布され、農奴の人格的従属については無償解放を規定しつつ、その土地負担についてはボイエールの既得権を考慮して有償解放方式を採用し、国庫によるその支援を確認した。これによって領主直営地をボイエール所領面積の三分の一に制限して残りの三分の二を農民保有地とする一方、農民に一定金額（10アクチュエ）の支払による自由身分の買戻を認可し、かくしてボイエールの農民支配を制限している。続く1749年にはモルダヴィアにおいて同様の勅令を発布した。その際に召集された全国議会において土着ボイエールは農奴解放に強く抵抗したが、他方ブカレスト大司教ネオフィト *Néophite* を筆頭にギリシア正教会はむしろ君主の発案を支持している。その理由は領主の過酷な農奴支配がキリスト教の博愛精神に矛盾するとの人道的見地によるが、現実にはギリシア系新興ボイエールとともにギリシア正教会がファナリオト体制の支持基盤の一翼を構成していたこと、またルーマニア領外の本山に対して送金義務を負う寄進教会にとって、オスマン政府への貢納義務を負う公国君主と同様、ボイエールの農民搾取を牽制して担税基盤を維持することが死活問題であったこと、に由来すると言える。⁽⁴²⁾

かくしてルーマニアは当時の東欧諸国の中でもいち早く農民解放を遂行し、C・マヴロコルダート

トは「農民解放のパイオニア」 a pioneer of peasant liberty, その農奴解放令はルーマニア「農奴制の死亡診断書」 l'acte de décès du servage と称されている。しかしこの事業は、前記の行政改革と同様、ボイエール階級が中核をなす公国君主＝ボイエール＝農奴関係の解体、すなわち君主が体制の基盤として農民を直接掌握するファナリオト君主＝農民関係の構築、を当面の課題とし、したがってオスマン向け貢納義務に伴い逼迫した公国財政の再建を究極の目的としていたのであって、結局のところオスマン帝国のルーマニア支配を補強するものであったことが留意されよう。⁽⁴³⁾

しかも以上の農民保護政策には限界も存在した。すなわちボイエールは農民解放への補償として自己の所領に付着した特殊な農民範疇である家内隸農「scutelnici」及びジプシー奴隸を旧来通り維持することが認められた。他方ギリシア正教会・領内居留外国人は独自の家内奴隸「poslujinici」を支配したほか、異民族奴隸「sluji」・「breslasi」も存在しており、これら各種隸民人口は両国全体で30,000人以上に達している。⁽⁴⁴⁾ かくして、上記のファナリオト君主＝中産農民関係の形成によって旧来のボイエール＝農奴関係が動揺するなか、これに代わるものとして新たにボイエール＝下層農民関係が形成されつつあったと言えよう。

〔Ⅳ〕ロシア南下政策とモルダヴィア・ワラキア

18世紀前半段階にはなお均衡状態にあったバルカン・黒海地域をめぐる東欧列強・オスマン帝国の勢力関係は、世紀後半において前者の明確な優位によるオスマン領土の分割へと帰結する。

まずロシア皇帝エカチェリーナ2世（在位：1762－96年）は1768－74年の露土戦争と1774年キューチュク・カイナルジ条約のもと、クリム汗国の独立、黒海北岸（ブグ＝ドニエストル河間）の併合、オスマン領内ギリシア正教徒保護権の獲得、以上を実現した。⁽⁴⁵⁾ 対してオスマン政府はクリミア出兵をもって抵抗するが敗れ、続く1779年アイナリ・カヴァク条約 Ainali Kavak においてクリム汗国の独立が再度確認されている。⁽⁴⁶⁾ またオーストリア皇帝ヨーゼフ2世（在位：1765－90年）は1772年の第一回ポーランド分割で獲得したガリツィアを既存の墺領トランシルヴァニアと連結するべく、露土戦争における中立維持の代償として1774年にモルダヴィア北部ブコヴィナ Bucovina を併合した（前掲図1）。⁽⁴⁷⁾ さらに墺露両国は1781年秘密条約を締結し、ロシアによるモルダヴィア・ワラキア両国の統合とロシア皇子を元首とする「ダキア帝国」Dacia の建設（＝「ビザンツ帝国の復興」）、及びオーストリアによるセルビア・ボスニア・ヘルツェゴビナ支配、以上の如き両国によるバルカン半島の東西分割（所謂「ギリシア計画」Greek Scheme）を策定している。これを後盾としてロシアは1783年にクリミア半島及びコーカサス北部を占領し、翌1784年の新たなアイナリ・カヴァク条約でその領有を承認された。⁽⁴⁸⁾

以上の如き東欧両国によるトルコ領土分割の成功は当該期に固有な国際関係にも強く依存している。まずプロイセン国王フリードリヒ2世（在位：1740－86年）はポーランド分割におけるポズナニ獲得の代償として両国の南方進出を支持し、またイギリスは18世紀前半対仏戦争における英露友好関係の構築、1766年通商条約に伴う英露バルト海貿易の発展、及びロシア南下政策に伴う英露黒海貿易への期待、以上を背景に好意的中立を維持した。とりわけ1768－74年露土戦争に際してC・J・フォックス Fox はバルト艦隊のドーバー海峡通行やジブラルタル海峡寄港を承認するなど種々の便宜を図っている。他方オスマン帝国の伝統的友好国たるフランスは、当初は軍事使節を派遣してその領土防衛を支援したものの、しかしイギリス包囲の手段としてむしろ七年戦争以来の仏墺同

盟や新たな仏露友好を重視した結果、1786年には軍事顧問団を撤収している。⁽⁴⁹⁾ かくして今やいづれの列強も基本的に埃露両国のトルコ領土進出を容認する立場を示したのである。

他方、北方における東欧諸国の進出は、南方におけるエジプトの離反傾向をも一層促進することになった。すなわちエジプト太守アリー・ベイ（在任：1768-73年）はその就任直後における露土戦争の勃発を機会に1769年に独立を宣言し、続く1771年にはオスマン帝国のアラブ支配の拠点をなすシリア地方に侵攻している。その後1775年のメフメト・ベイ死去による無政府時代の開始とエジプト支配をめぐるムラト・ベイ＝イブラヒム・ベイ相互の内紛に伴い組織的独立運動はむしろ停滞するものの、いずれにせよエジプトの離反傾向は決定的となった。⁽⁵⁰⁾

以下本節ではロシア南下政策の攻勢を見る18世紀後半を対象に、オスマン帝国のルーマニア支配体制の政治的・経済的動揺とこれに伴うルーマニア農業の再編について検討しよう。

（1）ロシア南下政策とルーマニア国家

アーヤーン層の興隆により離反傾向が進むバルカン地域とは対照的に、ファナリオト制度の導入により高度な集権体制が構築されたルーマニア両国は、一連の露土戦争に伴い度々ロシア軍隊の占領政策を甘受する一方、オスマン政府への従属を緩和されて次第に親露傾向を強め、当該期を通じてオスマン帝国の対露防壁からむしろロシア南下政策の前線基地へと転換することになる。

① 南下政策とロシア・トルコ二重支配体制の成立

ロシアはまず1768年の露土戦争勃発に際してルーマニアのキリスト教徒をオスマン支配から解放する宣言を発し、1769年以後6年間にわたって両国を占領した。1774年キュチュク・カイナルジ条約においてロシアはルーマニア両国を返還したが、当該条約第16条ではその交換条件として、ルーマニア両国の貢納義務を2年間免除し、それ以降は貢納年額を定額化すること、コンスタンチノーブルにルーマニア両国の領事を設置し、駐土ロシア大使がこれを保護すること、以上が確認されている。⁽⁵¹⁾ この結果公国君主の選出にはロシア政府の意向が強く反映されることになり、実際1774年にはモルダヴィア君主に親露派のグリゴレ三世ギーカ Grigore III Ghica（モルダヴィア君主：1764-67, 74-77年・ワラキア君主：1768-69年）が、またワラキア君主にアレクサンドル・イプシランティ Alexandru Ipsilani（モルダヴィア君主：1785-86年・ワラキア君主：1774-82, 96-97年）が、それぞれ任命されている。⁽⁵²⁾ また新帝アプデュル・ハミド1世（在位：1774-89年）はロシア政府の圧力のもと1774年ハッティ・シェリフを發布し、これによりルーマニア穀物供給義務の改善を約束するとともに、特権ギリシア商人を例外としてオスマン臣民のルーマニア入国を厳しく規制した。⁽⁵³⁾

続く1778-79年の紛争に際してオスマン軍隊は上記条約の規定に反しルーマニア両国において多数の略奪・殺戮行為を展開したため、ロシア政府は1779年アイナリ・カヴァク条約のもと、規定金額を超過する貢納賦課を禁止し、貢納金の支払は以後隔年毎に実施すること、ルーマニア両国にロシア領事を設置すること、以上を要求している。これを受けて1782年よりブカレスト（1792年よりヤッシー）にロシア領事が駐在し、これを媒介とするロシアのルーマニア内政干渉が可能となった。なお続く1783年にはオーストリアが、また1785年にはプロイセンが、順次ルーマニア領事の設置を承認されており、当該地域における東欧諸国勢力の伸張と排他的オスマン支配の崩壊は決定的となった。⁽⁵⁴⁾

さらに1783年クリミア半島をめぐる露土戦争の終結に際し、駐土ロシア大使A・S・スタキエフ

Stakiev/Y・I・ブルガコフ Bulgakov はヴァチカン公使H・ラトキール Rathkeal とともにトルコ政府の過重なルーマニア支配を非難し、その早急な改革を要求している。対してトルコ政府はルーマニア両国における親露傾向の発生を警戒しつつ1784年勅令を發布してルーマニア統治の改善を約束し、貢納年額を緩和するとともに返礼金制度を廃止すること、ルーマニア両国の穀物供給義務を緩和すること、ファナリオト君主の頻繁な交代を自粛すること、以上を確認している。⁽⁵⁵⁾ またこれに前後する1783年・85年勅令ではオスマン官僚のルーマニア入国が再び制限されている。⁽⁵⁶⁾

以上の過程を経てロシア政府はファナリオト君主の人事を左右するとともにルーマニアの対土貢納・穀物供出義務を抑制し、オスマン帝国のルーマニア支配体制は大幅に制約された。かくしてルーマニアにおけるロシア・トルコ両国の二重「保護」 protectorate 体制が成立したのである。

② 啓蒙思想とボイエール階級

ロシア政府は対土外交を通じて形成したルーマニア支配を維持するべく、ギリシア商人出身の新興ボイエール及びギリシア正教など国内有力勢力との友好関係を重視し、ロシア支配体制に対する支持基盤の構築に努めている。その有効な手段とされたのが売官制度による親露貴族の創出であった。しかし歴代ファナリオト君主は露土戦争前夜の1760年代においてむしろ官職売買の蔓延を規制する法令を發布しており、ワラキア君主シュテファン・ラコヴィタ Stefan Racovita (在位：1764-65年) が1764年に外国人の貴族身分取得を制限する一方、モルダヴィア君主グリゴレ三世ギーカは1766年に一般市民の貴族身分買収を禁止している。対して1768-74年露土戦争の終結に伴いロシア政府の圧力のもと發布された1774年ハッティ・シェリフではギリシア系外来ボイエールに対して貴族身分の権利を付与することが承認され、これを受けて親露派のワラキア君主A・イブシランティは貴族制度改革を実施し、高級官職を19から30へと拡大するとともに、貴族身分の編成を従来の三階級から五階級構成へと拡充した。なおA・イブシランティはエカチェリーナ2世の啓蒙専制主義に触発されつつ、「神により統治を委託された君主の義務は人民の幸福においてほかにない」と主唱し、1780年には旧来のビザンツ法から脱却した最初のファナリオト法典と言われる「Pravilniceasca Condica」を編纂したことで知られる。⁽⁵⁷⁾ ただしその真意は、ロシアを後盾とするファナリオト体制を維持するべく中産農民を保護して土着ボイエールを牽制することにあつたと思われ、したがって新興貴族を創出して土着ボイエールを圧迫する貴族制度改革と同一の効果を持ったと言えよう。続くニコラエ・マヴロコルダト Nicolae Mavrocordat (在位：1786-90年) は有産市民への大規模な貴族身分売却を行い、1786-87年度には総計266,500ピアストルの国庫収入を確保するとともに大量の新興貴族を創出した。この結果富裕ギリシア商人の貴族身分獲得が再び進行し、これら外来ボイエールがロシア支配体制の基盤として機能することになる。⁽⁵⁸⁾

かかる状況のもと、土着ボイエールのうち特に上層の階級は自らギリシア言語・思想・服飾習慣を摂取して「ギリシア化」 Hellenization し、ルーマニアに帰化したギリシア人ボイエールとともに高級官職を独占し、ファナリオト体制の支配階級として成長している。しかし他方で主に中小ボイエールに帰属する土着の知識階級は、ギリシア貴族の台頭により社会的地位を後退させる一方、ギリシア人を媒介として摂取した啓蒙思想に触発され、独自の改革構想の作成や外国政府への請願といった文筆・思想活動に新たな活動の舞台を見出している。1769-1830年における計画書・請願書の総数は判明しているものだけでも合計208を数え、その内容はほぼ以下の通りである。⁽⁵⁹⁾

まず請願全体の大半を占めるのはルーマニア両国の外交政策に関してであるが、とりわけ露土戦争におけるロシアの勝利とトルコの敗退を背景として、旧来のファナリオト制度の解消とルーマニ

ア国家の独立を求める運動が発生している。なかでもM・カンタクズィノ Cantacuzino はエカチェリーナ2世に対して、ルーマニア両国がロシア南下政策を援助した代償として、ロシアがルーマニア独立を支援するよう度々主張している。他方その従兄E・バカレスク Bacarescu は、ロシアが1774年キュチュク・カイナルジ条約においてカンタクズィノの要求するルーマニア独立を拒否したのみならず、むしろ自身の南下政策の足場としてルーマニア支配を画策していることを察知しつつ、かえってオスマン宗主権下における自治制度の回復を提唱している。⁽⁶⁰⁾ 次に高い比重を占めるのはルーマニア両国の内政改革に関する陳情である。その多くはルーマニア国制としてヨーロッパ型の君主政体を理想とする点で一致するが、その際旧来の実績を評価しつつファナリオト君主の啓蒙専制主義 enlightened despotism を温存するものに加え、むしろファナリオト君主の権力をポイエール代表議会によって抑制する身分制国家の構想も散見される。特にモルダヴィアの有力ポイエールはロシア占領下の1769-70年においてファナリオト君主の廃位とポイエール共和国の建設を求める請願をエカチェリーナ2世に送付しており、続く1782年には「在地ポイエール連合」Union of the native boyals と称するポイエール国家 boyar stateの構想を策定している。⁽⁶¹⁾ 対して社会改革に関する請願は極めて少なく、農民問題を扱うものが5編、市民階級を対象とするものが3編、それぞれ数えられるにとどまる。そのなかには重農主義の理論に依拠した農民保護の主張も確認できるが、多くのポイエールはむしろ農民支配の強化を志向している。⁽⁶²⁾ かくしてポイエールの改革構想は対外的・政治的にはロシアとの紐帯の形成とオスマン勢力の排除を志向しつつも、国内的・経済的には農民支配の強化を志向し、あくまでポイエール体制の再建を意図していたと言えよう。

（2）ロシア南下政策とルーマニア海外貿易

18世紀前半のフランス重商主義に伴うバルカン西岸地帯の世界市場編入にもかかわらず、高度な黒海貿易独占によるルーマニア貿易統制のもと強固に維持されてきたオスマン帝国経済は、ロシア南下政策に伴う黒海貿易の開放により漸く解体へと向かう。換言すればここにオスマン帝国は旧来の自律的「世界帝国」としての地位を喪失し、以後世界経済の周辺地帯への「組込」が進行する。⁽⁶³⁾

① ロシア南下政策と黒海貿易の始動

ロシアはバルト海貿易を補完するべき南部農業地帯の穀物輸出版路として黒海・両海峡経由の地中海進出を切望しており、エカチェリーナ2世の一連の対土戦争を通じて黒海貿易への参入を漸く実現した。まず1774年キュチュク・カイナルジ条約の第11条によりロシア商船は黒海・ドナウ河・ボスフォラス海峡（黒海＝マルマラ海）の自由航行を承認され、また1779年アイヴァリ・カヴァク条約の第6条では対象船舶の基準に関する規定が補完され、さらにクリミア半島併合に伴い締結された1783年露土通商条約ではダーダネルス海峡（マルマラ海＝地中海）航行を承認されるとともに、3%関税を除く追加課税の免除を承認された。かくしてロシアは西欧諸国に先駆けて両海峡自由航行権を獲得し、黒海経由での世界市場進出を実現したのみならず、同時に西欧諸国に優越する関税制度をも適用され、トルコ海外貿易における優位をも確立したのである。⁽⁶⁴⁾ 以後1778年にはドニエプル河口に港湾都市ケルソン Kherson が、続く1794年にはブグ＝ドニエトル河間の黒海沿岸にオデッサ Odessa が建設され、黒海貿易に精通するギリシア商人の入植が奨励されるとともに、ウクライナから黒海北岸に至る平原地帯では現地に駐在する武官・官僚の大土地所有が認可され、輸出向け生産を目的とした穀物生産が展開されることになる。⁽⁶⁵⁾

他方オーストリアは国内産業の育成政策と平行しつつ、その製品販売・原料供給市場としてドナウ河乃至アドリア海経由でのバルカン進出を重視し、既にマリア・テレジア時代の1759年には「レヴァント・テメスヴァル商事会社」Levante- und Temesvarer Handelskompagnieが、またヨーゼフ2世治世の1775年にはトリエステ拠点の「オーストリア東インド商事会社」Österreichisch- ostindische Handelskompagnieが、それぞれ設立されている。とりわけ1770年代後半にはロシアの黒海貿易開放と自身のプロヴィナ併合を契機にドナウ河・黒海経由の進出が志向され、1776年にはR・シュターエンベルグ伯爵 Starhemberg とギリシア商人E・リッツォ Rizos との間でマケドニア産タバコのロンバルディア向け輸出、及びマケドニア・テッサリア産原綿・生糸のオーストリア向け輸出に関する提携関係が構築された。続く1777年にはオーストリア政府の支援のもとフォン・フリース男爵 von Fries/D・ツェパロヴィッチ Zepharovich/N・パツァツィ Patsatsi らが「フリース・オリエント商事会社」Örntalische Friesische Handlungs- Compagnie を設立し、現地ギリシア商人(U・コーツァKoatza/A・H・ゲオルグ Georg)と提携しつつ、セレスSeres原綿・ワラキア羊毛の輸入取引を進めている。さらにロシアのクリミア半島併合を機会に1784年には埃土通商条約が、翌1785年には埃露通商条約が順次締結され、オーストリアに対しても黒海通商利権が認可された。⁽⁶⁶⁾

フランスは対英戦争の敗戦と主要植民地の喪失により通商政策の再編を迫られるなか、1786年英仏通商条約によって重商主義から自由貿易への移行を試みる一方、英蘭両国が優勢なバルト海貿易に対抗する手段として黒海経由の仏露通商に関心を強めた。なかでもルーアンのル・ジャンドル商会Le Gendreは『仏露通商に関する覚書』*Mémoire sur le commerce de la France avec la Russie* (1783年)を発表して対露貿易の意義を主張しており、オスマン帝国への対露軍事支援をうち切った翌年の1787年には仏露通商条約が締結されている。この結果フランスはイギリスからロシアの最恵国貿易相手国としての地位を奪取するとともに、ロシア国旗のもと両海峡を通じた黒海貿易への参入を実現した。⁽⁶⁷⁾ 同時に黒海貿易の一環としてポーランドとの通商関係も発達している。ポーランドは1772年の第一回領土分割によってバルト海沿岸ポンメルンを喪失し、港湾都市ダンツイヒとの連絡を断たれたため、以後新たな販路として黒海方面への進出を志向していたのである。かくして1780年代を通じて黒海北岸にフランス商館が設置され、なかでもアントワン商会 Anthoine はケルソン＝マルセイユ貿易のみならずポーランド＝マルセイユ貿易をも展開している。⁽⁶⁸⁾

イギリスは対仏戦争の勝利と植民地帝国の形成により一時レヴァント市場から撤退していたが、アメリカ植民地の独立に伴い一転して英仏自由貿易を志向するとともにレヴァント貿易への回帰、とりわけ黒海貿易の開拓を追求することになった。とりわけ駐土大使R・アインスリ Ainslie (在任：1776-94年)は黒海貿易に関する一連の調査活動を展開し、1782年の本国宛報告では黒海沿岸地域がいずれも重要な船材＝国防資源たるオーク材(マスト用)・麻・亜麻(ロープ用)・鉄を大量に供給する能力をもつこと、しかるにこれら一次産品の多くは現在フランスに供給されており、その海軍増強に寄与していること、を指摘している。⁽⁶⁹⁾ また英露バルト海貿易の拠点であるスコットランド出身の技師S・ベンサム(功利主義者J・ベンサムの弟)は1780年代にロシア現地に滞在し、エカチェリーナ2世との謁見によりウクライナの鉱山開発や黒海艦隊の整備に従事する機会を得たのであるが、その際親族への書簡において黒海貿易が北米植民地の代替市場になりうる可能性を示唆している。⁽⁷⁰⁾ 以上の海外市場構造の変化を背景にW・ピット Pitt the Younger (在任：1783-1801年)は英露貿易の振興に努め、1766年通商条約が満了する1786年にその更新を求めた。しかしロシア政府は一連の対土戦争におけるイギリスの中立にむしろ失望し、これを拒否して上述の1787

年仏露通商条約を締結している。かくして黒海貿易をめぐりイギリスと露仏両国との鋭い対抗関係が生じ、⁽⁷¹⁾以後新規のバルト海市場としてむしろポーランドが目されることになる。⁽⁷²⁾

② オスマン黒海貿易独占の解体とルーマニア穀物貿易統制の緩和

前述の如く18世紀第3四半期においてコンスタンチノーブルの食料価格は安定した推移を示していたが、しかしムスタファ3世治世後半における一方での1768-74年露土戦争はオスマン軍隊の兵糧需要を増大させ、他方での1769年エジプト反乱は首都向け穀物供給を停止させ、かくして深刻な食糧危機が発生した。この結果1769-74年にはコンスタンチノーブルで、また1770・75・78年には内陸地方都市（モスル、ディヤルバキル、バグダード、アレppo）で深刻な飢饉が発生し、ドラクマ drachmes 当たりパン価格は18世紀を通じて1アスプルから3アスプルまで、またキラ当たり大麦価格は18世紀前半の13パラから1758年には38パラ、1769年には4ピアストル、へとそれぞれ高騰した。かかる事態に対処するべくオスマン政府はドナウ平原からの穀物調達を強化し、1769年にはワラキアは平年の三倍もの穀物供給を、またモルダヴィアはドニエストル・ホーティン Hotin・ベンダー Bender 駐留オスマン軍隊への兵糧供給を、それぞれ要求され、1772年8月だけで両国は260,000キラの穀物を供給することになった。⁽⁷³⁾

新帝アブデュル・ハミド1世は1774年キュチュク・カイナルジ条約によりロシア商船に黒海自由航行を許可し、ここに二世紀に及ぶオスマン帝国の黒海貿易独占体制は解体する。のみならず同帝はロシアの圧力により発布した1774年ハッティ・シェリフのもと、ルーマニア穀物貿易に関して以

表9：オスマン食糧価格の動向 1756-95年

(単位：パラ)

| | 1756 | 1779 | 1780 | 1794 | 1795 |
|----|------|------|------|------|------|
| 牛肉 | | 5 | 10 | 12 | 12 |
| 子牛 | | 9 | 14 | 15 | 18 |
| 羊肉 | 8 | 10 | 16 | 18 | 16 |
| 子羊 | 10 | 12 | 18 | 20 | 18 |
| パン | | 5 | | 10 | |
| 大麦 | 15 | 16 | 25 | 30 | 50 |

[典拠] C. Issawi, *op. cit.*, p. 337.

下の点を確認している。すなわち、①トルコ政府・公国君主発行の通行許可証を携帯しないオスマン商人のルーマニア入国禁止、②オスマン商人のルーマニアにおける土地・家屋所有、農場経営、農民支配の禁止、③農民が備蓄を行えない場合における穀物・羊肉の安価供出の禁止、④手付け金制度の禁止、以上である。かくしてルーマニア両国は各種供出義務が抑制され、羊・穀物・木材とも旧来における一定総量の強制納入義務は解消される一方、いずれもオスマン政府による市場価格での買上と公国財政による運搬経費の負担とが規定されている。また1775年にはコンスタンチノーブルの食糧需要が充足している場合に限り、かつスルタンの同意を条件としてルーマニアの自由な穀物輸出が認められ、穀物の自由通商が断続的に開始された。しかしルーマニア穀物の取引は依然オスマン政府指名の特権ギリシア商人のみに許可され、一般商人の穀物取引は制限された。⁽⁷⁴⁾

しかし続く80年代に入ると1783年対露戦争に伴う黒海貿易の攪乱と兵糧需要の増大を背景に1782-83年冬期にはコンスタンチノーブルにおいて食糧危機が発生し、表9の如く当該期を通じて主要食料価格はほぼ倍増している。ここにオスマン政府は上記1774年勅令を無視しつつルーマニア通商規制を再度強化し、ギリシア特権商人による国定価格での穀物買付、及び木材・硝石（火薬原料）の輸出禁止を復活するとともに、両国に対して首都人口向け食糧・バルカン駐留オスマン軍隊向け兵糧として例年を上回る食糧供給を要求した。オーストリア領事ライセヴィッチ Raicevich の報告によれば1783年にルーマニア両国が無償供出した穀物総量は700,000-800,000キラへと激増し、加えて年間100,000キラの穀物が輸出されたと言われる。しかも同年ワラキアは1782年の干魃・害虫被

害によって農業生産に大きな打撃を受け、首都ブカレストが深刻な食糧危機に直面していたため、君主ニコラエ・カラジャ Nicolae Caragea (在位：1782-83年) は必要総量の穀物をまず奥領トランシルヴァニア・隣国ブルガリアから8ピアストル／キラの市場相場で買い付け、これを5ピアストル4パラ／キラの国定相場でオスマン本国へ再輸出することにより穀物供給義務を遂行している。またモルダヴィアはコンスタンティン・モルズィ Constantin Moruzi (在位：1777-82年) のもと戦前水準を上回る穀物を供給したものの、次代アレクサンドル・マヴロコルダート Alexandru Mavrocordat (在位：1782-85年) はもはやオスマン政府の過剰な要求に応じず、要求された穀物総量の三分之一を提供するにとどまっている。⁽⁷⁵⁾

戦争終結に伴いオスマン政府は1784年アイナリ・カヴァク条約によってロシアにクリミア半島を割譲する一方、駐土ロシア大使の要請のもと1783-84年勅令を發布してルーマニア穀物貿易の原則を再び緩和し、①穀物・羊肉供給における公式供出と自由取引との区別、②後者における市場価格での現金買上、③オスマン政府による輸送経費の負担、以上を確認した。これを受けてモルダヴィア君主A・イプシランティは1787年勅令を發布し、オスマン商人の通商活動に関して、①無償略取の禁止、②滞在地域の限定(市場・港湾及び地方当局の指定する地区)、③家畜飼育のための冬営地所有・居住の制限、④買付作物の運搬経費の負担、以上を規定した。これらの義務に対してオスマン商人は連帯責任を負い、その違反の場合は同職組合から追放されるものとした。この結果モルダヴィアでは、現地で商業活動を認められるオスマン商人は、コンスタンチノーブルの司法当局に登録される蜂蜜商人(balgi) 9名、油脂商人11名、小麦商人17名、以上に限定された。⁽⁷⁶⁾

以上の如き黒海貿易独占の解体とルーマニア貿易統制の緩和によるオスマン食糧供給体制の崩壊は、ロシア南下政策に伴う黒海北岸の喪失とファナリオト体制の変質を経済的に体現するものと言えよう。換言すれば旧来黒海・ルーマニア穀物貿易の独占に立脚してきたオスマン帝国経済はまさにここにおいて解体し、以後その世界市場への本格的編入が開始されることになる。ただし他方では特権ギリシア商人がロシア支配体制の支持基盤として機能した故にその黒海・ルーマニア貿易独占はむしろ温存され、帝都を中核とする独自の域内通商体制が依然維持されたことは留意される。⁽⁷⁷⁾

(3) ロシア南下政策とルーマニア穀作農奴制

ロシア南下政策の結果、一方におけるオスマン黒海貿易独占の緩和はルーマニア農業に市場向け生産への刺激を与え、他方におけるファナリオト君主の啓蒙専制主義は農民利害に配慮した農業政策を志向させ、18世紀第4四半期においてルーマニア農業は一定の再編を見ることになる。

① 小商品経済の発達と受益小作制の生成

まず当該期における一連の露土戦争に伴い、平原地帯の領主経営は大幅に再編されることになった。第一に断続的な戦争状態の結果、ルーマニア両国の自由農民は戦時には安全な山岳・丘陵地帯へと避難する一方、平時には肥沃な平原地帯に帰還する傾向を強め、表10の如く平原諸州では激しい人口変動が生じている。このため組織的な賦役を前提とする大規模な所領経営は物理的に困難となった。⁽⁷⁸⁾ 実際、表11によれば1768-74年露土戦争期を通じて穀物生産に占める領主直営地の比重は一層の減少を示している。⁽⁷⁹⁾ また第二に一連の対外戦争によりオスマン軍隊向け・コンスタンチノーブル向け穀物供出が強化されたが、これらは規定の独占価格で提供されたがために収益率は低く、領主は次第に生産作物の重点を安価な公定価格を強制される穀物から一層の収益が見込まれる商品作物へと転換することになった。表12によれば平原各地の修道院領ではルーマニア国内市

表10：ワラキアにおける農村世帯 1773—92年

（単位：戸）

| 州 | 村落 | 1773 | 1774 | 1776 | 1777 | 1778 | 1779 | 1780 | 1781 | 1782 | 1783 | 1784 | 1785 | 1786 | 1788 | 1789 | 1790 | 1791 | 1792 | 1810 | |
|-----------|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|
| Ifov | Curatesti | | | 15 | 6 | | | 8 | 16 | 10 | 12 | 27 | 32 | 35 | | | | | 23 | 24 | 23 |
| | Fundulea | | | | | | | | 36 | 27 | 40 | | 10 | 17 | 10 | 17 | 13 | 17 | 20 | 40 | |
| | Gherghita | | | | 60 | 60 | 90 | 118 | 187 | 121 | 111 | 108 | 111 | 111 | | | | | | | |
| | Borusul | | | | 60 | 60 | 80 | 165 | 232 | 250 | 196 | 200 | 236 | 224 | | | | | | | |
| Vlasca | Fotoaia | 50 | 39 | | | | | | | | | | | | | | | | | 69 | |
| | Obislav | | | | | | | | | | | | | | | | | 30 | 33 | 21 | |
| | Babele | | | 20 | | 20 | 23 | | 30 | | 21 | | 25 | 26 | | | | | | 36 | |
| | Patroaia | 23 | | | | | | 15 | 22 | 25 | 32 | 30 | 32 | 35 | 50 | | | | | 18 | 86 |
| Dimbovita | | | 50 | 54 | | 35 | 44 | 35 | 43 | 46 | 46 | 54 | 45 | 50 | | | | | | 32 | 30 |

〔典拠〕 S. Columbeanu, *op. cit.*, pp. 39- 43.

表11：ワラキア穀物生産における領主直営地・農民保有地の比重関係 1772—80年（単位：cezvert）

| 州 | 修道院 | 年度 | 穀物 | 領主の地代収入 | | 農民保有地の生産総量 | 直営地生産の比重 |
|------|---------|------|--------|---------|------------------|------------|----------------|
| | | | | | | | |
| Ifov | Cucueti | 1772 | 小麦 | 120 | 256 | 2,560 | 120/2,560=1/21 |
| | | | 大麦 | 105 | 300 | 3,000 | 105/3,000=1/30 |
| | | 1773 | 小麦 | 137 | 127 | 1,270 | 137/1,270=1/9 |
| | | | 大麦 | 95 | 582 | 5,820 | 95/5,820=1/61 |
| | | 1774 | トウモロコシ | 380 | 910 | 9,100 | 380/9,100=1/24 |
| | | | 小麦 | 237 | 432 | 4,320 | 237/4,320=1/18 |
| | | 1775 | 大麦 | 51 | 85 | 850 | 51/850=1/17 |
| | | | 小麦 | 310 | 531 | 5,310 | 310/5,310=1/17 |
| | | 1776 | 大麦 | 65 | 112 | 1,120 | 65/1,120=1/17 |
| | | | 小麦 | 204 | 556 | 5,560 | 204/5,560=1/27 |
| 1780 | 大麦 | 81 | 193 | 1,930 | 81/1,930=1/24 | | |
| | 小麦 | 300 | 825 | 8,250 | 300/8,250=1/27.5 | | |

〔典拠〕 S. Columbeanu, *op. cit.*, pp. 83- 87.

表12：ワラキアにおける穀物生産の動向 1772—89年

（単位：cezvert）

| 州 | 修道院 | 穀物 | 1772 | 1773 | 1776 | 1777 | 1778 | 1779 | 1780 | 1781 | 1782 | 1783 | 1784 | 1785 | 1786 | 1788 | 1789 |
|--------|-----------|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| Ifov | Gherghita | 小麦 | | | 76 | 100 | 125 | 15 | 40 | 70 | 68 | 150 | | 50 | 26 | | |
| | | トウモロコシ | 98 | 60 | 74 | 200 | 300 | 200 | 100 | | | 500 | 100 | 100 | 200 | 200 | 400 |
| | Borusul | 小麦 | | | 20 | 30 | 50 | 15 | 100 | 70 | 100 | 200 | 7 | 100 | 30 | | |
| | | トウモロコシ | | | 171 | 200 | 150 | 400 | 300 | 100 | | 200 | 100 | 100 | 200 | 400 | 200 |
| | | 大麦 キビ | | | | 50 | | | | | | | 30 | | | | |
| | Obedeanca | 小麦 | | | 20 | 100 | 125 | 10 | 10 | | | 50 | | | | | |
| トウモロコシ | | | | 239 | 400 | 400 | 400 | 200 | 300 | | 500 | 200 | 200 | 300 | 800 | 400 | |

〔典拠〕 S. Columbeanu, *op. cit.*, pp. 66- 68.

表13：領主所領収入内訳 1770—90年度平均

（単位：ターレル）

| 州 | 修道院 | Ifov | | | | | | | Vlasca | | | |
|-------|------|---------|---------|---------|---------|-------------------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|
| | | Cucueti | | | | Gherghita-Borusul | | | Patroaia | | | |
| 年度 | | 1772-75 | 1776-80 | 1781-85 | 1786-90 | 1776-80 | 1781-85 | 1786-90 | 1771-75 | 1776-80 | 1781-85 | 1786-90 |
| 売却収益 | 酒類 | 171.0 | 143.4 | 143.2 | 859.3 | 5.6 | 0.0 | 1,191.5 | 499.4 | 56.8 | 0.0 | 332.6 |
| | 家畜 | 0.7 | 0.0 | 14.6 | 4.0 | 0.0 | 0.0 | 19.8 | 0.0 | 23.4 | 0.0 | 0.0 |
| | 酪農製品 | 0.0 | 3.0 | 31.0 | 11.3 | 0.0 | 10.0 | 2.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 穀物 | 6.7 | 0.0 | 0.0 | 32.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 51.6 | 27.4 | 0.0 | 28.0 |
| | 養蜂 | 0.0 | 2.6 | 12.6 | 3.0 | 7.6 | 3.6 | 1.0 | 0.0 | 0.2 | 0.0 | 0.0 |
| | 果物 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.0 | 2.0 | 10.8 | 4.0 | 13.4 | 2.2 | 0.0 |
| 各種使用量 | 繊維原料 | 2.7 | 0.0 | 0.4 | 0.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 放牧地 | 10.0 | 4.0 | 11.2 | 6.3 | 0.0 | 8.4 | 9.0 | 15.4 | 15.0 | 15.8 | 7.4 |
| | 厩舎 | 0.0 | 1.2 | 2.4 | 5.0 | 2.4 | 1.0 | 1.0 | 10.4 | 5.8 | 3.4 | 0.8 |
| | 干草 | 30.0 | 0.0 | 12.0 | 16.8 | 3.0 | 6.0 | 14.8 | 9.6 | 23.8 | 39.4 | 20.4 |
| | 林野 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 21.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 6.0 | 1.0 |
| | 湖沼 | 0.0 | 0.0 | 60.2 | 4.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 橋梁 | 1.7 | 32.0 | 42.0 | 30.0 | 0.0 | 8.0 | 20.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 圧搾機 | 12.0 | 0.0 | 1.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 97.3 | 0.0 | 1.0 | 7.4 | 0.0 |
| 地代収入 | 店舗 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 15.2 | 15.8 | 32.8 | 0.0 | 18.6 | 29.2 | 8.2 |
| | 羊舎 | 0.0 | 1.2 | 29.2 | 21.3 | 2.2 | 14.0 | 5.8 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 肉屋 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 28.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 酒場 | 0.0 | 5.6 | 4.0 | 0.0 | 22.8 | 16.4 | 6.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 金納賦役 | 48.7 | 39.4 | 53.2 | 79.8 | 79.8 | 5.6 | 19.0 | 8.2 | 14.4 | 54.4 | 28.0 |
| | 小作地 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 24.4 | 36.2 | 14.6 |
| 計 | | 283.5 | 232.4 | 417.0 | 1,094.6 | 139.6 | 90.8 | 1,459.6 | 598.6 | 224.2 | 194.0 | 441.0 |

〔典拠〕 S. Columbeanu, *op. cit.*, pp. 154- 157.

場で需要の大きいトウモロコシが最大の作付穀物となっており、オスマン本国向けに生産される小麦はもはや副次的な地位を占めるに過ぎなかったことが判明する。また表13の示す領主の経営状況を見れば、酒類が依然最大の市場向け商品である一方、穀物の地位は大幅に下落し、むしろ酪農品や果物、及び繊維原料（麻）といった産品が新たな換金作物として成長しつつあることが確認できる。⁽⁸⁰⁾ さらに第三に対外戦争に伴う戦火を回避するべくボイエール自身が農村地帯から首都ヤッシー・ブカレストはじめ主要都市へと移住する傾向を示した。この結果ボイエールは領主直営地を漸次縮小し、したがってまた地代として必ずしも農民の労働行為を要求せず、むしろ貨幣又は換金作物の提供を以て満足し、かくして不在地主に転化する傾向を示すことになった。⁽⁸¹⁾

他方、以上の過程は同時に農民経営の発展を促進することになった。山岳地帯では既に18世紀前半において、その自然条件から組織的な賦役や大規模な穀作が不適であったことに加え、カルパチア山脈を媒介とした東欧向け商品取引が進展していたことにより、貨幣経済の浸透に伴う封建的土地負担の解消が進行していたが、18世紀後半には平原地帯を含むルーマニア全土でかかる現象が進展している。⁽⁸²⁾ これは長期紛争と貨幣減価によりオスマン穀物市場が騰貴する一方、一連の講和条約に伴うルーマニア通商規制の緩和のもとこの高騰した市場価格でのオスマン向け輸出が実現し、さらにはキュチュク・カインアルジ条約に伴う黒海貿易の開放によって一層有望な市場価格での欧州向け穀物輸出が解禁された結果、ルーマニア農民が貨幣獲得の機会として次第に市場向け穀物生産・輸出に関心を示し始めたことによる。⁽⁸³⁾ かくしてほぼ1770年代以降、ルーマニアでは中小農民の商品作物生産とその余剰貨幣の蓄積が急速に展開し、農奴による封建負担の金納、さらにはその買戻が進行している。⁽⁸⁴⁾ 前掲表13は領主の地代収入において金納賦役が中核的位置を占めたのみならず、所領収入全体においても酒類に次ぐ地位を獲得しつつあったことを示している。

以上の如きボイエールによる直営地経営の弛緩と農民の経済能力の上昇を背景に、当該期にはボイエール所領において小作契約 *affermage* が大汎に発生する。前掲表13によれば、*Patroaia* 修道院領の地代収入として旧来の金納地代とは別枠で小作料収入が計上され、とりわけ70年代後半～80年代前半には相当の比重を占めていることを確認できる。この小作契約には大別して二種存在する。第一は旧来より存在する関係であり、ボイエールと借地農 *les fermiers de métier* との契約である。この場合借地農はボイエールから所領経営を請け負い、領内に居住する農民を組織的な労働者として編成し、法的に可能な範囲で最大限の賦役義務を徴発しつつ、大規模・効率的な農業生産を行った。その出自の多くは既述の如く特に穀物輸出に従事するギリシア商人にあったが、同時に小商品関係の発達により経済能力を強化した一部の自由農民も借地農に転化したと推定される。第二は当該期に新たに発生した関係であり、ボイエールと直接生産者、すなわち領内に居住する賦役義務農民 *paysans corvéables* との契約である。この場合、旧来の支配＝従属関係を内包するボイエール＝農民関係とは異なり、両者は対等な立場のもと3年程度の短期借地と貨幣による地代納入を原則とする契約を締結し、その地代負担は基本的に旧来の賦役慣行を超過しない範囲で軽微に設定された。⁽⁸⁵⁾ この傾向はまずワラキアで、次いでモルダヴィアで進行し、以後19世紀中葉までにワラキアでは半分近くの土地が、モルダヴィアではそれ以上の土地が、ボイエール領主から各種借地農へと委託され、農民の小土地保有に立脚する分益小作がルーマニア農業の主要形態となる。チロットは公国君主の財政利害に伴う18世紀前半以前の「担税農奴制」*Fiscal Serfdom* と区別しつつ、18世紀後半以降の市場利害に由来する分益小作を特に「穀作農奴制」*Cereal Serfdom* と呼称している。⁽⁸⁶⁾

② 農民保護立法の整備と分益小作制の定置

以上の如き広汎な分益小作の成立に伴い、限られた耕地の借地をめぐり小作農と巨大借地農との対抗が発生することになった。すなわち農民は領主と小作契約を直接締結することによって規定の小作料を除くあらゆる土地負担の回避を選好したのに対し、領主はむしろ巨大借地人との借地契約によってさらなる地代収入の確保を志向したのである。他方ファナリオト君主自身は、農民を体制の基盤とするべき東欧諸国の啓蒙専制主義に触発される一方、世紀前半における人口減少の経験から過重な土地負担が農民逃亡を再び招来する危険を認識しつつ、農民の優先借地権 *le droit de préemption pour l'affermage* を保護する傾向を示した。かくして当該期には土地問題に関する領主・農民利害を調整する各種の法令が發布されている。

まずモルダヴィアでは1766年、君主グリゴレ三世ギーカが年間12日の賦役義務をあらためて確認しているが、その際に封建的特権の縮小を警戒するボイエールの要請を受けつつ、1日当たり最低労働総量 *norme* として実質2-3日を要する労働を規定し（所謂「ナート制度」*nart*）、実質的な賦役日数は年間30-40日に達した。続く1767年、後任のグリゴレ・カリマキ *Grigore Callimachi*（在位：1761-64, 67-69年）はやはりボイエール利害を考慮しつつ1日当たり労働総量をさらに引き上げているが、他方農民の村外逃亡を回避するべく、ボイエール所領での小作契約における農民の優先借地権を史上初めて保証している。⁽⁸⁷⁾ また1775年、君主グリゴレ三世ギーカは、ボイエールの固執する年間24日への賦役延長の要求を受けて各種の追加労役（ダム修理・灌漑作業・水利関連事業）を承認したものの、賦役日数の拡張についてはこれを5日にとどめている。しかし続く1777年にはボイエールに市場価格での自由な穀物取引を承認する一方、農民による自由取引は禁止し、かつ年賦役をさらに2日延長している。⁽⁸⁸⁾ 最終的に1785年、アレクサンドル・マヴロコルダート *Alexandru Mavrocordat*（在位：1782-86年）は農民の優先借地権を廃止している。⁽⁸⁹⁾

他方ワラキアでは君主A・イブシランティが1768-74年露土戦争に伴い逃亡した農民の帰還を奨励しつつ、1776年にはモルダヴィアの先例にならって農民の賦役負担を年間12日に設定するとともに、これを1ズロチ *zlot* (=30パラ *para*) の定額で代納することを承認し、旧来の賦役慣行を維持している。続く上記の1780年法典では、やはり旧来の慣行を尊重しつつ、領主の小作契約における農民の優先借地権を初めて公式に承認するとともに、上記の法定賦役日数を下回る水準での小作契約の締結を承認している。この1780年法典はその後法令が改正される1818年まで38年にわたってワラキア農地制度の法的基礎として機能しており、かくしてワラキア農民の賦役義務は実質年間6日程度にとどまっている。⁽⁹⁰⁾

以上の如くルーマニアにおける小作制度は、次第に領主利害が保護されることになったモルダヴィアでは巨大借地農の優位のもと、逆に農民利害を考慮する立法を見るワラキアでは小農民に立脚する分益小作を主流として、それぞれ展開することになる。かかる対照性はロシア南下政策に伴い発生したルーマニア農業社会の一定の格差、すなわち北方のモルダヴィアではロシアと国境を接する故に南下政策の影響も大きく、したがってその支持基盤をなすギリシア系新興ボイエールの利害が保護されたのに対して、南方のワラキアではドナウ河を擁するが故に黒海貿易開放の恩恵を強く受け、したがって農民の経済能力の伸張が顕著であったことによると思われる。

〔V〕 フランス革命＝ナポレオン戦争とモルダヴィア・ワラキア

18世紀末から19世紀初頭に至るオスマン帝国の対外関係は基本的に前節にて検討した如き露土関係を基軸に把握することができる。ただし当該期の露土関係は特にフランス革命に伴うヨーロッパ諸国の干渉戦争に強く規定されて展開する故、ここで節を改めて検討することとしよう。⁽⁹¹⁾

まずロシアのクリミア・コーカサス支配に対して現地イスラム教徒はトルコ政府の軍事支援を受けつつ抵抗したため、塙露両国は1787年に再度の対土戦争を開始した。これに対してイギリスは、アメリカ独立戦争（1775－83年）に対する武装中立同盟の形成以来、対露関係が冷却したのみならず、アメリカ植民地喪失に伴うインド・レヴァント市場の重視と英露通商条約失効に伴うポーランド市場への注目によりロシアの黒海進出を警戒し、ピット内閣は武力介入の動きさえ示した。⁽⁹²⁾ だが1789年のフランス革命勃発に伴い、オーストリア新帝レオポルト2世（在位：1790－92年）は1791年シストヴァ条約のもと、またロシアも1792年ヤッシー条約のもと、それぞれ講和して対土戦線から撤退する。しかも第一回対仏同盟の形成で孤立したフランスが対土関係を強化しており、かくしてトルコ領土の分割は回避された。ただし1797年カンポ・フォルミオ条約において仏塙戦争が終息すると、両国は土領アドリア海沿岸の南北分割を実施し、仏土関係は急速に冷却する。⁽⁹³⁾

続く1798年、フランス総裁政府はイギリス東方貿易を攪乱するべくトルコ属領エジプトへ遠征し、ここに旧来の仏土友好関係は解体して仏土戦争が勃発する。対してイギリスはレヴァント地域からフランス勢力を駆逐するべく、1799年において塙露両国との第二回対仏同盟とともにその一角として英露土三国同盟を形成した。かくして旧来敵対してきた露土両国は一転してトルコ領土の防衛及びロシア軍艦の海峡通行を相互に承認することになった。以上の紛争は1802年アミアン和約により終息し、トルコ領土のさらなる分割は当面回避された。⁽⁹⁴⁾

さらに1806年、フランス第一帝政はヴェストファーレン諸邦をライン同盟に編入し、対して英普露三国は第四回対仏同盟を組織する。その際ナポレオン1世はロシアを挟撃するべく再び仏土関係を修復して軍事同盟を形成し、ここにナポレオン戦争の一角として露土戦争が再発した。しかも1807年ティルジット条約により普露両国が敗戦すると、フランスはもはや不要となった仏土同盟を解消したのみならず、むしろ大陸制度加盟の代価として1808年エルフルト条約のもとアレクサンドル1世（在位：1801－25年）にルーマニア支配を承認し、かくしてロシアのトルコ領土分割を黙認することになった。⁽⁹⁵⁾ 他方イギリスは普露両国の対仏同盟離脱・大陸制度加盟により政治的・経済的に孤立するなか、1809年ダーダネルス条約によって英土同盟を形成し、トルコ領土防衛を支援した。⁽⁹⁶⁾ 最終的にナポレオンのモスクワ遠征計画を察知したロシアは急遽1812年ブカレスト条約を締結して講和するが、代償としてモルダヴィア北部のベッサラヴィア（ドニエストル＝プルート河間）及びドナウ河口のキリア水道 *Kilia Channel* を獲得している（前掲図1）。⁽⁹⁷⁾

なお以上の対仏戦争はロシア遠征の失敗と解放戦争の展開を経て1815年ウィーン会議で終結するが、オスマン帝国はこれに参席せず、バルカン半島はウィーン体制の対象外とされた。かくしてヨーロッパ大陸における反動体制・平和回復とは対照的に、バルカン地域は民族運動の温床となるとともに、トルコ領土をめぐる東方問題は後にヨーロッパ安全保障の危機を招くことになる。⁽⁹⁸⁾

以下本節では一連の対仏戦争を通じた一方におけるロシアのルーマニア支配強化と他方におけるイギリスの黒海市場進出を見る18世紀末－19世紀初頭を対象に、オスマン帝国のルーマニア・黒海支配の実質的解体、及びこれに伴うルーマニア農民問題の帰結について検討しよう。

（1）フランス革命＝ナポレオン戦争とルーマニア国家

フランス革命の結果、干渉戦争の展開と連動しつつロシアのバルカン進出が進行する一方、自由主義思想の流布を通じてバルカン住民の民族意識が覚醒し、次第にバルカン民族はロシア後援のもとオスマン支配からの脱却を志向することになる。かくしてまず1804年・15年にはセルビア蜂起が発生し、またギリシア人は1814年に黒海貿易の拠点オデッサで秘密結社「友愛同盟」（フィリキ・エテリア *Philiki Etairia*）を組織しつつ、1822年に独立戦争を開始する。対してルーマニアではロシアとの政治的紐帯や民族意識の高揚が同様に確認されるにもかかわらず、ファナリオト制度のもと高度なギリシア支配体制が存在していたが故に、その展開は全く異なる様相を示すことになる。

① 干渉戦争とロシア・ギリシア二重支配体制の成立

革命戦争に伴うオスマン支配体制の動揺は何よりも露土国境に位置するルーマニアにおいて最も顕著に確認される。1787-92年の対外戦争ではモルダヴィア・ワラキアは開戦直後よりそれぞれロシア・オーストリアにより占領され、オスマン政府は1791年シストヴァ条約・92年ヤッシー条約により全てのルーマニア占領地を回復したものの、その条件として1774年・79年・84年の先行三大条約に規定されるルーマニア関連条項の遵守と、条約締結後2年間の貢納義務免除を受諾し、かつ講和の代償としてセリム3世（在位：1789-1807年）は1792年「新法」*New Law* を発布してルーマニア支配の改善を約束している。⁽⁹⁹⁾ 他方仏土関係の強化を背景に、1796-98年にはフランスがルーマニア両国における領事設置を承認されている。

また1798-1802年の対仏戦争では英露両国により軍事支援を提供されたものの、その代償として1802年アミアン条約では同盟諸国にルーマニア内政に関する種々の権利を承認している。まずアレクサンドル1世は、①公国君主の在任期間を原則7年に設定して頻繁な公位交代を自粛すること、②公国君主の解任にはロシア政府の事前の承認を必要とすること、③1773年以降に導入された各種の新税を廃止すること、④全ての公国官僚は在地ルーマニア人より登用すること、以上を要請している。この結果、ともに親露派のアレクサンドル・モルズィ *Alexandru Moruzi*（モルダヴィア君主：1792, 1802-06, 06-07年・ワラキア君主：1793-96, 99-1801年）がモルダヴィア君主に、またコンスタンチン・イブシランティ *Constantin Ipsilanti*（在位：1802-07年）がワラキア君主に、それぞれ就任している。⁽¹⁰⁰⁾ かつセリム3世は1802年ギュルハネ勅令を発布し、①ボイエールの特権を回復・強化すること、②ルーマニア公国君主は7年任期とし、オスマン政府による任免はロシア政府の同意・助言を必要とすること、以上を確認し、またオスマン臣民の入国規定を再度強化している。⁽¹⁰¹⁾ かくしてルーマニア内政の基盤たる公国君主の人事権は実質的にオスマン政府からロシア政府へと移行し、オスマン帝国のルーマニア支配は大幅に後退した。⁽¹⁰²⁾ 他方イギリスは駐土大使 T・エルギン卿 *Elgin* を通じてルーマニア領事の設置を要求し、1802年には F・サマラー *Summerer* が初代領事として派遣されている。この結果、旧来東欧諸国にのみ認められてきた領事設置権が西欧諸国にも開放され、ルーマニアを舞台とする列国外交の展開が可能となった。⁽¹⁰³⁾

さらに1806年の第四回対仏戦争に伴う仏土同盟を背景として、駐土フランス大使 H・セバスチャン *Sebastiani* はオスマン政府に対して親露派のワラキア君主 C・イブシランティの廃位を提言した。しかしロシア領事 A・ピニ *Pini* は上記1802年勅令において規定されたロシア政府の人事権を盾に強く抗議し、続く1806-12年露土戦争の口実に利用されている。⁽¹⁰⁴⁾ 以後ルーマニア両国は再び6年に及ぶロシアの占領政策を甘受したのみならず、ロシアの対土戦争を支援するべく対露貢納・食料供給を強制された。⁽¹⁰⁵⁾ 当該戦争を終息した1812年ブカレスト条約はロシアのルーマニア進出に

における「高水標」high- water markとされている。以上を通じてロシアはルーマニアにおいて単なる利害代弁者の域を超える「保護者」Guarantorとしての地位を獲得する一方、ルーマニアはロシアの「保護国」Protectorateと位置付けられ、事実上ロシアのルーマニア支配が確立された。

かかるルーマニアにおけるロシア支配体制の成立は、同時にギリシア支配体制の進展をも意味した。まず親露派の歴代ファナリオト君主は官職売買の慣行を一層助長して多額の売官収入を確保しているが、今やルーマニアの対土貢納義務が大幅に緩和された以上、これはもはや君主自身の単なる私的蓄財にすぎなかったと言える。なかでも30名の親類と800名の側近を随伴して着任したアレクサンドル・スーツ Alexandru Sutu (モルダヴィア君主：1801-02年・ワラキア君主：1818-21年)は、新規の官職を多数創出してこれを彼ら親類縁者に売却し、ワラキア年度予算の二倍に相当する28,657,000ピアストルを3年で確保するとともに、公位買収に際して契約した5,000,000ピアストルの借入を即座に返済している。⁽¹⁰⁶⁾ またかかる官職売買により輩出されたギリシア系新興ボイエールは、ギリシア化した上層の土着ボイエールとともにファナリオト体制の安定要因として機能し、かくしてギリシア人のルーマニア支配体制もまたその頂点を迎えることになった。

② フランス革命思想とボイエール階級

当該期にはフランス革命に伴い自由主義思想が流入し、ルーマニア社会に一定の影響を及ぼしている。すなわち歴代ファナリオト君主と土着・外来の上層ボイエールは先進社会の模範を今やギリシアからラテン系のフランスへと転換しつつ、フランス人秘書を雇用するとともにフランス人家庭教師による子弟教育を行い、フランス文化の受容に専心した。⁽¹⁰⁷⁾ この傾向は司法改革にも反映され、スカラルト・カリマキ Scarlat Callimachi (在位：1806-10, 12-19年)は1817年に「カリマキ法典」Condul Calimah, またヨアン・ギョルゲ・カラジャ Ion Gheorghe Caragea (在任：1812-18年)は1818年に「カラジャ法典」Code Carageaを編纂しているが、これらはいずれも1804年ナポレオン法典の強い影響のもと明確な法学理論を基礎に編集されたと言われる。⁽¹⁰⁸⁾

しかし革命思想の一層の作用はボイエール階級の政治思想の変化に認めることができる。まず外来の巨大ボイエールはオデッサにおける友愛同盟の活動に触発されつつオスマン支配からの独立を志向し、ワラキアではブカレスト駐在ロシア領事によって、またモルダヴィアでは親露派の君主ミハイ・スーツ Mihai Sutu (在位：1792-95, 1819-21年)自身によって、その地下活動が保護された。かくして1820年、ロシアで亡命生活を送る上記親露君主C・イプシランティの子息A・イプシランティ Ipsilantes が友愛同盟の首領に就任すると、オスマン帝国への革命戦争の舞台として「ギリシアの第二の祖国」a second Greekfatherlandであるルーマニアが選定され、1821年には革命軍がオデッサからモルダヴィアへと侵入して対土反乱が勃発する。

対してファナリオト君主の財政搾取と新興ボイエールの乱立に伴い社会的地位を喪失した土着の中小ボイエールは、むしろギリシア人及びその後盾たるロシアへの反感を強めつつあった。まず1799年の英土同盟に伴い1802年にはD・ストウルザ Sturdzaが「貴族制民主共和国の計画」Plan of an aristo- democratic- republican governmentを起草し、イギリス議会を模範とした在地の巨大・中小ボイエールによる権力共有を基礎とした代議制度を提唱する一方、1803年には駐土イギリス大使に対してその支持を要請している。また仏土同盟の締結を見た1807年にはモルダヴィアの有力ボイエールが憲法の発布と全国議会 General Assemblyの復権、及び公国君主の財政権限の制約とその地位の形式的・名譽的性格への転化、以上を基礎とする立憲君主制の草案を作成し、ナポレオン1世に対してラテン民族としての両国の共通性を協調しつつ支援を求めている。⁽¹⁰⁹⁾ いずれの計画も

農民問題への理解が薄い点にその限界があるが、ともかくも政治権力の中枢を今やギリシア系ファナリオト君主から在地ボイエールへと回復すること、かつその模範・後盾をもはや東欧諸国の啓蒙主義ではなく西欧諸国の自由主義思想に求めていることが留意されよう。かかる下級ボイエールを母体とする自治回復運動は最終的に1821年のT・ヴラディミレスク Tudor Vladimirescu によるワラキア反乱へと帰結する。その際ブカレストで発表された『ルーマニア人民の要求』Demands of the Romanian People では反ギリシア・反ファナリオト君主闘争が目標として提示されている。⁽¹¹⁰⁾

かくしてともに1821年に相次いで勃発したルーマニアの民族独立運動は、一方におけるイプシランティのギリシア独立戦争がロシア政府の支援を後盾としたオスマン支配脱却を志向したのに対し、他方におけるヴラディミレスクのワラキア反乱はほかならぬこのギリシア人からの独立を目的とし、その手段としてむしろオスマン政府の援助さえ追求しており、その性格は相互に矛盾するものであった。この結果両者は間もなく対立し、この間侵入したオスマン軍隊によって早々に鎮圧される。その際オスマン政府はギリシアの離反行為に対する制裁としてファナリオト制度を廃止する一方、土着ボイエールを両国君主に任命し、ここにルーマニア自治制度が一世紀ぶりに回復された。

以上の如くルーマニアにおける反乱の挫折は、ギリシアにとっては独立運動の一時後退を意味する一方、ルーマニアにとってはギリシア支配からの脱却を実現するものとなった。しばしばバルカン独立運動の立て役者としてその役割が高く評価されるギリシア人ではあるが、その背景には高度なルーマニア支配を前提とした社会的・経済的地位の上昇があったことを忘れてはなるまい。換言すれば多くのバルカン諸国がオスマン支配の除去を直接の対象として独立運動を展開するのに対し、ルーマニアの場合はオスマン支配の克服に先行してまずギリシア支配を解消せねばならず、ここに19世紀初頭バルカン民族運動においてルーマニアがその一角を構成し得なかった背景がある。

（2）フランス革命＝ナポレオン戦争とルーマニア海外貿易

ナポレオン大陸制度の結果、バルカン西岸地帯のアドリア海貿易はフランスを中心とする経済体制の一角を構成することになった。対してバルカン東岸地帯の黒海貿易はフランスの大陸市場独占に対抗する英露両国の市場利害を吸引する一方、列国の関心がヨーロッパ大陸へと集中する間にオスマン帝国の通商規制が再度強化されたため、新たに英土通商対立を招来することになる。

① オスマン食糧供給政策とルーマニア穀物貿易

オスマン政府はバルカン・エジプトにおける支配体制が解体するなか、残された最後の生命線であるルーマニアに対して通商規制の強化を試みている。まず1787-92年における奥露両国との戦争はコンスタンチノーブルに再び深刻な食糧危機をもたらし、ここにルーマニア両国に対する穀物需要もまた上昇する。モルダヴィアは1787年8月に100,000キラの小麦、11月に140,000キラの小麦・90,000キラの大麦の供出を指示され、イサカ Issacclear の倉庫を經由してイスマイル・ホーティン・ベンダー・オシカウ Ocekow のオスマン軍隊に配給された。モルダヴィア公国評議会はかかる食糧徴発の強化を、ルーマニア穀物供給制度の改善を約束した上記1784年勅令への違反行為として非難しているが、対してオスマン政府は当該勅令があくまで平時における首都向け食糧供給の緩和をこそ規定するものの、戦時における軍隊向け兵糧供給はその対象外であるとの見解を示し、かくしてルーマニア領内に駐留するオスマン軍隊向け供給を名目に穀物供給の強制を続行した。⁽¹¹¹⁾ しかし1788年ロシアによるモルダヴィア占領、続く1789年オーストリアによるワラキア占領により、オスマン帝国のルーマニア穀物調達には完全に遮断されることになる。

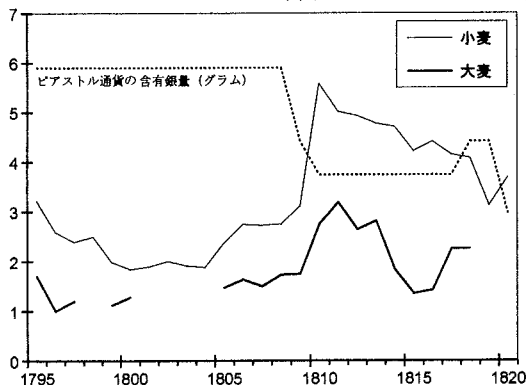
表14：穀物管理局の穀物調達状況 1808—1821年 (単位：キラ)

| | 小麦 | 大麦 | トウモロコシ | 米 | 計 |
|------|-----------|---------|---------|---------|-----------|
| 1808 | 583,525 | 379,035 | 0 | 0 | 962,560 |
| 1809 | 1,240,058 | 255,297 | 73,902 | 19,295 | 1,588,552 |
| 1810 | | | | | 1,778,302 |
| 1811 | 1,918,429 | 283,703 | 3,782 | 85,393 | 2,291,307 |
| 1812 | 1,598,104 | 616,084 | 19,718 | 78,789 | 2,312,695 |
| 1813 | 1,200,529 | 201,664 | 359,857 | 203,641 | 1,965,691 |
| 1814 | 1,193,288 | 236,927 | 121,573 | 13,328 | 1,575,116 |
| 1815 | 968,488 | 146,921 | 188,185 | 0 | 1,303,594 |
| 1816 | | | | | 981,720 |
| 1817 | 1,542,215 | 303,760 | 44,297 | 0 | 1,890,273 |
| 1818 | 1,361,278 | 123,659 | 93,969 | 0 | 1,578,906 |
| 1819 | 742,323 | 67,392 | 0 | 0 | 809,705 |
| 1820 | | | | | 719,378 |
| 1821 | | | | | 1,869,682 |

〔典拠〕 T. Guran, "The State Role in the Grain Supply of Istanbul: The Grain Administration, 1793- 1839", *International Journal of Turkish Studies*, Vol. 3, 1984, p. 38.

図4：オスマン穀物価格の動向 1795—1820年

(単位：ピアストル/キラ)



〔典拠〕 T. Guran, op. cit., p. 41; S. Pamuk, op. cit., pp. 163, 191.

のに対し、穀物管理局の設立に伴い新たにレイク制度 *Rayic purchasing* が整備され、むしろ首都向け食糧供給を任務に、主に首都近郊マルマラ海沿岸を舞台に市場価格で取引を行うことになった。その際ミーリー制度での穀物買付は納税行為とみなされた故に直轄地・宗教寄進地等の免税所領には適用されなかったのに対し、レイク制度に伴う買上は商品取引とみなされたために全ての地域で実施された。穀物管理局は以上の買付制度によって輸入される穀物を買取り、首都で営業する製パン業者に売却している。⁽¹¹⁵⁾ 同局は1838年英土通商条約による専売制度の廃止と翌年のギュルハネ勅令によるタンジマート開始のもと1839年に廃止されるまで半世紀近く存続し、表14の如く19世紀初頭には小麦・大麦・トウモロコシ合計で年間1,000,000—2,000,000キラを供給した。これは当該期首都消費総量の30—50%に相当すると推定されている。⁽¹¹⁶⁾ かくして図4の如く同局の設立以後オスマン国内の穀物価格は遞減し、安定して推移している。

他方この間の対仏戦争勃発によって東欧両国が一時バルカン問題から後退するに及び、オスマン政府はルーマニアを首都向け食糧・軍隊向け兵糧の供給地帯として整備するべく一連の通商規制を

続く1791・92年における奥露両国との講和条約によりトルコはルーマニア領土を回復するが、その際ロシアとのヤッシー条約では代価としてルーマニア両国の穀物供給義務を以後二年間停止することが確認された。また1792年の上記「新法」ではルーマニア両国の供出義務における品目・総量・支払方法が規定され、木材・食糧・家畜の取引における無償供給の廃止と適正価格による買取が再認されている。⁽¹¹²⁾

これに伴いまず中央機関の第三デフテルダル *Houboubat Naziri* が食糧政策専属の部局とされ、またコンスタンチノーブルの司法判事は倉庫監督官 *Mouhtessib Aghasi*・市場監督官 *Ayak Naibi* に市内を巡回させ、食糧・パンの供給総量・品質・価格動向の監視と違反者の取締を強化し、価格高騰の防止に専心した。⁽¹¹³⁾ さらに1793年には「穀物管理局」*Grain Administration (Zahire Nezareti)* が2,553,500ピアストルの資本で設立されている。⁽¹¹⁴⁾ また、旧来のミーリー制度が本来軍隊向け兵糧供給を目的とし、専らルーマニア・黒海沿岸を対象に国定価格で穀物買付を実施していた

表15：穀物管理局の穀物調達地域 1795-1824年

(単位：上段・キラ／下段・%)

| | | 1795-00 | 1800-05 | 1805-10 | 1810-14 | 1814-19 | 1819-24 | 計 |
|-------|---------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 黒海沿岸 | ロシア | — | — | 552,250 9.4 | 1,451,000 26.0 | 701,500 18.2 | 134,500 2.7 | 2,839,250 10.0 |
| | アナトリア | 120,000 2.4 | 142,500 4.5 | 132,750 2.2 | 473,500 8.5 | 235,900 6.1 | 314,000 6.3 | 1,418,650 5.0 |
| | ルメリア | 1,567,504 31.2 | 1,970,585 62.7 | 2,614,800 44.3 | 1,045,265 18.7 | 837,500 21.7 | 1,914,926 38.5 | 9,950,580 34.9 |
| | マルマラ海沿岸 | 887,623 17.7 | 333,000 10.6 | 1,426,950 24.2 | 672,500 12.0 | 498,000 12.9 | 415,000 8.4 | 4,233,073 14.9 |
| 地中海沿岸 | アナトリア | 5,000 0.1 | — | 260,000 4.4 | 355,500 6.4 | 476,500 12.4 | 983,500 19.8 | 2,080,500 7.3 |
| | ルメリア | 1,452,228 28.9 | 669,500 21.3 | 898,750 15.2 | 605,000 10.8 | 463,000 12.0 | 238,400 4.8 | 4,326,878 15.2 |
| | エジプト | 989,375 19.7 | 28,800 0.9 | 15,000 0.3 | 980,735 17.6 | 642,750 16.7 | 968,874 19.5 | 3,625,534 12.7 |
| | 計 | 5,021,731 100.0 | 3,144,385 100.0 | 5,900,500 100.0 | 5,583,500 100.0 | 3,855,150 100.0 | 4,969,200 100.0 | 28,474,466 100.0 |

〔典拠〕 S. Columbeanu, *op. cit.*, pp. 154- 157.

展開している。まず1793年には違法な家畜輸出を禁止し、1794年には国産小麦の全てを首都向けに輸出することを義務付けている。しかしルーマニアでは1792年の不作・1793年の疫病流行・94年の干魃・95年の厳冬により穀物生産が大幅に減少し、オスマン政府の要求する穀物・家畜供給は極めて困難な状況にあった。かかる状況のもとウラキア君主A・モルヰイは不足分を奥領トランシルヴァニア・ポーランドより市場価格30ピアストル／キラで調達し、1793年には20,000キラの小麦・30,000キラの大麦を、94年には80,000キラの穀物を、国定価格8ピアストル／キラでオスマン市場に輸出した。他方モルダヴィア君主アレクサンドル・カリマキ Alexandru Callimachi（在位：1795-99年）もまた不足を外国から輸入しつつ、1795年には自家消費・種蒔き用の穀物を除く全ての作物をオスマン向けに輸出している。同公治世にモルダヴィアが供給した穀物総額は795,243レオに達するが、これは当該期に送金された貢納総額271,778レオの三倍に相当する。⁽¹¹⁷⁾

次にナポレオンのエジプト遠征に伴う1798-1802年戦争の勃発に際してルーマニアへの通商規制は一層強化され、1799年にはポーランド・オーストリア向け木材輸出を、さらに1802年にはオスマン向け輸出を目的としない家畜屠殺やオスマン政府が認可しない外国商人への売却を、それぞれ禁止した。しかしながら1802年アミアン条約では英仏両国に対して黒海自由航行が公式に承認され、黒海貿易の開放は完成することになる。また当該条約と連動して発布された上記1802年ギュルハネ勅令ではルーマニア内政制度の改革とともにルーマニア穀物供給制度の整備が確認され、規定品目を除いてトルコ政府の先買特権を廃止すること、規定品目は時価支払で取引されること、その供給総量については両国評議会の審議によって決定されるとともに上限が設定されること、以上を承認している。この結果ルーマニアにおけるオスマン政府の通商特権は大幅に抑制されるとともに、ルーマニア両国の自由通商・世界市場参入が進むことになる。⁽¹¹⁸⁾

さらに1810年代には一方での1806-12年露土戦争による食糧不足と、他方での1808年通貨改革による貨幣価値の下落を背景に穀物価格は上昇を続け（前掲図4）⁽¹¹⁹⁾ マフムート2世（在位：1808-39年）治世においてルーマニア穀物への需要は上昇している。表15は当該期穀物輸入市場の内訳を示しているが、これによれば黒海沿岸地帯が全体の半分を、特にバルカン半島の黒海沿地帯が全体の30%以上を占め、しかもナポレオン戦争期には60%に達し、ルーマニア両国がトルコ穀倉地帯と

して重要な位置を占めたことが判明する。⁽¹²⁰⁾ 続く1812年ブカレスト条約によって戦争は終結するが、その際オスマン政府はベッサラビア及びキリア水道の割譲によりルーマニア穀倉地帯の一角とその輸送経路を喪失したのみならず、1813年勅令により公定価格を下回る価格での小麦買付や必要以上の小麦作付を制限することとなった。しかしながらオスマン政府は依然として政府発給の許可証を携行する商人以外の取引を禁止し、特権商人によるトルコ向け輸出を維持してルーマニア穀物の海外流出を抑制している。ワラキア君主はオスマン政府の要求する総量が当地の生産能力を超過することを度々訴えているが、これは首都向け輸出が継続されたことを示している。⁽¹²¹⁾

かかるオスマン政府のルーマニア貿易統制はナポレオン戦争の終息した後も強固に残存している。1815年ウィーン条約ではライン河をはじめとする主要国際河川の自由航行が確認されているが、ドナウ河についてはオスマン帝国の条約不参加に伴い対象から除外され、かくしてオスマン帝国は依然として黒海・ドナウ河航行を統制することになった。⁽¹²²⁾ また1821年ワラキア反乱の際にはコンスタンチノーブルでの深刻な穀物不足に対処するべく、政府勅令により「黒海より穀物を運搬する全ての商船は、その積荷を政府倉庫に荷揚し、政府がこれを適正な収益・経費を充足しうる市場価格で買い上げない限り、海峡通行を許可されない」ことが再度規定されている。⁽¹²³⁾ ブカレスト駐在ロシア領事の報告によれば、1812-19年において宗主国トルコがワラキア輸出貿易の57.4% (8,087,000レオ)、及び輸入貿易の62.1% (9,800,000ピアストル) を、喫露その他西欧諸国が合算で残余の30-40%を占めている。ヨーロッパ諸国の比重が漸次上昇してオスマン貿易独占が蚕食されつつあるとはいえ、依然としてオスマン帝国が最大の貿易相手国としてワラキア海外貿易の過半を掌握していることが看取できよう。⁽¹²⁴⁾

② ナポレオン大陸制度とイギリス黒海貿易

ナポレオン戦争の展開は各国のレヴァント・黒海貿易を大幅に再編することになった。

まずフランスは1787-92年露土戦争及び1793年第二次ポーランド分割に伴う混乱によりロシア・ポーランド両国との黒海貿易を縮小するとともに、1798年のエジプト遠征に際してはオスマン政府から帝国領内における通商活動そのものを禁止された。対して1799年クーデターで成立するナポレオン執政政府は海外市場の形成に努め、1801年には上記1787年仏露通商条約を更新する一方、続く1802年アミアン和約ではオスマン政府との講和条件として黒海自由航行を承認されている。かかるフランス通商圏の拡大志向は1807年ベルリン勅令・08年ミラノ勅令による大陸封鎖体制の構築へと帰結し、アドリア海沿岸のバルカン西岸地帯はフランスを中心とする通商体制の一角を構成することになる。しかし1812年ロシア遠征に伴い仏露通商が断絶したためフランス黒海貿易の衰退は決定的となった。かくして対英戦争で喪失した海外植民地に代わり18世紀を通じて成長してきたフランスのレヴァント・黒海貿易は、ナポレオン戦争を画期に大幅に下落する。⁽¹²⁵⁾

またロシアは干渉戦争に連動した南下政策の推進と商務大臣R・N・ルミアンチェフRumiantsevの港湾整備事業・関税減免措置を背景としてオデッサ拠点の黒海貿易を着実に発展させた。その最大の輸出品目は後背地の黒土地帯で生産される各種穀物であり、1802年におけるオデッサの輸出総額1,525,671ルーブリのうち実に1,329,776ルーブリが穀物であった。オデッサの穀物輸出は表16の如く急速に上昇し、この結果ロシア海外貿易全体における黒海貿易の比重もまた上昇して1804年以降には全体の1割に達した。また同表によれば特にイギリス向け輸出の伸張が顕著であり、1805年にはイギリスの穀物輸入全体の1割を占め、旧来の仏露貿易に代わる英露貿易の伸張を確認できる。とりわけナポレオンの大陸封鎖によりペテルブルク拠点のバルト海貿易を攪乱された際に

は、黒海経由の対英貿易が重要な販路として重視されることになった。さらにナポレオン戦後の1819年にはアレクサンドル1世がオデッサを30年期限で自由貿易都市に指定し、この結果南部ロシアは新たな西欧向け穀物輸出拠点として成長することになる。⁽¹²⁶⁾

表16：オデッサ輸出貿易の動向

| | 1802 | 1803 | 1804 | 1805 |
|-----------------------|---------|---------|-----------|-----------|
| オデッサ穀物輸出総量 (chetvert) | 519,211 | 950,141 | 1,004,108 | 1,645,229 |
| ロシア海外貿易総額に占める割合 (%) | 5.5 | 8.4 | 10.7 | 12.9 |
| イギリス穀物輸入総額に占める割合 (%) | 1.0 | 1.8 | 0.5 | 11.6 |

[典拠] N. E. Saul, *Russia and the Mediterranean 1797- 1807*, Chicago, 1970, pp. 178- 179.

他方イギリスは駐土大使 S・スミス Smith の活動のもと1799年英土同盟の代価としてレヴァント会社の黒海・ドナウ河航行を暫定的に認可されるとともに、1802年アミアン和約においてこれを正式に承認され、旧来制限されてきた穀物・獣脂・木材のイギリス向け輸出が解禁された。かかる状況において1803年には駐土大使 A・ストラトン Straton が『黒海における海運と貿易』*Black Sea Navigation and Trade* を執筆しているが、その際特にブルガリア・ルーマニア両国の経済価値を強調し、当該地域が穀物・香料・木材の調達市場としてのみならず、イギリス工業製品・植民地産品の販売市場として発展しうることを力説している。実際1805年のトラファルガー海戦に際してルーマニア両国はネルソン指揮下のイギリス艦隊に400,000オッカの塩漬け肉を供給し、重要な兵糧供給地帯として機能した。⁽¹²⁷⁾ 続く1806年の仏土同盟の形成と英土戦争の勃発により一時イギリスのレヴァント貿易は攪乱されるが、1807年におけるナポレオン大陸制度の成立はイギリスをしてレヴァント市場の確保を急務とさせ、1809年英土ダーダネルス条約では先の英土対立に伴い停止されていた従価3%の輸出入関税を原則とするカピチュレーション規定が回復されている。この結果東地中海地域はイギリスにとって大陸封鎖のもと閉塞したヨーロッパ市場を代替する有効な海外市場となった。かくしてレヴァント貿易の主導権は再びフランスからイギリスへと移行する。⁽¹²⁸⁾

しかしながら以上の如きレヴァント貿易の回復にもかかわらずイギリス黒海貿易は依然停滞し、最終的に1816年にレヴァント会社はブカレスト支社を閉鎖する。ブカレスト駐在領事 W・ウィルキンソン Wilkinson (在任：1814-16年) は既に就任直後より外相カスルレーに対して、レヴァント会社がルーマニアにおいて穀物輸入・製品輸出を基幹とする通商活動を志向したにもかかわらず、これがオスマン政府のルーマニア穀物貿易独占により阻害されたことを度々指摘している。またレヴァント会社のブカレスト領事閉鎖に伴い解任されると、自ら『ワラキア・モルダヴィア公国図説』*An Account of the Principalities of Wallachia and Moldavia* (ロンドン・1820年) を出版し、イギリス=ルーマニア貿易の展望とその阻害要因に関して下の如く指摘している。⁽¹²⁹⁾

まず「最大の農業作物は小麦であり、広大・肥沃な平原のわずか六分の一しか耕作されていないにも関わらず、両国は年間10,000,000キラの生産を記録し、また耕地の一部ではトウモロコシ・大麦・麻が栽培されている」。「ワラキア小麦の品質はあまり良くないが、決して悪いわけではない。モルダヴィア小麦はより優良であり、ポーランド小麦と大差ない。価格はキラ当たり2-2.5ピアストルである。ドナウ河=コンスタンチノーブル輸送の経費は1ピアストル程度である」。また「商業的観点から重要と思われる他の産品としては、油脂・蜂蜜・バター・チーズ・獣皮・木材・樽板・各種の船舶用マストがある」。特に「モルダヴィア木材はワラキア木材よりも優良であり、そのオーク材は船舶建造に極めて適している。トルコ海軍艦艇の多くはモルダヴィア・オークにより建造さ

れており、装備されているマスト・ロープもモルダヴィア産のものが使用されている」。さらに「毎年500,000枚の兎皮、600,000オッケの黄イチゴ、40,000キンタルkintal (1キンタル=44オッケ)の羊毛、が供給されている」。「兎皮はそれぞれ35パラ、黄イチゴはオッケ当たり40-45パラ、にすぎない」。「兎皮は一級の品質であるが、黄イチゴはスミルナ産のそれよりも劣り、小アジア産品が不足した時にのみ需要が発生している」。「羊毛は極めて優良である。洗浄済みのものはオッケ当たり60パラ、未洗浄のものは35-40パラで販売されている」。

しかしながら、以上の如き豊富な天然資源の供給能力にもかかわらず、「最後の三品目のみが完全に自由な海外輸出を認められるにとどまり、他の産品はオスマン政府の監督下に置かれている。すなわち当該産品は、豊作の年にコンスタンチノーブルの穀物倉庫・軍需工場への規定供給が充足されて、初めて海外貿易に振り向けられる。しかも小麦は輸出を恒久的に禁止されている。小麦輸出の承認はルーマニア君主の権限ではなく、これは帝国政府の勅令によって認可されねばならない。これまで小麦輸出の許可が領内キリスト教徒臣民に認可されたことはなく、ヨーロッパ商人に認可されたことも極めてまれにしかない」。かくして年間10,000,000キラの穀物生産のうち実にその66%がオスマン帝国の首都、ドナウ沿岸に駐留するオスマン軍隊、その他国内市場に供給され、海外輸出についてはオーストリア向け密輸を含め僅少にとどまっている。しかも「オスマン首都の需要のために供給される全ての産品は、公国政府によって市場価格の四分の一、すなわちトルコ市場価格の六分の一で買い付けられる」故に、ルーマニア農民の穀物生産意欲は大幅に減退している。

以上の如くイギリス黒海貿易の発展にとって最大の障害は、何よりもオスマン政府が維持する高度な通商規制にこそあった。かかるオスマン政府の穀物禁輸措置は、続く1820年代のイギリスにおいて安価一次産品の海外輸入を志向する自由貿易運動が発生し、これを背景に商務院総裁W・ハスキソンが工業原料関税の緩和を骨格とする自由主義経済政策を採用するに至り、英土通商関係における最大の阻害要因となってくる。⁽¹³⁰⁾

(3) ルーマニア穀作農奴制の確立

フランス革命=ナポレオン戦争の結果、バルカン地域では自由主義思想に触発されてオスマン支配からの独立運動が進行する一方、経済的にはレヴァント貿易の興隆と農民の余剰蓄積を背景にイスラム地主からの解放運動が進み、両者は連動しつつ展開する。対してルーマニアでは、支配階級内部での外来・土着ボイエールの相互対立が政治抗争の焦点をなす一方、オスマン黒海貿易独占の遺制のもと領主経営はむしろ強化され、したがって農民解放運動は大幅に停滞することになる。

① 市場向け生産の発達と巨大借地経営の生成

18世紀末以降ルーマニアではフランス革命戦争に伴う東欧諸国の一時撤退によりオスマン本国向け穀物輸出が復活するとともに、19世紀初頭にはナポレオンの大陸封鎖を契機としてトランシルヴァニア向けブタ・トウモロコシ輸出、中欧向け火酒・家畜輸出が成長し、さらにイギリスの黒海貿易参入に伴い西欧市場向け生産の端緒も開かれた。⁽¹³¹⁾ かかる状況においてルーマニアでは海外市場向け農業生産が進展するとともに、農業経営において資本主義的要素が浸透することになる。

まず19世紀初頭における土地所有の状況を確認すれば、モルダヴィアでは総計1,713の村落のうち公国君主の直轄地が25村(1.5%)、教会所領が215村(12.5%)、ボイエール所領が927村(54%)を占め、残る546村(32%)が自由村落であったとされる。またワラキアではボイエールの所有土地面積は国内全体の三分の一に達し、教会所領も同じく農地面積全体の三分の一を占め、自由農民

は残る三分之一を所有するにとどまるとされる。18世紀と比較して自由農村の割合が若干後退し、領主の支配領域が伸張していることが確認できよう。しかもワラキアの場合、19世紀初頭における国内人口がおよそ1,000,000と推計され、うちボイエール階級の人口は30,000程度と推計されており、したがって人口総数の3%を占めるにすぎないボイエール階級が国内農地の3割を占めた計算となる。かくして典型的な大土地所有が展開していたと言えよう。⁽¹³²⁾

ただし以上の大土地所有において領主直営地が占める面積は依然として全体の5%程度にとどまり、所領の大半は小作契約を通じて巨大借地農に委託、あるいは中小農民に直接貸与されていたと言われる。⁽¹³³⁾ 実際表17によれば、世紀転換期における領主の収入構成において今や小作料収入が最大の比重を占めるに至っており、ルーマニア穀物生産の基軸は依然として領主直営地ではなく小作地にあったことを確認できる。ただし市場向け商品生産の発達はボイエールをして農民との分益小作よりも資本家的借地農との借地契約を好まさせることになった。しかしながらワラキアでは前述A・イブシランティ治世の1780年法典により、小作契約における農民借地権の優先、その際の年間12日賦役の原則、及びその年間1ズロチでの代納制度、かつこの法定賦役日数未満での契約慣行、以上が承認されていた故に、まずはかかる原則に抵触しない範囲内においてボイエールは効率的な農地開発と賦役負担の強化を試みることになる。

表17：Hurez修道院領収入内訳 1792—1804年

(単位：ターレル)

| | | 1792 | 1793 | 1794 | 1795 | 1796 | 1797 | 1798 | 1799 | 1800 | 1801 | 1802 | 1803 | 1804 |
|----------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 売却 収益 | 酒類 | 280 | 450 | 270 | 250 | 210 | 416 | 215 | 408 | 620 | 808 | 200 | 890 | 250 |
| | 家畜 | | | | 100 | | | | | | | | | |
| | 穀物 | | | | 100 | | | | | | | | | |
| | 干し草 | 600 | 561 | 20 | 362 | | 312 | 308 | 308 | 300 | 308 | | | 200 |
| 圧搾機使用料 | | | | 300 | 100 | | | | | | | | | |
| 新規開墾税 | | | | | | | | | | 40 | 40 | 40 | 40 | 80 |
| 直営地収入 | | | | | | | | | 455 | | | | | |
| 地代 収入 | ブドウ園 | | | | 30 | | | | | | | | | |
| | 山岳牧地 | 500 | 250 | | 260 | | 800 | 300 | 800 | 800 | 800 | 800 | 800 | |
| | 平原牧地 | | | 100 | | | | | | | | | | |
| | 小作地 | | 650 | 700 | 1,130 | 2,230 | 1,815 | 1,790 | 754 | 1,819 | 2,340 | 2,275 | 1,895 | 2,230 |

[典拠] S. Columbeau, *op. cit.*, pp. 160-161.

まずボイエールの多くは農民との小作関係を契約する期間をその年度の作柄予測が未だ困難な3月1日から5月1日までの二カ月に限定し、かかる不利な条件の提示によって小作契約に対する農民の意思を未然に抑止している。⁽¹³⁴⁾ また小作契約に伴う賦役義務に関しては旧来の慣行である口頭契約を無効とし、書面契約が存在しない限りは法定の上限である年間12日賦役を要求した。これに伴い、法定日数以下の年間3—10日程度の賦役を確認する書面契約も一部発生したが、その比重は低く、多くの農民は口頭契約故に年間12日賦役を甘受している。また法定の賦役代納金を年間12日あたり1ズロチ(=30パラ)から1日あたり10パラ(=年間12日あたり120パラ)へと4倍に引き上げることが再三試みられている。⁽¹³⁵⁾ また十分の一税に関しては1780年法典の規定の不備に便乗しつつ、収穫作物の十分の一という定率原則ではなく保有地1アルパン(=50アール)あたり4ボワゾー-boisseaux(=22オック)の定量制度が採用され、したがって農民は収穫の如何にかかわらず一定の作物の納入を強制された。しかも農地面積はより狭く、収穫作物はより重く測量する不正行為が蔓延したためその負担は過酷なものとなった。さらに旧来無制限に認められてきた無償の放牧地利用は農耕作業・生計維持に最低限必要な雄牛4頭・乳牛1頭に制限され、これを超える頭数の役

畜は売却目的の飼育とみなされ課金の対象となった。⁽¹³⁶⁾ 以上の如きルーマニア農民の現状を見たウィルキンソンは「およそワラキア・モルダヴィア農民ほど専制君主の過重な抑圧を受け、過酷な徴発・課税のもとで労働する人々は他にいない」と評している。⁽¹³⁷⁾

なお前述の如くポイエールの世俗所領とならんでギリシア正教の修道院領が同様に高度な土地所有を展開している。その大半は、在外本山の保護のもと公国君主・オスマン政府の干渉から一定の独立を維持する一方、その代償として本山への貢納義務を負う寄進修道院であり、ワラキアでは1810年時点で総計204に達する修道院のうち過半の120がこの寄進修道院であった。これら寄進修道院の貢納義務は全て領内農民に転嫁され、世俗所領と同様過酷な支配が展開された。⁽¹³⁸⁾

② ポイエール保護立法の整備と巨大借地経営の定置

他方、当該期においてファナリオト君主は中小ポイエールの反露思想活動に対する防壁として新興・土着の巨大ポイエールとの同盟関係を重視するに至り、18世紀末とは一転して19世紀初頭には巨大ポイエールの農民支配を容認する各種法令を發布している。

まずモルダヴィアでは1803年より公国評議会が農民的土地所有の強固な存続を非難する陳情を提出しており、これを受けて1805年にA・モルジはポイエールが村落共有地たる牧草地の四分の一を独占することを認可する一方、農民の一世帯当たり牧草地利用権を平原地帯では12頭・山岳地帯では6頭に制限した。また農民を保有家畜に応じて、①16頭の家畜と8ファルシ*falci*（1ファルシ＝4.2ヘクタール）の牧地を保有する「*funtas*」、②12頭の家畜と6ファルシの牧地を保有する「*mijlocas*」、③6頭の家畜と3ファルシの牧地を保有する「*codas*」、以上の三種に分類しているが、ただし賦役義務については年間12日原則を維持している。⁽¹³⁹⁾ しかしながら続くS・カリマキは1815年において農民の優先借地権を正式に廃棄し、続く1817年法典によってポイエールの農民支配を是認した。⁽¹⁴⁰⁾

またワラキアでは公国君主C・イブシランティが依然として農民逃亡を回避するべく農民負担の緩和に留意し、1804年には十分の一税の定量制度を廃止するとともに賦役代納年額の引上を拒否している。しかし他方では増大するポイエールの要請に応えるべく同年に口頭契約による小作契約の無効を公式に承認し、また1806年には露土戦争勃発の混乱に伴い十分の一税の定量制度を再開している。⁽¹⁴¹⁾ 続く公国君主I・G・カラジャもまた1816年には農民の優先借地権を再度承認する勅令を發布しているものの、しかし他方で1814年には小作関係における書面契約の必要と十分の一税における定量制度の採用を公式に規定し、続く1818年法典においてポイエールの農民支配を確立している。すなわち当該法典はまず小作契約における農民の優先権を最終的に廃止し、かつ法定賦役日数12日を下回る水準での小作契約を禁止した。賦役義務の金納制度は維持されたが、その年額は旧来の年間12日あたり1ズロチ（＝30パラ）に対して以後1日あたり1レオ、すなわち年間12日あたり12レオ（＝480パラ）に設定され、実に16倍の上昇を意味した。さらに年間賦役として旧来の12日にさらに春乃至秋の1日の労働を追加するとともに、新たにクリスマスにおける荷車提供義務を導入している。しかもより良好な土地負担の農村を求めて発生する農民逃亡を未然に防止するべく、以上の規定は全国一律に適用され、かくして農民人口の維持を前提とする公国政府の財政利害もまた保証されることになった。⁽¹⁴²⁾ ここに農民保護を基調とした1780年法典体制は終息し、むしろポイエール利害を優先する1818年法典体制が確立され、これがその後のワラキア農地制度を規定することになる。

かくして以後農民の分益小作は急速に減少し、むしろ巨大借地農による大規模な農業経営が展開

する。⁽¹⁴³⁾ 以上の如き借地権をめぐる闘争における小農民の敗退と巨大借地農の勝利、すなわちルーマニア農業における小農民経営から巨大借地経営への基軸の移行は、政治的にはロシア支配体制の確立に伴う新旧ボイエール利害の保護を反映するとともに、経済的には黒海地域における自由貿易の導入と資本主義原則の浸透に対応するものと言えよう。かかる領主＝農民関係の強固な存続の結果、1821年のワラキア反乱においてボイエール主導の民族独立運動と農民の土地負担解放要求とは相互に矛盾し、したがってファナリオト支配体制からのボイエールの独立こそ実現したものの、まさにそれ故にボイエールからの農民解放は挫折し、その農民支配は依然として存続する。⁽¹⁴⁴⁾ かくして民族独立運動と農民解放運動とを同時に遂行する他のバルカン反乱とは対照的に、1821年ワラキア反乱は、ファナリオト体制からの脱却をこそ達成したとは言え、対外的にはオスマン帝国支配そのものの解消と、国内的には農民の土地負担解放とを、その後の課題として残したのである。

む す び

以上専ら第三国の先行研究に依拠する極めて概括的な考察ではあったが、最後にいま一度主な論点を整理し、若干の展望を示してまとめよう。

第一に政治構造に関して。ルーマニア両国においてアジア系騎馬遊牧民族が整備した間接統治体制はオスマン帝国によっても継承され、各種の貢納義務を条件に公国君主の国内自治が承認されたのみならず、公国君主の離反傾向を防止する手段として土着ボイエールの政治権力も温存された。しかし18世紀前半には東欧諸国の南進に対する防壁、及び対外戦争の戦費調達源泉として支配体制が強化され、ギリシア系ファナリオト君主の派遣とボイエール階級への統制が開始された。しかもロシア南下政策の攻勢を見る同世紀末において公国君主はむしろその人事を掌握するロシアの傀儡政権へと変質し、その支持基盤として親露派のギリシア系新興ボイエールが多数創出されることになる。かくしてルーマニア両国はオスマン帝国＝ロシア帝国＝ギリシア人（ファナリオト君主・新興ボイエール）の三重支配に服していたのであり、この点にこそロシア政府の支援を受けつつオスマン帝国からの独立を志向する他のバルカン諸国との対照性があると言えよう。

第二に貿易関係に関して。ルーマニア両国は遊牧民族の構築した東西物産の中継貿易をオスマン支配によって破壊されるとともに、以後むしろ特権ギリシア商人のもと安価な国定価格によってコンスタンチノーブル向け穀物・家畜輸出を強制され、かくして帝都を中核とするオスマン帝国経済の周辺地域として、換言すればオスマン食糧政策のアキレス腱として機能することになった。とりわけエジプトの分離とロシアの黒海進出を見る18世紀においてルーマニア両国の首都向け食糧供給基地としての意義は一層上昇する。しかし同世紀末における黒海貿易の開放とルーマニア穀物貿易における市場原則の導入により、斜陽の帝国経済にとって最後の生命線であった黒海穀物貿易独占は解体する。かかるドナウ河＝黒海を動脈としたルーマニア食糧供給体制の確立とその動揺にこそ、まさにオスマン帝国経済そのものの盛衰を左右する最大の要因があったと言えよう。このように見えてくる場合、多様な地中海世界を構成する一員としての観点から、あるいは開放的レヴァント貿易の展開から、直ちにオスマン経済一般を把握する試みは極めて一面的なものと言えよう。

第三に土地制度に関して。ルーマニア両国では遊牧民族の間接統治と国内産業から遊離した中継貿易により自治的・自給的農村共同体が広汎に展開したが、オスマン支配に伴う一方でのボイエール階級の成長と他方での首都向け穀物輸出の促進により、むしろオスマン向け穀物生産を目的とす

る領主経済が発達することになった。ただし18世紀前半にはファナリオト制度の導入による土着ボイエールの抑制と穀物供出義務の強化により、担税・穀作の基盤として農奴の解放と自営農民の育成が志向される。しかし同世紀末のロシア南下政策に伴うファナリオト君主のロシア傀儡政権への転化とルーマニア穀物貿易における市場原理の浸透の結果、親露の新興貴族として台頭するギリシア商人を借地農とした市場向け巨大借地経営が定置することになる。かくしてルーマニアにおける領主・農民関係は、ともにオスマン支配の動勢に由来する支配階級の再編と市場関係の変化に強く規定されつつ、生成・展開したと言えよう。いずれにせよ、バルト海貿易と連動する東欧諸国の農場領主制やレヴァント貿易と接続するバルカン地域のチフトリック経営に対し、ルーマニア農地制度は何よりもオスマン帝国の政治的・経済的支配体制との連関で把握される必要があろう。

以上の如くオスマン帝国の繁栄は何よりもルーマニアに対する政治的・経済的支配を基盤として成立し、したがってルーマニア支配の後退こそは世界帝国としてのオスマン帝国が解体した要因と言えよう。その最終段階は政治的にはロシアのギリシア独立戦争介入に伴う1829年アドリアノーブル条約（ロシアによるルーマニア支配の確立とボイエール階級の保護）に、また経済的にはイギリス自由貿易運動に伴う1838年英土通商条約（オスマン帝国による対英穀物輸出の解禁）と同年の英墺通商条約（オーストリア商船による対英ルーマニア穀物輸出の仲介）にあるが、この結果市場向け穀物生産を目的としたルーマニアの領主＝農民関係もまた確立されることになろう。

註

- (1) J. C. Hurewitz, "Ottoman Diplomacy and the European State System", *Middle East Journal*, Vol. 15, 1961, pp. 145- 146; idem(ed.), *The Middle East and North Africa in World Politics: A Documentary Record*, 2vols., London, 1975, Vol. 1, pp. 55- 56, 71- 74. また、三橋富治男「オスマン帝国とヨーロッパ」『岩波講座：世界歴史』第15巻1969年，443-444頁，新井政美「オスマン帝国とヨーロッパ」『岩波講座：世界歴史』第16巻1999年，95-100頁。
- (2) さしあたりペルシア戦役については，S. J. Shaw, *History of the Ottoman Empire and Modern Turkey*, Cambridge, 2vols., 1976, Vol. 1, pp. 238- 239, 243, 245- 246; 永田雄三編『西アジア史』第Ⅱ巻（イラン・トルコ）山川出版社2002年，221-223, 275-277頁。エジプト状況については，前嶋信次編『西アジア史』山川出版社1972年，372-373頁，佐藤次高編『西アジア史』第Ⅰ巻（アラブ）山川出版社2002年，346-348頁。
- (3) ファナリオト制度に関しては，P. F. Sugar, *op. cit.*, pp. 132- 135; V. Georgescu, *The Romania*, pp. 73-75, 78- 79; R. R. Florescu, "The Fanariot Regime in the Danubian Principalities", *Balkan Studies*, Vol. 9, 1968. 18世紀ルーマニアにおけるオスマン支配体制の特質に関しては，V. Mihordea, "Les lignes du développement de la diplomatie roumaine au XVIIIe siècle", *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 9, 1970; M. Maxim, "Le statut des pays roumains envers la Porte ottomane aux XVIe- XVIIIe siècles", *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 24, 1985.
- (4) D. Chirot, *Social Change*, pp. 64- 65; V. Georgescu, *The Romanians*, p. 77. なお国内所蔵機関の欠如により筆者未見であるが，18世紀ルーマニア財政危機に関しては次の研究がある。V. Mihordea, "La crise du régime fiscal des principautés roumaines au XVIIIe siècle", *Nouvelles études d'histoire*, Vol. 4, Bucarest, 1970.
- (5) H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 102- 103, 105- 107.
- (6) F. Constantiniu/ S. Papacostea, "Les réformes des premiers phanariotes en Moldavie et en Valachie: Essai d'interprétation", *Balkan Studies*, Vol. 13, 1972, pp. 95- 98; D. Ciurea, "Nicolas

- Maurocordato précurseur du despotisme éclairé", Institute for Balkan Studies, *Symposium: L'époque phanariote*, 21- 25 October 1970, Thessaloniki, 1974, pp. 359- 364.
- (7) F. Constantiniu/ S. Papacostea, op. cit. pp. 99- 101; S. Papacostea, "La grande charge de Constantin Mavrocordat (1741) et les réformes en Valachie et en Moldavie", *Symposium: L'époque phanariote*, pp. 370- 372, 374- 375; D. Warriner(ed.), op. cit., "Decree of the General Assembly of Wallachia for the Liberation of such Peasants gone to abroad as may return to their Homes, 1 March 1746", pp. 130- 131. なおファナリオト君主の財務行政機構整備に伴う農村共同体の掌握については, A. Radutiu, "Les institutions rurales dans les pays roumains au XVIIIe siècle", *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 20, 1981.
- (8) 新規に導入された間接税の中心は各種の家畜税vacarit (羊税oicrit, 豚税gostina, 牛税cornarit, 蜂税dijmarit)にあるが,他に葡萄酒税vinar it, タバコ税tutuharit, 葉巻税fumarit, 酒蔵税caminarit, 放牧税erbarit, が存在し,かつ塩・油脂・石鹼・酒場も課税対象とされた。これら新税は基本的に徴税請負人を通じて徴収された結果,その中間搾取により農民の負担はより過酷であったとされる。R. R. Florescu, op. cit., p. 310; V. Georgescu, *The Romanians*, pp. 92- 93.
- (9) この数値はドイツ人旅行者F・G・パウアーBauerの手記(*Mémoire historiques et géographiques sur la Valachie*, Frankfurt a. M., 1778)に基づくものであり,その信憑性は疑問視されているが,当該期に大規模な人口減少が発生した事実自体は確実と見られ,多くの先行研究で引用されている。
- (10) F. Constantiniu/ S. Papacostea, op. cit. pp. 95- 98.
- (11) V. Georgescu, *The Romanians*, pp. 75- 76.
- (12) ボイエール階級は大きく三層に区分され,まず巨大ボイエールthe big boyars (爵位:「neamurile」)は高級官職(国防Ban, 内務Vornic, 財務Vestiar, 外務Postelnic, 軍司令官Spathar, 法務Logothete)を保有するとともに公国評議会(ディワーンDiwan)に参加し,かつ完全な免税特権を享受した。また中小ボイエールthe small boyars (爵位:「mazili」)は下級官職(警察Aga, 宮内Paharnic, 執務Stolnic, 兵糧Clucer, 税関Caminar, 侍臣Comis)を保持し,部分的免税特権を認められた。さらに第三階級は各種の軍務(連隊長Palcovnic, 野営長Shatrar, 補給長Pittar, Medelnicer)に従事した。P. Cernovodeanu, "Mobility and Traditionalism: The Evolution of the Boyar Class in the Romanian Principalities in the 18th Century", *Revue des études sud- est européennes*, Vol. 24, 1986, pp. 249- 251; F. Constantiniu/ S. Papacostea, op. cit. pp. 103- 104; S. Papacostea, op. cit., pp. 368- 369; R. R. Florescu, "The Fanariot Regime", pp. 304- 305. なお明確な因果関係は不詳であるが,ルーマニアの貴族制度改革については当該期ロシアにおけるピョートル1世の改革との類似性が指摘されている。ロシアの貴族・官僚制度については,鳥山成人「一八世紀ロシアの貴族と官僚」吉岡・成瀬編『近代国家形成の諸問題』木鐸社1979年所収。
- (13) S. Papacostea, op. cit., pp. 372- 373.
- (14) 17-18世紀ルーマニアにおける全国議会と,その公国評議会との曖昧な位置関係については, V. A. Georgescu, "L'assemblée d'états ou la grande assemblée du pays comme organe judiciaire en Valachie et en Moldavie(XVIIe et XVIIIe siècles)", *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 5, 1966.
- (15) V. Georgescu, "The Romanian Boyars in the 18th Century: Their Political Ideology", *East European Quarterly*, Vol. 7, 1973, pp. 33- 34; idem, *The Romanians*, pp. 79- 80.
- なおここで貴族身分編成に占める在地・外来ボイエールの比重を見れば,ワラキアでは在地ボイエール45家系のうち36家は上層の巨大ボイエールに,残る9家のみが下層の中小ボイエールに帰属し,他方外来ボイエール44家系のうち上層階級に帰属するのは11家にとどまり,残る33家は下層階級を構成した。かかる貴族階位における在地・外来ボイエールの差異は政治機構における地位にも反映されている。すなわち公国評議会に占める在地ボイエールの割合は,モルダヴィアでは平均81%,ワラキアでも78%に達し,ギリシア系ボイエールの比重はそれぞれ残る19%,22

%にとどまる。また1716-1800年において累計150名に及ぶワラキア高級官職保有者の出自を見れば、その69名が在地ポイエール、29名が婚姻関係を通じて帰化した外来ポイエール、残る72名がギリシア系ポイエールであったとされる。特に司法・財政を担当する四大高官については常時その65.8-74.3%を在地ポイエールが占有し、外来ポイエールは外交・宮内関係の限られた部門においてのみ高い比重を占めるにすぎなかった。かくして旧来のポイエールは両国の官僚機構において依然支配的地位を占めたと言える。I. Ionascu, "Le degré de l'influence des Grecs des Principautés roumaines dans la vie politique de ces pays", *Symposium: L'époque phanariote*, pp. 226-228; D. Berindei, "Fanariotische Herrscher und rumänische Bojaren in den rumänischen Fürstentümern (1711-1821)", *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 23, 1984, S. 324-325. ギリシア系ポイエールの急速な台頭を見るのは、後述する如くむしろ1821年ワラキア反乱前夜の19世紀初頭であると思われる。

- (16) まず旧来の基幹品目であるペルシア生糸は18世紀初頭の対外戦争に伴うペルシア=トルコ陸送経路の遮断によって供給が大幅に下落する一方、並質生糸としてペルシア生糸よりも安価なベンガル・中国生糸が、及び高級生糸としてより良質なイタリア生糸が、それぞれ流入したため需要も減少した。また原綿は当初ロウソク軸糸としてアナトリアより、後に安価繊維原料としてシリア・キプロスより輸入されてきたが、1620年代以降西インド諸島で綿花栽培が開始されて以来、旧来の独占的地位を喪失している。またコーヒーはエジプト経由でイエメンより流入していたが、1730年代以降オランダがジャワで、フランスが西インドでそれぞれ生産を開始するに至り、トルコ・コーヒーの地位は下落した。さらに没食子gall(樫・柳の樹木に生じるコブ)はインク原料としてモスル・ディヤルバキルより輸入されていたが、後に西地中海のスマックsumach(黄ハゼ葉の乾燥粉末)が代替原料として台頭する。最後に各種乾燥果物(イチジク・レーズン)がスミルナを拠点に輸入されてきたが、トルコ政府の食糧輸出規制に伴い1680年代以降取引は下落している。以上の点に関しては、A. C. Wood, *op. cit.*, pp. 140-141, 145-149; R. Davis, "English Imports from the Middle East 1580-1780", M. A. Cook(ed.), *Studies in the Economic History of the Middle East from the Rise of Islam to the Present Day*, London, 1970, pp. 193-194, 196-201; 川分圭子「近代英国のレヴァント貿易——18世紀の衰退について——」『史林』第73巻1990年。またレヴァント貿易の衰退と平行したバルト海貿易の発展に関しては、玉木俊明「地中海からバルト海へ」『文化史学』第45号1990年、同「イギリスのバルト海貿易(1600-1660年)」『文化史学』第47号1991年、同「イギリスのバルト海貿易(1661-1730年)」『西洋史学』第176号1995年。
- (17) まずラングドック・プロヴァンス・ドーフィネ各地の毛織物工業を対象に王立マニュファクチュアの設立(1666・67年)、オランダ熟練職人の招致・製造規制の制定(1666・69年)による品質向上・規格統制、高率保護関税の採用、によりイギリス製品の駆逐がはかられた。また安価スペイン羊毛の輸入、労働賃金の抑制、レヴァントへの地理的近接性に伴う輸送経費の節減、により安価経費での供給を実現している。さらに現地消費者の嗜好を考慮した染色が実施された。かくしてレヴァントはフランス毛織物の輸出市場のなかで18世紀最大の成長を記録している。他方その輸入貿易を見れば、一部品目(生糸・モヘア・コーヒー)については代替市場の開発と国内需要の減少により縮小するが、18世紀以後フランス綿業の発展を背景に原綿輸入が急増し、トルコ綿はフランスによるレヴァント産品輸入全体の半分以上を単独で占め、レヴァント地域は西インド諸島と並ぶフランス最大の原綿供給地帯として編成された。さらに海運事業についてはマルセイユの自由港化(1669年)、「レヴァント会社」*Campagne du Levant*の設立(1670年)が実施されている。以上の点に関しては、服部、前掲書、293-304頁。
- (18) 18世紀レヴァント貿易の再編に関しては、A. C. Wood, *op. cit.*, pp. 142-143; B. McGowan, *op. cit.*, pp. 15, 21-23, 38-40; C. Issawi, "The Decline of Middle Eastern Trade, 1100-1850", D. Richards (ed.), *Islam and the Trade of Asia*, Oxford, 1970.
- (19) M. M. Alexandrescu-Dersca, "Contribution à l'étude de l'approvisionnement en blé de

- Constantinople au XVIIIe siècle", *Studia et Acta Orientalia*, Vol. 1, 1957, pp. 15, 17- 18. 18世紀オスマン海外貿易に占める黒海市場の意義については, R. Mantran, "Transformation du commerce dans l'Empire ottoman au dix- huitième siècle", T. Naff/ R. Owen(ed.) , *op. cit.*, p. 228; idem, "Commerce maritime et économie dans l'Empire ottoman au XVIIIe siècle", J.- L. Bacqué-Grammont/ P. Dumont(ed.) , *Économy et société dans l'Empire Ottoman (fin du XIIIe- début du XXe siècle)*, Paris, 1983, p. 290.
- (20) T. Stoianovich, "Orthodox Merchant", pp. 239- 242.
- (21) M. M. Alexandrescu- Dersca, "Contribution", pp. 19- 20; E. D. Tappe, *op. cit.*, pp. 494- 495.
- (22) P. Cernovodeanu, "General Condition", pp. 453- 454.
- (23) M. M. Alexandrescu- Dersca, "Contribution", pp. 19, 34; V. Georgescu, *The Romanians*, pp. 77- 78; B. McGowan, *op. cit.*, pp. 14- 15.
- (24) M. M. Alexandrescu- Dersca, "Contribution", pp. 20, 26- 27, 30, 34. とりわけ1755年には黒海よりボスフォラス海峡に入港する穀物商船が積載穀物の略取を狙う港湾官吏によって意図的に難破される事件が発生し, この結果市民暴動が多発するなど危機は頂点に達している。
- (25) L. Güçer, "Grain Supply of Istanbul in the 18th Century", C. Issawi, *The Economic History of Turkey 1800- 1914*, Chicago, 1980, pp. 27- 30.
- (26) M. M. Alexandrescu- Dersca, "Contribution", pp. 19- 21, 26- 27, 32, 36- 37. また海運事業の振興がはかられ, 1755年難破事件の教訓から海峡各所に灯台を設置して穀物運搬船の海難事故を未然に防止する一方, 4-5ヶ月分の備蓄能力をもつ大型穀物倉庫を首都周辺・主要港湾に建造し, 食糧不足の際における価格騰貴が抑制された。
- (27) M. M. Alexandrescu- Dersca, "Contribution", pp. 27, 30.
- (28) M. M. Alexandrescu- Dersca, "Contribution", pp. 13, 17- 18, 22.
- (29) J. R. Lampe/ M. R. Jackson, *op. cit.*, p. 81; H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 10-11; D. Chirot, *Social Change*, pp. 74- 75. なおオーストリアの対土通商に関しては, J. Dullinger, "Die Handelskompagnien Österreichs nach dem Oriente und Ostindien in der ersten Hälfte des 18. Jahrhunderts", *Zeitschrift für Social- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 7, 1900.
- (30) M. L. Harvey, "The Development of Russian Commerce on the Black Sea and Its Significance", Ph. D., diss., University of California, 1938, pp. 10- 11; N. G. Kireev, "On the History of Russian-Turkish Trade Relation via Istanbul in the Middle of the 18th Century", Association internationale d'études du sud-est européen, *Bulletin*, Vol. 12, 1974, pp. 127- 131. なおこの間においてロシア黒海貿易に関する種々の通商計画がロシア政府と外国商人により策定されている。まず1749年には駐土大使A・ネプルーエフNepluyevがヴェネツィア商人に対する対露黒海貿易の認可を提起したが, これはロシア国内商人の反発で頓挫している。続く1752年には大使オブレスコフObreskovがトルコ向けロシア毛皮輸出・ロシア向けトルコ一次製品の取引に関してオランダ商人から露蘭混合会社mixed companyの設立を打診されたが, ロシア政府の対応が遅れたため頓挫している。
- (31) バルカン西岸地帯のうちマケドニア・テッサリアでは綿花生産が発達し, 18世紀を通じて生産総量は三倍に伸張しているが, その大半はドナウ河・アドリア海を通じて中東欧諸国(オーストリア・ザクセン・プロイセン・スイス)へと輸出された。またアルバニア・ボスニア・モンテネグロ・モレア半島では特にトウモロコシ生産が伸張している。T. Stoianovich, "Orthodox Merchant", pp. 259- 260; idem, "Land Tenure and Related Sectors of the Balkan Economy, 1600- 1800", *The Journal of Economic History*, Vol. 13, 1953, pp. 403- 407; B. McGowan, *op. cit.*, pp. 16, 23- 32, 40- 44.
- (32) H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 10- 11; D. Chirot, *Social Change*, pp. 74- 75.
- (33) V. Mihordea, *Maitres du sol et paysans dans les principautés roumaines au XVIIIe siècle*, Bucarest, 1971, pp. 59- 60, 67, 73; S. Columbeanu, *Grandes exploitations domaniales en Valachie*

- au XVIIIe siècle*, Bucarest, 1974, pp. 23- 24, 27- 29, 38- 39. 世俗所領の平地地帯集中傾向はとりわけモルダヴィアで顕著となっており, 18世紀を通じて山岳地帯におけるポイエール所領はわずかに14にすぎなかった。
- (34) Mihai-Vodea修道院領の場合, 1739年の穀物収量195キラからまず自家消費分として30キラのトウモロコシが控除された後, 40キラの小麦がオスマン政府向けに規定価格で売却され, 残る85キラの小麦・40キラのキビが自由市場向けに売却されている。なお世俗領主は通例所領記録を作成しなかったために, 一部の修道院領のそれから所領経営一般を類推せざるを得ない状況にある。S. Columbeanu, *op. cit.*, pp. 57, 63.
- (35) S. Stefanescu, "L'évolution de l'asservissement des paysans de Valachie jusqu'aux réformes de Constantin Mavrocordat", *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 8, 1969, pp. 495- 497; V. Mihordea, *op. cit.*, pp. 63- 64; idem, "Les obligations des «vecini» envers leurs maîtres entre 1650 et 1749", *Nouvelles études d'histoire*, Vol. 3, Bucarest, 1965; S. Columbeanu, *op. cit.*, pp. 79- 87. なお18世紀初頭モルダヴィア農民の状況に関しては, D. Cantemir, "Moldavia in the Early 18th Century", D. Warriner(ed.), *op. cit.*, pp. 121- 129. またワラキアの経済価値に関する同時代人の証言としては, A. M. del Chiaro, "Fertile Wallachia", D. Warriner(ed.), *op. cit.*, pp. 137- 138.
- (36) V. Mihordea, *op. cit.*, pp. 27- 28, 57- 58; S. Columbeanu, *op. cit.*, pp. 149- 150; J. R. Lampe/ M. R. Jackson, *op. cit.*, pp. 84- 85. なお家畜に関しては, モルダヴィアでは専ら東欧向け牛馬生産が, ワラキアではオスマン向け羊生産が, それぞれ高い比重を示している。
- (37) M. M. Alexandrescu- Dersca, "Sur le regime des ressortissants ottomans en Moldavie(1711- 1829)", *Studia et acta orientalia*, Vol. 5-6, 1967, pp. 155- 157.
- (38) F. Constantiniu, "Quelques aspects de la politique agraire des phanariotes", *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 4, 1965, pp. 672- 675; V. Mihordea, *op. cit.*, pp. 64- 65; S. Columbeanu, *op. cit.*, pp. 87- 88. ポイエールは賦役総量を墾領トランシルヴァニア並みの週3日まで拡大するよう要求している。この試みは挫折するが, それでも年間6-12日程度とされる旧来の慣行に対比すれば大幅な増強と言える。
- (39) V. Mihordea, *op. cit.*, pp. 22- 23, 28- 29; S. Columbeanu, *op. cit.*, pp. 60- 61; J. R. Lampe/ M. R. Jackson, *op. cit.*, pp. 82- 83.
- (40) F. Constantiniu/ S. Papacostea, *op. cit.* pp. 107- 108; F. Constantiniu, "Quelques aspects", pp. 675- 676.
- (41) F. Constantiniu/ S. Papacostea, *op. cit.* pp. 105- 106; F. Constantiniu, "Constantin Mavrocordat et l'abolition du servage en Valachie et en Moldavie", *Symposium: L'époque phanariote*, pp. 377- 380.
- (42) F. Constantiniu/ S. Papacostea, *op. cit.* pp. 108- 111; F. Constantiniu, "Constantin Mavrocordat", pp. 380- 381; D. Warriner (ed.), *op. cit.*, "Decree of the General Assembly for the Liberation of all Peasants 5 August 1746", pp. 131- 132. マヴロコルダートの農民解放に關説したものとしては, V. Georgescu, *The Romanians*, pp. 85- 86; R. R. Florescu, "The Phanariot Regime", pp. 309- 310; D. Chirot, *Social Change*, pp. 76- 77. また全国議会の動きについては, P. P. Panaitescu, *op. cit.*, p. 135.
- (43) 実際, ファナリオト君主の農民保護政策と平行してオスマン政府自身も貢納義務の維持, 及び首都向け穀物生産の促進の観点からルーマニア農民の保護を志向した。まず1756年勅令ではルーマニアにおける土地所有の禁止規定に違反したオスマン臣民の国外追放を確認している。また1759年勅令では, ルーマニア両国に入国するオスマン商人は事前に勅命書・通行許可証の発行を受けること, かつ公国君主に対して商業活動の性格・滞在期間・滞在場所を申告すること, が規定され, かつ商品取引に伴い国内を自由に巡回すること, 商品を安価に購入すること, 農村に居住すること, 自ら土地・家屋を所有すること, 現地農民の奉仕を要求すること, 以上の行為は禁止

- された。V. Georgescu, *The Romanians*, p. 80; M. M. Alexandrescu- Dersca, "Sur le regime", p. 175.
- (44) D. Mitrany, *op. cit.*, pp. 16- 17. 他に以下の点がルーマニア農奴解放の限界として指摘されている。まず自由農民の賦役義務については、その年間日数のみが規定されてその労働量が不問とされた結果、1日あたりの労働として実際にはその完遂に2-3日を要する労働が賦課される事態も発生した。またポイエールの農民支配を監視するべき中央派遣の査察官は現実にはポイエールに有利な法令解釈を行ったと言われる。D. Chirot, *Social Change*, pp. 78- 79.
- (45) M. S. Anderson, *The Eastern Question 1774- 1923: A Study in International Relations*, New York, 1966, pp. xi- xii; J. C. Hurewitz(ed.) , *op. cit.*, Vol. 1, pp. 92- 101; D. Malgoliouth, "Turkish Diplomacy in the Eighteenth Century", *Moslem World*, Vol. 7, 1917. なお当該条約については、尾高晋己「キュチュク＝カイナルジャ条約について」『愛知学院大学文学部紀要』第30号, 2001年, 同「キュチュク＝カイナルジャ条約(1774) の第13条についての一考察」『史学研究』第232号, 2001年。
- (46) M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 7- 8.
- (47) M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 5- 6; P. Cernovodeanu, "The Taking Away of Bucovina (1775) and the Assassination of Grigore III Ghica of Moldavia as Highlighted in English Diplomatic Reports of the Time", *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 33, 1994.
- (48) M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 8- 9; idem, "The Great Powers and the Russian Annexation of the Crimea, 1783- 4", *The Slavonic and East European Review*, Vol. 37, 1958; I. de Madariaga, "The Secret Austro- Russian Treaty of 1781", *The Slavonic and East European Review*, Vol. 38, 1959.
- (49) M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 9- 12; idem, "Great Britain and the Russian Fleet, 1769- 70", *The Slavonic and East European Review*, Vol. 31, 1952, pp. 148- 150; idem, "Great Britain and the Russo-Turkish War of 1768- 74", *English Historical Review*, Vol. 69, 1954, pp. 39- 40.
- (50) さしあたり, 三木亘「オスマン帝国のアラブ支配とその解体」『岩波講座：世界歴史』第21巻 1971年, 209-216頁, 前嶋編, 前掲書, 441-443頁, 佐藤編, 前掲書, 348-350頁。
- (51) R. W. Seton- Watson, *op. cit.*, pp. 148- 149.
- (52) R. W. Seton- Watson, *op. cit.*, pp. 150- 151.
- (53) M. M. Alexandrescu- Dersca, "Sur le regime", p. 162; V. Georgescu, *The Romanians*, p. 80. オスマン臣民のルーマニア領内入国には、トルコ政府の発行する勅命書・国境警備隊司令の発行する通行許可証 *laissez-passer* (teskere) の携帯と公国君主の承認が条件とされた。またギリシア商人はルーマニアにおける商業活動を承認されたものの、その資格は命書の保有者 (firmanli), 通行許可証の保有者 (teskerelii), デフテルの保有者 (defterlii), 及びコンスタンチノーブルへの食糧供給を義務付けられた商人 (kapanlii) に限定され、かつ特権商人は指定の宿場以外への滞在を制限されるとともに、主要市場には不法入国者を拘束するべき密偵 *Turk-Guard* が配置され、ルーマニア臣民へのあらゆる損害を禁止された。
- (54) R. W. Seton- Watson, *op. cit.*, pp. 151- 152; C. & B. Jelavich, *op. cit.*, p. 85; D. Dvoichenko- Markov, "Russia and the First Accredited Diplomat in the Danubian Principalities, 1779- 1808", *Slavic and East- European Studies*, Vol. 8, 1963; B. G. Spiridonakis, "L'établissement d'un consulat russe dans les Principautés danubiennes, 1780- 1782", *Balkan Studies*, Vol. 4, 1963.
- (55) R. W. Seton- Watson, *op. cit.*, pp. 153- 154; C. & B. Jelavich, *op. cit.*, p. 86.
- (56) M. M. Alexandrescu- Dersca, "Sur le regime", pp. 162- 163.
- (57) 旧来のルーマニア法制は基本的にローマ・ビザンツ法に立脚しており、ワラキアでは既に露土戦争前夜より S・ラコヴィタ, スカルラト・ギーカ *Scarlat Ghica* (在位：1765-67年) のもと新たな法典編纂が進められていたが、依然として必ずしもルーマニア国内の実状を反映するものではなかった。ルーマニア法制の問題は本稿の課題を超えるが、さしあたり, P. J. Zapos,

- "Byzantine Law in the Danubian Principalities", *Balkan Studies*, Vol. 7, 1966; V. A. Georgescu, "Initiative et échec: Deux structures phanariotes en matière de droit (1711- 1821) : Leur insertion dans le contexte des réalités roumaines", Association internationale d'études du sud- est européen, *Bulletin*, Vol. 10, 1972; idem, "Réalités roumaines et initiatives juridiques phanariotes: A propos de l'échec de l'oeuvre codificatrice de Michel Fotino (Photeinopoulos) ", *Symposium: L'époque phanariote*; G. Cront, "Le droit Romano- Byzantin dans les pays roumains à l'époque phanariote", *Symposium: L'époque phanariote*.
- (58) C. C. Giurescu, "Un remarquable prince phanariote: Alexandre Ypsilanti, voévode de Valachie et de Moldavie", *Symposium: L'époque phanariote*, pp. 64- 65; P. Cernovodeanu, "Mobility and Traditionalism", pp. 253- 256.
- (59) ルーマニア啓蒙思想についてはV・ゲオルゲスクの一連の研究を参照されたい。V. Georgescu, "Idées sociales et politiques dans la littérature historique des Principautés roumaines pendant la seconde moitié du XVIIIe siècle et au commencement du XIXe", *Revue des études sud- est européennes*, Vol. 1-2, 1967; idem, *Political Ideas and the Enlightenment in the Romanian Principalities (1750- 1831)*, New York, 1971; idem, *Mémoires et projets de réforme dans les principautés roumaines 1831- 1848: Répertoire et textes: Avec un supplément pour les années 1769- 1830*, Bucarest, 1972.
- (60) V. Georgescu, *Political Ideas*, pp. 149- 153; idem, "The Romanian Boyars", pp. 35- 36.
- (61) V. Georgescu, *Political Ideas*, pp. 108- 113, 120 -121; idem, "The Romanian Boyars", pp. 37- 38.
- (62) V. Georgescu, *Political Ideas*, pp. 99- 101; idem, "The Romanian Boyars", pp. 39- 40.
- (63) 18世紀後半におけるオスマン帝国の世界市場編入過程については, I. Wallerstein, "The Ottoman Empire and the Capitalist World- Economy: Some Questions for Research", *Review*, Vol. 2, No. 3, 1979; I. Wallerstein/ R. Kasaba, "Incorporation into the World- Economy: Change in the Structure of the Ottoman Empire, 1750- 1839", J.- L. Bacqué- Grammont/ P. Dumont (ed.) , *op. cit.* ; I. Wallerstein/ H. Decdeli/ R. Kasaba, "Incorporation of the Ottoman Empire into the World- Economy", H. Islamoglu- Inan (ed.) , *The Ottoman Empire and the World- Economy*, Cambridge, 1987; M. Cizacka, "Incorporation of the Middle East into the European World- Economy", *Review*, Vol. 8, No. 3, 1985.
- (64) T. Stoianovich, "Orthodox Merchant", pp. 288- 289; M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 12- 19; H. Patricia, "Russian Grain and Mediterranean Markets, 1774- 1861", Ph. D., diss., University of Pennsylvania, 1963.
- (65) 港湾都市オデッサについては, P. Herliby, "Odessa: Staple Trade and Urbanization in New Russia", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, N. F., Bd. 21, 1973; F. W. Skinner, "Trends in Planning Practices: The Building of Odessa, 1794- 1917", M. F. Hamm(ed.) , *The City in Russian History*, Kentucky, 1976.
- (66) T. Stoianovich, "Orthodox Merchant", pp. 297- 300; A. Beer, "Die österreichische Handelspolitik unter Maria Theresia und Josef II", *Archiv für österreichische Geschichte*, Bd. 86, 1899, S. 79- 89; G. Zane, "Die österreichischen und die deutschen Wirtschaftsbeziehungen zu den rumänischen Fürstentümern 1774- 1874", *Weltwirtschaftliches Archiv: Chronik und Archivalien*, Bd. 26, 1927, S. 30- 47; 高村象平「オーストリー東インド会社前史」『資本主義の歴史的問題』泉文堂1948年所収, 丹後杏一『オーストリア近代国家形成史』山川出版社1986年, 101-107頁, 同『ハプスブルク帝国の近代化とヨーゼフ主義』多賀出版1997年, 89-96頁。
- (67) W. Kirchner, "Franco- Russian Economic Relations in the 18th Century", idem, *Commercial Relations between Russia and Europe, 1400- 1800: Collected Essays*, Bloomington, 1967, pp. 145-

- 146, 152- 153; F. Fox, "French- Russian Commercial Relations in the 18th Century and the French- Russian Commercial Treaty of 1787", Ph. D. diss., University of Delaware, 1966; idem, "A View of French- Russian Trade Relations in the 18th Century: The Ms. Le Gendre", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, N. F., Bd. 16, 1968, pp. 484- 493; idem, "Negotiating with the Russians: Ambassador Ségur's Mission to Saint-Petersburg, 1784-1789", *French Historical Studies*, Vol. 7, 1971.
- (68) H. Klimesz, "Poland's Trade through the Black Sea in the Eighteenth Century", *The Polish Review*, Vol. 15, 1970, pp. 69- 70.
- (69) A. I. Bagis, "British Economic Policy in the Ottoman Empire under George III", W. Hale/ A. I. Bagis (ed.) , *Four Centuries of Turco- British Relations: Studies in Diplomatic Economic and Cultural Affairs*, Pickering, 1984, pp. 42- 43.
- また当該期には多くの民間商人が黒海貿易への関心を示した。1784年にはD・グレイGrayがバルカン半島が豊富な森林資源を保有していること、当該地域が北米植民地を代替する新規市場として有望であることを指摘し、またレヴァント会社のR・ウィルスWillisは『クリミア・タートル及びその輸入・輸出貿易要説』*A Short Account of the Crim- Tartary: and of the Imports and Exports*（ロンドン・1787年）を出版して黒海貿易の必要を主張している。T. J. Hope, "Britain and the Black Sea Trade in the Late 18th Century", *Revue roumaine d'études internationales*, Vol. 2 (24) , 1974, pp. 160- 161; idem, "The Importance of the Ottoman Empire to British Interests in the Late 18th Century", *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 34, 1995, pp. 146, 158.
- (70) M. S. Anderson, "Samuel Bentham in Russia, 1779- 1791", *American Slavonic and East European Review*, Vol. 15, 1956, pp. 160, 162- 165; W. Kirchner, "Samuel Bentham and Siberia", idem, *op. cit.*. その父親J・ベンサムは時の内閣首相シェルバーン（在任：1882-83年）の友人であり、その情報が何らかの形で政府首脳に伝えられたことは想像に難くない。また兄の功利主義者J・ベンサムに師事した同じくスコットランド貴族のD・アーカートUrquhartが後にレヴァント市場防衛＝対露戦争論のイデオログとなった事実も示唆的である。この点については、拙稿「イギリス自由貿易運動とトルコ市場論争」、松井真子「レヴァント貿易と東方問題」深沢克巳編『国際商業』ミネルヴァ書房2002年所収。
- (71) A. I. Bagis, *op. cit.*, pp., 43- 44. 特に1791年においてW・リンゼイLindsayは、近隣のフランスにとってこそ黒海貿易は有益な通商部門となりうるものの、遠隔のイギリスにとってはバルト海貿易の8倍の輸送時間・経費を要する非効率な市場であることを、またロシア現地で活動する多くのイギリス商人は、トルコのバルカン領土喪失がフランスの黒海通商を促進し、イギリスの海外貿易を攪乱していることを警告している。T. J. Hope, "Britain and the Black Sea Trade", pp. 161- 164, 166- 170; idem, "The Importance of the Ottoman Empire", pp. 159- 161.
- (72) イギリスのバルト海貿易に関しては、鈴木健夫「イギリス産業革命と英露貿易——最近の研究動向から——」同編『「最初の工業国家」を見る眼』早大出版部1987年所収、玉木俊明「近世バルト海貿易におけるイギリス＝ポーランド関係」『北欧史研究』第11号1994年、同「イギリスのバルト海貿易（1731-1780年）」『社会経済史学』第63巻第6号1998年。
- (73) M. M. Alexandrescu- Dersca, "Contribution", pp. 17, 33- 34.
- (74) M. Alexandrescu- Dersca, "Les rapports économiques de l'Empire ottoman avec les principautés roumaines et leur réglementation par les *Khatt-i Serif* de privilèges (1774- 1829) ", J.- L. Bacqué-Grammont/ P. Dumont (ed.) , *op. cit.*, pp. 319- 320; idem, "Sur le regime", pp. 175- 176.
- (75) M. M. Alexandrescu- Dersca, "Contribution", pp. 21- 22; idem, "Les rapports économiques", pp. 320- 321.
- (76) M. M. Alexandrescu- Dersca, "Les rapports économiques", pp. 321- 322; idem, "Sur le regime", p. 176.

- (77) 18世紀末時点においてオスマン帝国の対欧通商総額が110-120,000,000リーヴルと推計されるのに対して、地中海・黒海・紅海を媒介とするオスマン域内貿易総額は180-200,000,000リーヴルに及ぶ。しかもオスマン帝国は成長する対欧貿易と平行しつつ、東部国境のペルシア湾・紅海を二大中継地点として巨額のインド貿易を維持しており、国内富裕者向け香料・綿布（モスリン・染色キャラコ）・カシミア及び国内繊維産業向け染料（インディゴ）の輸入取引は1780年代において総額5,000,000ピアストル（=10,000,000リーヴル）に達する。この数値は当該期のヨーロッパ製品輸入総額11-12,000,000リーヴルに比肩する。かくして当該期は16世紀における帝国経済の最盛期と19世紀における世界市場編入期とを媒介する「中間期」intermediate periodにあるとされる。D. Panzac, "International and Domestic Maritime Trade in the Ottoman Empire during the 18th Century", *International Journal of Middle East Studies*, Vol. 24, 1992, pp. 190- 191, 202; S. Faroqhi, "Trade: Regional , Inter- regional and International", H. Inalcik/ D. Quataert(ed.) , *op. cit.*, pp. 474- 480.
- (78) S. Columbeanu, *op. cit.*, pp. 46- 47. 前述F・G・バウアーの指摘によれば1768-74年露土戦争に伴いオルテニアでは総計791の村落のうち91の村落が遺棄され、この結果1753年時点で約40,000とされるワラキアの担税人口（=世帯総数）は1773年には30,347まで減少した。
- (79) S. Columbeanu, *op. cit.*, pp. 153- 156.
- (80) S. Columbeanu, *op. cit.*, pp. 68- 69, 74- 76. 同表には現れていないが、他に野菜（インゲン豆・キャベツ）、タバコといった商品作物の生産が発達している。
- (81) D. Chirot, *Social Change*, pp. 74- 75.
- (82) I. Constantinescu, "L'affermage des domaines aux paysans corvéables dans les principautés danubiennes sous le régime phanariote", *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 20, 1981, pp. 517- 518.
- (83) V. Mihordea, *op. cit.*, pp. 41- 42.
- (84) D. Chirot, *Social Change*, pp. 78- 79, 81- 83.
- (85) D. Mitrany, *op. cit.*, pp. 17- 19; I. Constantinescu, *op. cit.*, pp. 519- 521.
- (86) D. Chirot, "The Romanian Communal Village", p. 147.
- (87) D. Mitrany, *op. cit.*, pp. 21- 22; I. Constantinescu, *op. cit.*, pp. 521- 522.
- (88) D. Mitrany, *op. cit.*, pp. 19- 20; F. Constantiniu, "Quelques aspects", pp. 672, 677- 678.
- (89) I. Constantinescu, *op. cit.*, pp. 523- 524.
- (90) D. Mitrany, *op. cit.*, pp. 20- 21; I. Constantinescu, *op. cit.*, pp. 522- 523; S. Columbeanu, *op. cit.*, pp. 46- 47. なお当該期のワラキア農業法令に関しては次の伝語注解付きルーマニア原文史料がある。V. A. Georgescu/ E. Popescu, *La législation agraire de Valachie (1775- 1782)*, Bucarest, 1970.
- (91) T. Naff, "Reform and the Conduct of Ottoman Diplomacy in the Reign of Selim III, 1789-1807", *Journal of the American Oriental Society*, Vol. 83, 1963; 鈴木薫「オスマン帝国とフランス革命——イスラム世界と近代西欧世界の同時代的接触のひとつま——」田中治男他編『フランス革命と周辺国家』リプロポート1992年、69-71、76-80頁。
- (92) A. I. Bagis, *Britain and the Struggle for the Integrity of the Ottoman Empire: Sir Robert Ainslie's Embassy to Istanbul 1776- 1794*, Istanbul, 1984; M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 17- 20. ただし世論の多くは依然として英露両国の外交・通商関係を重視し、特に上記C・J・フォックスの反論のもと対露開戦は最終的には回避されている。
- (93) M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 12- 16; J. C. Hurewitz(ed.) , *op. cit.*, Vol. 1, pp. 105- 109.
- (94) M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 28- 33; J. C. Hurewitz(ed.) , *op. cit.*, Vol. 1, pp. 154- 155.
- (95) M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 36- 44; V. J. Puryear, *Napoleon and the Dardanelles*, Berkeley, 1951, pp. 343- 345.
- (96) J. C. Hurewitz(ed.) , *op. cit.*, Vol. 1, pp. 189- 191.

- (97) M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 45- 47; J. C. Hurewitz(ed.) , *op. cit.*, Vol. 1, pp. 193-197; A. Cunningham, "Stratford Canning and the Treaty of Bucharest", E. Ingram(ed.) , *Anglo- Ottoman Encounters in the Age of Revolution*, London, 1993.
- (98) M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 47- 48; 高坂正堯『古典外交の成熟と崩壊』中央公論社1978年, 第二章「ウィーン会議と『ヨーロッパ』」, 103-104頁。
- (99) セリム3世の改革に関しては, S. J. Shaw, *Between Old and New:The Ottoman Empire under Sultan Selim III 1789-1807*, Cambridge, Mass., 1971, pp. 175- 179; K. H. Karpat, "The Transformation of the Ottoman State, 1789- 1908", *International Journal of the Middle East Studies* , Vol. 3, 1972, pp. 251- 252; 新井政美『トルコ近現代史——イスラム国家から国民国家へ——』みすず書房2001年, 第三章「改革への序章——セリム三世と『新体制』——」。
- (100) R. W. Seton- Watson, *op. cit.*, pp. 159- 160.
- (101) M. M. Alexandrescu- Dersca, "Sur le regime", pp. 164- 165.
- (102) P. F. Sugar, *op. cit.*, p. 141; C. & B. Jelavich, *op. cit.*, p. 86.
- (103) P. Simionescu/ R. Valentin, "Documents inédits concernant la création du consulat britannique à Bucarest (1803) ", *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 8, 1969; P. Cernovodeanu, "The Setting up of the English Consulate in the Romanian Principalities (1803) and Its Activity until 1807", *Revue roumaine d'études internationales*, Vol. 1(11) , 1971; W. G. East, *The Union of Moldavia and Wallachia, 1859: An Episode in Diplomatic History*, Cambridge, 1929, Appendix I, pp. 169- 181.
- (104) R. R. Florescu, *The Struggle against Russia in the Romanian Principalities 1821- 1854: A Problem in Anglo-Turkish Diplomacy, 1821- 1854*, Iasi, 1997, pp. 75- 76; P. Cernovodeanu, "The English Consulate", pp. 193- 194.
- (105) この結果モルダヴィアの貢納負担は3,000,000ピアストルから8,000,000ピアストルへと, またワラキアのそれは旧来の5倍へと, それぞれ上昇した。R. W. Seton- Watson, *op. cit.*, p. 164.
- (106) F. J. John, "Greek- Romanian Relations in Historical Perspective: The Revolution of 1821 in the Romanian Principalities", Ph. D. dissertation, University of South California, 1973, pp. 23- 24, 33- 34; V. Georgescu, *The Romanians*, pp. 78- 79; idem, "The Romanian Boyars", pp. 33- 34.
- (107) D. Deletant, "Romanian Society in the Danubian Principarities in the Early 19th Century", R. Clogg(ed.) , *Balkan Society in the Age of Greek Independence*, London, 1981, pp. 230- 235; F. J. John, *op. cit.*, pp. 66- 68, 72- 73.
- (108) V. Georgescu, *The Romanians*, pp. 93- 95.
- (109) V. Georgescu, *Political Ideas*, pp. 121- 123, 114- 115; idem, "The Romanian Boyars", pp. 37- 38. ルーマニア民族主義の覚醒における英仏の影響については, F. J. John, *op. cit.*, pp. 32- 33; A. Sutu, "L'image de France dans les Pays roumains pendant les campagnes napoléoniennes et le congrès de Vienne", *Nouvelles études d'histoire*, Vol. 3, Bucarest, 1965; J. C. Campbell, "The Influence of Western Political Thought in the Rumanian Principalities, 1821-1848: The Generation of 1848", *Journal of Central European Affairs*, Vol. 4, 1944; idem, *French Influence and the Rise of Romanian Nationalism*, New York, 1971; S. Fischer-Galati, "The Origins of Modern Rumanian Nationalism", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, N. F., Bd. 12, 1964, 同, 前掲邦訳, 260-261頁。
- (110) 1821年ワラキア反乱そのものの政治動向についてはさしあたり, A. Otetea, "L'insurrection de 1821 dans les principautes danubiennes", *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 1, 1962; idem, "Les grandes puissances et le mouvement hetairiste dans les principautes roumaines", *Balkan Studies*, Vol. 7, 1966; N. Camariano, "Les relations de Tudor Vladimirescu avec l'Hetairie avant la revolution de 1821", *Balkan Studies*, Vol. 6, 1965; A. J. Despotopoulos, "La révolution grecque, Alexandre Ypsilantis et la politique de la Russe", *Balkan Studies*, Vol. 7, 1966; A. Dascalakis, "Les phanariotes

- et la révolution grecque de 1821", *Symposium: L'époque phanariote*; E. D. Tappe, "The 1821 Revolution in the Rumanian Principalities", R. Clogg (ed.), *The Struggle for Greek Independence: Essays to Mark the 150th Anniversary of the Greek War of Independence*, London, 1973; R. R. Florescu, *op. cit.*, Chapter 2, "The Revolution of Tudor Vladimirescu: Romanian or Greek?".
- (111) M. M. Alexandrescu- Dersca, "Contribution", p. 22; idem, "Les rapports économiques", p. 322.
- (112) F. Marinescu, "The Trade of Wallachia with the Ottoman Empire between 1791 and 1821", *Balkan Studies*, Vol. 22, 1981, pp. 293- 294; M. M. Alexandrescu- Dersca, "Les rapports économiques", p. 323.
- (113) M. M. Alexandrescu- Dersca, "Contribution", pp. 27- 28.
- (114) T. Güran, "The State Role in the Grain Supply of Istanbul: The Grain Administration, 1793- 1839", *International Journal of Turkish Studies*, Vol. 3, 1984, pp. 29, 31- 33. 同局の活動内容は次の通りである。すなわち, ①穀物商人の活動を監督し, 一層大量の穀物供給を支援すること, ②ワラキア・モルダヴィアから大量の穀物を買付け, ドナウ河・黒海経由で輸送すること, ③同局の収支勘定を作成すること, ④地方・首都市場の穀物価格を調査し, パン価格を決定すること, ⑤製パン業者の価格・品質を管理すること, ⑥製パン業者に対する穀物商人・穀物管理局の債権を回収すること, ⑦穀物輸送商船を増産し, 穀物海上輸送を規制すること, ⑧各地の穀物増産を奨励し, また海外向け穀物密輸を防止すること。
- (115) T. Güran, *op. cit.*, pp. 35- 38.
- (116) 19世紀初頭のコンスタンチノーブル人口は450,000と推定されており, 一人当たり年間穀物消費を205キログラム (=8キラ) 程度と想定すれば, 首都人口の扶養に必要な年間穀物総量はほぼ92,400,000キログラム (=3,600,000キラ) と算定しうる。T. Güran, *op. cit.*, pp. 27- 28; K. H. Karpat, *The Ottoman Population, 1830-1914: Social and Demographic Characteristics*, Madison, 1985, pp. 102- 103.
- (117) M. M. Alexandrescu- Dersca, "Contribution", pp. 22- 23; idem, "Les rapports économiques", pp. 323- 324; F. Marinescu, *op. cit.*, pp. 300- 304.
- (118) M. M. Alexandrescu- Dersca, "Les rapports économiques", pp. 324- 325; F. Marinescu, *op. cit.*, pp. 294- 295, 304- 306. なお1792-1806年度のワラキア関税統計によれば, ワラキアは旧来の公定価格に基づく食糧取引と平行する, 新たな市場価格に基づく自由取引として, オスマン市場に家畜(水牛・雄牛・雌牛・馬)・酪農品(チーズ・薫製牛肉pastrami)・加工食品(タバコ・小麦粉)・繊維製品・獣皮・木材・果実・塩を輸出する一方, オスマン市場より繊維原料(綿花・生糸・羊毛)・繊維製品・皮革製品・魚介類・果実(葡萄・レーズン)・タバコ・香料(アニス・サフラン)を輸入したとされる。取引の性格は基本的に一次産品輸出・工業製品輸入という本国・従属国関係を体現するものになっていると言えよう。F. Marinescu, *op. cit.*, pp. 315- 318.
- (119) C. Issawi, *op. cit.*, pp. 326- 327; S. Pamuk, *op. cit.*, pp. 193- 195.
- (120) F. Marinescu, *op. cit.*, pp. 307- 308; T. Güran, *op. cit.*, pp. 35- 36.
- (121) F. Marinescu, *op. cit.*, pp. 309- 310; M. M. Alexandrescu- Dersca, "Sur le regime", p. 177.
- (122) さしあたり, 高坂, 前掲書, 97-98頁。なおウィーン会議で自由航行の原則が確認された国際河川としては他にネッカール, マイン, モーゼル, ミューズ, エスコアの各河川が挙げられる。この原則は1818年にエルフレス, 1822年にエルベ, 1823年にウェーゼルへと順次適用された。ただしドナウ河に対する国際河川制度の採用は, 二国間協定である1838年英奥通商条約にその端緒を認めることができるものの(拙稿「イギリス自由貿易運動とトルコ保全政策」129-130頁), 正式な国際条約による整備は, オスマン帝国を初めて「ヨーロッパ協調」の一員に加えた1856年パリ条約での「ドナウ航行委員会」Danube Navigation Commission設置を待たねばならない。
- (123) ただし同年にはガラツ・ブライラ両港での穀物売買価格は売り手・買い手両者の合意により決定されること, 不和の際には両国首都において君主・評議会立ち会いのもと決定されること,

- が同時に確認されており、オスマン通商規制の弛緩もまた着実に進行していたと言える。F. Marinescu, *op. cit.*, p. 295; C. Issawi, "Grain and Water Supply of Istanbul", *idem, op. cit.*, pp. 24-26.
- (124) P. Cernovodeanu, "British Economic Interests", p. 115, n. 39.
- (125) V. J. Puryear, *Napoleon*, pp. 9- 11. ナポレオン大陸制度に関しては、吉田静一『フランス重商主義論』未来社1962年、141-142頁。またフランス革命＝ナポレオン戦争の帰趨に英仏両国の商業覇権抗争の最終的決着とイギリスによる世界市場制覇の達成をみる見解については、服部春彦「18世紀末-19世紀初頭におけるフランス貿易構造の転換」京都大学『人文学報』第50号1981年（同、前掲書に再録）、同「フランス革命およびナポレオン時代における国際貿易構造の変化」『思想』第789号1990年。
- (126) V. J. Puryear, "Odessa: Its Rise and International Importance, 1815- 50", *Pacific Historical Review*, Vol. 3, 1934, pp. 194- 197; P. Herlihy, "Russian Wheat and the Port of Livorno, 1794-1865", *The Journal of European Economic History*, Vol. 5, 1976; N. E. Saul, *Russia and the Mediterranean 1797-1807*, Chicago, 1970, pp. 18- 20, 177- 180. なおイギリスの穀物輸入に占めるオデッサの位置に関しては、C. J. Fuchs, "Der englische Getreidehandel und seine Organisation", *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, N. F., Bd. 20, 1890, S. 14; W. F. Galpin, *The Grain Supply of England during the Napoleonic Period*, Philadelphia, 1925, pp. 10- 11, 126.
- (127) A. I. Bagis, *op. cit.*, pp. 46- 47; P. Cernovodeanu, "British Economic Interests in the Lower Danube and the Balkan Shore of the Black Sea between 1803 and 1829", *Journal of European Economic History*, Vol. 5, 1976, pp. 106- 109; *idem*, "The English Consulate", pp. 186- 187, 194; A. U. Turgay, "Ottoman- British Trade through Southeastern Black Sea Ports during the Nineteenth Century", J.- L. Bacqué- Grammont/ P. Dumont (ed.), *op. cit.*, pp. 299- 300.
- (128) A. I. Bagis, *op. cit.*, pp. 48- 49. なかでもスコットランドを拠点にバルト海貿易を展開するK・フィンレイFinlay (J・フィンレイ商会J. Finlay & Co.)は1811年にC・オービンAubinをレヴァントに派遣して市場調査を行いつつ、グラスゴウ商業会議所Glasgow Chamber of Commerce議長・庶民院議員として大陸制度の打撃及びレヴァント・バルカン市場開発の必要を訴え、レヴァント会社貿易独占の弊害と自由貿易の意義を主張している。A. Cunningham, "The Journal of Christophe Aubin: A Report on the Levant Trade in 1912", *Archivum Ottomanicum*, Vol. 8, 1983, pp. 5- 7. なお19世紀初頭のイギリス黒海海運に関しては、小松香織「オスマン帝国末期の英国黒海汽船海運——『英国領事報告書』より——」『歴史人類』第26号1998年、同『オスマン帝国の海運と海軍』山川出版社2002年。
- (129) P. Cernovodeanu, "British Economic Interests", pp. 112- 115; N. Iorga, *Anglo- Roumanian Relations*, pp. 48- 49, 52- 53; A. C. Wood, *op. cit.*, pp. 196- 197. 以下における引用は全て次の抄録による。D. Warriner(ed.), *op. cit.*, pp. 167- 170, "Export Restrictions and Tribute, 1820".
- (130) 1820年代イギリスの自由主義経済政策については、吉岡昭彦編『イギリス資本主義の確立』御茶の水書房1968年、383-394頁。そのトルコ通商政策との矛盾についてはさしあたり、拙稿「イギリス自由貿易運動とトルコ市場論争」、及び同「イギリス自由貿易運動とトルコ保全政策」107-110頁。
- (131) J. R. Lampe/ M. R. Jackson, *op. cit.*, pp. 84- 85.
- (132) I. Corfus, *L'agriculture en Valachie durant la première moitié du XIXe siècle*, Bucarest, 1969, pp. 15- 16; D. Deletant, *op. cit.*, pp. 235- 236; D. Chirot, *Social Change*, pp. 82- 83. ルーマニア両国とも村落・家計を単位とした課税制度のため個人単位の人口統計は存在しない。ただしワラキアの場合、例外的に作成された1815年統計は915,325人、1819年統計は1,200,000人を記録しており、イギリス領事ウィルキンソンもまた1,000,000人という数値を伝えている。ルーマニアにおける土地所有の平均規模はイギリスの実に85倍に相当するとも言われる。D. Mitrany, *op. cit.*,

- pp. 23- 24.
- (133) J. R. Lampe/ M. R. Jackson, *op. cit.*, pp. 83- 84.
- (134) I. Corfus, *op. cit.*, pp. 27- 28; I. Constantinescu, *op. cit.*, pp. 523- 524.
- (135) I. Corfus, *op. cit.*, pp. 18- 20.
- (136) I. Corfus, *op. cit.*, pp. 20- 27.
- (137) D. Deletant, *op. cit.*, pp. 238- 239; F. J. John, *op.cit.*, pp. 50- 52. 他に19世紀初頭ルーマニア農民の貧困を伝える同時代人の証言としては, B. Wyburn, "Land and Peasants in the Early Nineteenth Century", D. Warriner(ed.) , *op. cit.*, pp. 142- 144; C. Golescu, "A Closer View of the Peasants", D. Warriner(ed.) , *op. cit.*, pp. 144- 145.
- (138) D. Deletant, *op. cit.*, pp. 236- 237; D. Chirot, *Social Change*, pp. 87- 88.
- (139) A・モルジの農業政策については, I. Constantinescu, *op. cit.*, pp. 520- 521; D. Mitrany, *op. cit.*, pp. 21- 22, 28- 29; H. H. Stahl. *op. cit.*, pp. 116, 120; V. Mihordea, *op. cit.*, pp. 26- 27.
- (140) H. H. Stahl, *op. cit.*, p. 110; I. Constantinescu, *op. cit.*, p. 531.
- (141) I. Corfus, *op. cit.*, pp. 18- 19, 22
- (142) I. Corfus, *op. cit.*, pp. 28- 29; H. H. Stahl, *op. cit.*, p. 110; I. Constantinescu, *op. cit.*, pp. 530- 532; F. Constantiniu, "Quelques aspects", pp. 677- 678.
- (143) 例えば1822-23年においてモルダヴィアの寄進修道院領Neamut地域では記録された21件の小作契約のうちなお8件が領内居留農民との契約関係であったが, 続く1830年代にはモルダヴィアの13の地域を対象に確認される合計725件の小作契約のうち農民との契約はわずか4件を数えるにすぎなかった。I. Constantinescu, *op. cit.*, pp. 532- 533.
- (144) J. R. Lampe/ M. R. Jackson, *op. cit.*, pp. 85- 86.

〔付記〕本稿は平成14年度科学研究費補助金（若手研究B）による研究成果の一部である。

